

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

特集=福祉国家、その現在と展望

福祉国家の日本の特質と現段階
ドイツにおける福祉国家の動向
スウェーデンの動向

イギリス福祉国家の現在と分業原理
『雀利を創る』埋め立て地をなぎさ公園に
—小西和人さん(『週刊釣りサンデー』社長)に聞く

横山寿一
小淵港
藤岡純一
柳ヶ瀬孝三

72

1993年
3月

1981年5月20日
第4種郵便物認可
I S S N 0385-065X

**NEW AGE IS
GOING TO BEAR.**
Good-by, the age of war.



『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

— 第67号 —

特集 I 女と男の経済学

- 女性論・婦人論論争から学ぶもの……………柴田 悅子
男女雇用機会均等法の施行をめぐって……………久米 弘子
経済学とフェミニズム……………角田 修一

特集 II 現代日本資本主義論争にむけて

- ポスト・フォーディズムと日本資本主義……………伊藤 誠
日本型システムと「フレキシビリティ」……………十名 直喜
日本資本主義と新自由主義……………篠田 武司
《研究者群像》 黒川俊雄先生に聞く／ほか

— 第68号 —

特集 解剖！ 企業社会ニッポン

- 「会社本位」の構造……………奥村 宏
日本の経営の働きかせ方……………熊沢 誠
フォーディズムと日本の生産システム……………成瀬 龍夫
《研究者群像》 川口弘先生に聞く／ほか

— 第69号 —

特集 地域再生の課題

- 地域経済論の現状と課題……………福田 善乙
内需拡大・生活重視政策とリゾート……………中谷 武雄
「えひめ瀬戸内リゾート構想」の特徴と問題点……………鈴木 茂
地域開発における地方自治の主張……………橋本 了一
《研究者群像》 早川和男先生に聞く
《権利を創る》 三洋電機定勤パート労働組合／ほか

— 第70号 —

特集 働きすぎ／働きすぎ社会の構造

- 働くものの人権と経済学の課題……………川人 博
労働時間の国際比較による日本社会の特質……………福島 利夫
雇用問題からみた「働きすぎ社会」……………伍賀 一道
労働市場の国際化と日本の底辺労働者……………仲野 組子
《権利を創る》 全日本損害保険労働組合／ほか

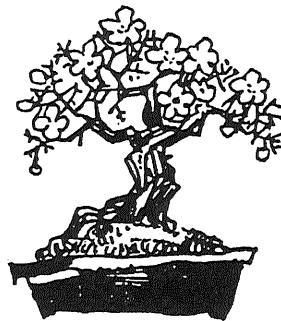
— 第71号 —

特集 企業社会の変革と文化

- 残業およびサービス残業の実態と労基法改正の必要性……………森岡 孝二
レギュラシオン学派による「日本の労使関係」論批判……………黒田 兼一
日本型産業社会の現状と展望……………池上 淳
消費社会と文化……………角田 修一
真の「文化経済学」とは何か……………大西 広
《研究者群像》 浜林正夫先生に聞く／ほか

経済科学通信

第72号（1993年3月）



権利を創る(3)●埋め立て地をなぎさ公園に

——小西和人さん（『週刊釣りサンデー』社長）に聞く…………… 2

特集●福祉国家、その現在と展望

特集によせて……………編集局 17

福祉国家の日本の特質と現段階……………横山 寿一 18

ドイツにおける福祉国家の動向……………小淵 港 26

スウェーデンの動向……………藤岡 純一 31

イギリス福祉国家の現在と分業原理……………柳ヶ瀬孝三 37

入門講座(7)●経済成長と景気循環……………伊藤 国彦 49

現場からの発信(5)●鉄鋼製品メーカーの現場から……………松本 学 53

海外通信●Y先生への手紙

——RETHINKING MARXISM の大会に参加して……………角田 修一 57

書評●基礎経済科学研究所編『日本型企業社会の構造』……………米田 康彦 60

水岡不二雄著『経済地理学』……………高島 拓哉 62

読者の声●…………… 64

編集後記●…………… 65

権利を創る

連載（3）

埋め立て地をなぎさ公園に

—小西和人さん（『週刊釣りサンデー』社長）に聞く—

今回は、大阪湾の埋め立て地に偶然できたなぎさを大規模な公園として保存しようという運動を進めている「堺になぎさ公園をつくる会」を中心になっている小西和人さんに話を伺いました。このなぎさは、堺7-3区という名称の埋め立て区域（産業廃棄物の最終処理場として1964年から埋め立て開始）のうち、まだ埋め立てられていない護岸の先端部にできたもので、石積みの護岸のろ過作用で自然の再生力がはたらき、水が澄み、藻が生え、稚貝が住みつき、多くの稚魚が集まるなど、美しい自然がよみがえりつつあります。

発端は公害魚の調査

—— このなぎさ公園の運動には、多くの人が参加していて、リーフレットも素晴らしい。なぜこういう動きができるのか、そういうところを読者にお知らせすれば、各地の運動にとっても活力になると思います。アメニティ権など、新しい権利を創る運動としてたいへん面白いので、お話しを伺いに参りました。まずはきっかけ、アイデアから。

小西 きっかけというのは長くなりますが、僕が本格的に海の環境の問題に首をつっ込むようになったのはもう20年前、P C B や水銀による魚の汚染が騒がれる前のことです。実はその頃僕は『毎日新聞』の記者で、それで環境問題にもタッチしていたのですが、それよりも全日本サーフキャスティング連盟という投げ釣りの全国団体の会長をしていました。

—— それは趣味でおやりになっていたのですか。

小西 そうです。人には、本業は漁師で、アルバイトで新聞記者をやっているとなんて言われていました。そのときにきれいな海で、背曲が

りの魚やおできができる魚が釣れるということがありました。そういう魚はもちろん食べないので、しかし「そんな海で釣れた魚を食べていいじょうぶか」という問い合わせがたくさん出て、それならば一度組織的に収集してみようということで、1972年に公害魚収集運動を始めたのがそもそもの発端です。四国のはてや南紀、熊野灘などからも報告があり、2000件ぐらいも集まってきました。僕らがこういうことをやっているときに、大阪の狭山池のフナが穴あき病でみんな死ぬということがありました。それが近くの生コン工場の廃液が原因ではないかということで損害賠償の民事訴訟が起きて、その因果関係の鑑定人として三重大学の窪田教授（水族病理学、後水産学部長）が来られました。そのときに取材に行って窪田教授と話していますと、たまたま公害魚の話が出たのです。ちょうどその前年に四日市のおばけハゼの調査を愛知県ガンセンター研究所と三重大学水産学部で始めて、初年度は一匹10円で買い取ると言ったら漁師がいくらでももって来てくれたそうです。ところが、学会で発表したとたんに拒絶反応が起こって、「調査するにもサンプルが手に入らない」と窪田教授が言うので、「大学のある三重県でもなんぼでもへんなのが釣れますよ。先生、それなら僕らが主催して釣り大会を開きましょう」と言ってそこに来もらいました。窪田教授が来て岸で待っていると、なんぼでもへんなイシモチが釣れるわけです。そして、この研究が「沿岸の魚介類の腫瘍等の発生機序に関する特別研究」として科学技術庁の特別調査費が出ることになりました。年間5000万、5年計画で総額2億5000万円です。

—— それは委託ということですか。

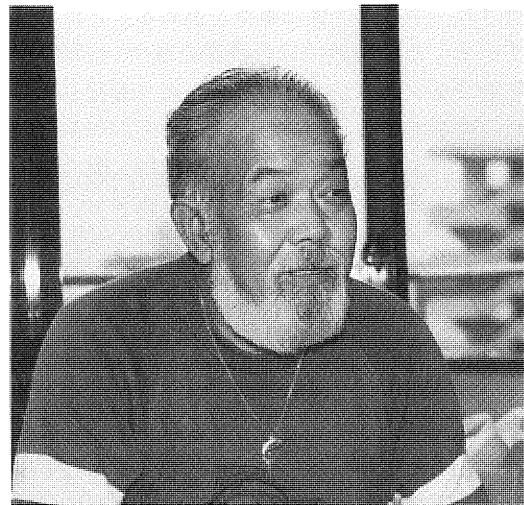
小西 そうです。三重大学と愛知県ガンセンターでやることになりました。研究費がついたのは、

魚の病気を解明するのが直接の目的ではないのです。おそらくガンだろうということで、ガンの解明のために、もっとも単純な魚に発生しているガンの研究が役立つのではないかというのがねらいでした。この研究にかかわった愛知県ガンセンターの木村郁夫さんはウィルス部の主任研究員でした。

『週刊釣りサンデー』の創刊は昭和51年（1976年）の3月で、もう17年になります。その51年の創刊寸前の2月に高崎裕士さんらが中心になって入浜権宣言〔海浜における海藻などの採集活動や海水浴・釣りなどの余暇活動を国民の権利として保証することを求める宣言〕の1周年の全国集会が高砂で開かれました。僕はそれまで新聞記者としてタッチしてきたのですが、もう記者をやめて『週刊釣りサンデー』を起ことしたのですから、自由だということで、その入浜権集会に積極的に参画しました。ちょうど会場から当時P C Bの元凶とされた鐘化の高砂工場まで抗議のデモをして抗議文をつきつけるというので、「どうせデモをするのならスマートにいきましょう。釣り竿デモなどどうでしょうか」と提案しました。「それは面白い。でも竿が集まりますかね」「それは簡単だよ。近くで全日本竿のサーフの釣り大会をやり、その参加者は一人3本ずつ竿をもっているから、終わったら皆に配ればいい」。そういうことで、『週刊釣りサンデー』ははじめから海の問題にとりこんできました。

大阪湾会議の結成

大阪湾そのものの問題は、ちょうど第1回の入浜権全国集会のときに、いま千葉大学の環境法学の教授の木原啓吉さんが当時『朝日新聞』の記者をしていて、イギリスのナショナル・トラスト〔開発や都市化から自然や歴史環境を守るために、広く国民から基金を募って保存・管理する運動〕のエンタープライズ・ネプチューン、いわゆるネプチューン計画を紹介しました。イギリスの北海油田の開発で、油田からの輸送基地の建設過程で海岸線の自然がかなり破壊されたので、特別行動で海岸線を買い取って守るという運動です。イギリスの自然海岸の3分の1



小西和人氏

はすでに買い取っていたそうです。「同じ島国のイギリスができるなら日本でもできるのではなかろうか」と思って、僕が提唱者となって、日本でも日本ネプチューン計画準備会をつくろうと呼びかけました。入浜権運動というのは権利を主張する一つの住民運動です。ところが、ナショナル・トラストは、いくら言っても行政が腰をあげないから、それだったらわれわれの募金で買い取ろうという運動ですから、一見似ていますがまったく異なる運動なんですね。この日本ネプチューン計画準備会がその後名前を公募して昭和53年（1978年）にスタートしたのが日本なぎさ保存会です。それをやっているときにフェニックス計画が起きて、ゴミの処理のために「広域環境整備特別法」（フェニックス法）という特別立法ができて、東京湾と大阪湾が対象区域になりました。入浜権運動の東京の事務局長をやっていた東京の渡辺文学さんは『公害研究』を長い間出していた人です。彼が、「小西さん、東京は大騒ぎだけれど、大阪でも尼崎と泉大津の二ヵ所があるから、大阪も一緒に運動してくれ」と言うのです。「ちょっと待て、僕は日本なぎさ保存会の事務局長だ。なぎさがない大阪湾のフェニックス問題を僕が取り上げるのはどうか。誰かがやってくれたら、必ず僕が手伝うから」と答えました。しかし、大阪は誰も、何も言わない。そっくりそのまま実現してしまいました。フェニックス計画では、広域環境整備港湾センターが関係の自治体で設

立され、そこが主体で事業を進めることになりました。関西では近畿圏全域で149府県市町村でセンターができて、すんなり進行しました。東京ではセンターの設立のめどがつかないまま、つぶれてしまいました。結局大阪のフェニックス計画についての環境アセスメントが出て、そのときにはじめてこの問題をとりあげたのが日弁連と、当時大阪大学にいた山田国広さんです。山田さんの呼びかけで、フェニックスを考える集会が開かれ、それまで僕は山田さんと面識がなかったのですが、やっととりくんでくれる人が出てきたので、僕もお手伝いしようということになりました。そして、今から7年前、大阪湾会議が結成され、僕が代表幹事ということで現在に至っています。

目で見ることができない大阪湾

その大阪湾会議ができたときに僕らが考えたことは、外国との比較ではなく、東京と大阪という比較で、産業廃棄物の処理で困っているのは関東圏のほうがもっとひどい。似たような状況で、東京湾、大阪湾という名指しの法律ができたにもかかわらず、東京では設立のめどがつかないまま空中分解し、大阪は誰も反対しないままである。すると、大阪の人間というのは、それほど根性なしで、ものがわからないアホ揃いか——。そうではないはずだと思いました。例えば、海にかかわりのある住民運動についていえば、関東は逆に住民運動不毛の地なのです。入浜権運動も高砂から起きましたし、ナショナル・トラスト適用第1号の天神崎も関西です。だから、そうでないのにいったいなぜか。東京では、東京湾はいちおう東京都民にとって見られる海になっている。大阪湾は全部堀で囲い込まれている。誰も大阪湾を見たことがない。見たことがない大阪湾で何が行われようと知ったことではない。これが無関心の最大の原因だということで、大阪湾会議ではまず最初に「大阪湾なんであるマップ」というのを作りました。要するに大阪湾はどうなっているのか、大阪湾を正面にすえた地図というのは7年前にはなかったのです。今ではウォーター・フロント地図といって地図会社がなんぼでも出していますが。

その頃は参考になるものがない、とにかく大阪湾を知ってもらうということではじめて地図を作りました。翌年には、大阪湾を見てもらおうと、「大阪湾みるみるクルージング」を企画し、8000トンの関西汽船のフェリーをチャーターして、1500人ぐらいで見て回る催しを開きました。

しかし、いま埋め立て中の護岸に上がってみると、ということは通常はできない。しかし、僕らにとってはいとも簡単なんですね。釣り舟に乗ってなんぼでも渡っているわけですから。釣り舟が渡りだしたのも、僕らの入浜権運動の成果です。それまでは、防波堤や護岸はすべて企業が払い下げを受けていて、釣り人が入ったら、ガードマンがやってきて、「コラ」と言われて皆泥棒猫みたいに逃げていたのです。入浜権運動をはじめてすぐ、僕らの間で、それはおかしいのではないか、という声があがりました。元来、日本の海岸線は明治の新しい地籍法で100%公有地になっているのです。日本の海岸線には、外国と違ってプライベート・ビーチは存在しなかった。だから誰でも使えるはずなんです。そこに、埋め立てて企業が来た。だから、企業の敷地内を通せというのは無理かもしれないが、本来あったなぎさ、海岸線を全部企業が立ち入りを止めてしまうのはおかしいのではないか。

入浜権運動は入浜権法律家グループという弁護士の集団を擁していました。彼らに調べてもらい、公有水面埋め立ての免許証などを見ると、何のことではない、企業が埋め立て地に作っている護岸や岸壁、防波堤は全部公有水面なんです。敷地は払い下げている。それは敷地だけで、水際のテトラポットを入れているところ、港や岸壁は、公有水面占有許可願いをとってやっているのです。

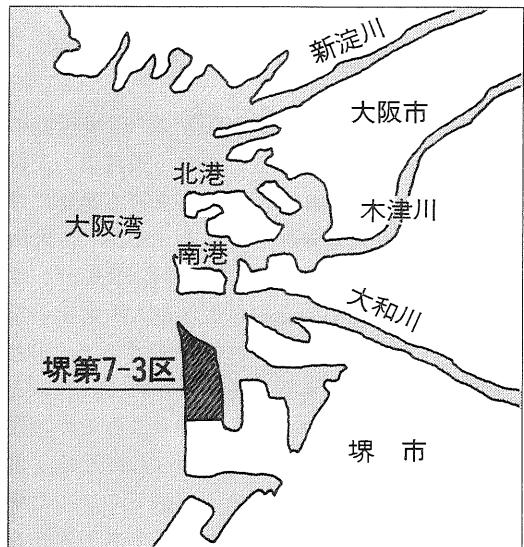
そういうことなら、やはり一番かたきにするのは鐘化〔鐘淵化学工業、カネミ倉庫とともに、100人以上の死者を出したカネミ油症事件の被告〕だろうということで、その年に高崎さんと鐘化のテトラから釣りをする計画をたてました。鐘化は岸壁にごっついバリケードを作っていますが、それを乗り越えて魚釣りをしようと。そこで、まえもって予告したうえで、マスコミの皆さんにも連絡して乗り込みました。そのときのむこうの反応は、工場長以下敷地の中で待機

していて、僕らが乗り越えて入っていったら、「本日はどうも御苦労様でした」。僕らは、もし排除されたら訴訟を持ち込もうと思っていたのです。そのことがあって、いまでは新日鉄とか神鋼ケイソンとか、工場の名前がついた釣り場がたくさんあって、船から渡ったら自由に上がって釣れるようになりました。入浜権運動の成果の一つです。

関西汽船をチャータして大阪湾を見学

大阪湾会議では次に、大阪湾を船で見るのでなく、上陸して見る催しを開きました。堺7-3区のところが代表的ですから、まずそこに上がって魚釣りをしてみようという企画です。すると、「小西さん、こんないいところはない」という声がきました。水質が濾過されて、昔の大阪湾に最も近い水質になっているのです。そこで、ここを海釣りのできるような公園にしようという運動を始めることにしました。僕らが運動を始めた時点では、ちょうど1キロの浜ができる。いま、なぎさ再現とかいろいろ言って、大阪府が膨大な金を使って人工なぎさを作っていますが、全部沖にテトラの砂止めがあります。そうしないと、いくら砂を入れても、今の条件では全部砂をもっていかれる。大きな河川の奥にダムをいくつも作って砂が流れなくなったらそうなる。そのため、人口なぎさといっても前はテトラポットで閉ざされていますし、そんな殺風景なものしかできない。しかしこだつたら今埋め立てを止めて、なぎさ公園にすれば、現在でもほぼ海水浴ができる程度、浄化されているから、そこに1キロの砂浜ができると、砂浜がもっている浄化能力というのは巨大なものです。風が吹いてくると、砂をもっていくほどの波はたたないので、バッキ作用を起こす程度の適当な波は自然に立ちます。これなら、そのまま海水浴ができるなぎさが復元するのではないかというので、まず最初に大阪湾会議がここになぎさをもつ海釣り公園を、という運動を始めたのです。

それを聞きつけた堺の皆さんが、それはいいことだから堺でもこの運動を起こそうということで、堺で開かれた集会に僕が呼ばれて話をし



たことから運動がひろがりました。こういう運動をやっていますと、やはり地元がそれに反応しない、「よそ者が何を言っているのだ」と言われるような住民運動は成功した試しがない。長良川の問題でもこの点ではじめはだいぶん苦労したようですが、最近では地元も変化しているようです。地元の住民と大阪湾会議が合流した形で運動が本格的になりました。

環境運動は『週刊釣りサンデー』の本業

僕らの場合は『週刊釣りサンデー』という武器をもっています。この雑誌は釣った釣れた情報誌でなく、魚釣りという文化が子々孫々まで伝わるためにには、自然が残ってなければならないという考え方を基本にしています。ですから、環境運動は『週刊釣りサンデー』にとってサイド・ビジネスではなく本業であると位置づけて、ずいぶんとページを注いでいます。1990年9月30日号では、「小西和人からの提案」として7-3区のなぎさ公園の絵を書きました。これをもとにいろいろと皆さんのアイデアを入れて肉付けをしました。僕らの案では、埋め残した部分は丘にして展望台を作ることになっています。堺7-3区は、産業廃棄物の処理でも、二次処理して固形化して埋めるという唯一の処理場です。二次処理して固形化して区画埋め立てしていくですから、山に積もうと思えばできるわけです。ですから山に積むという代案をたてました。

「もったいない」という言葉の意味

僕らはよく、「海の環境問題は、環境運動のなかの3Kだ」と言っています。長良川、天神崎、知床など、きれいな川や海を守る運動にはけっこう若い人も参加している。しかし、大阪湾会議には若い人が来てくれない。せいぜい手伝いにきてくれている神戸大学や大阪大学の学生ぐらいです。考えてみれば、まずイメージとして、大阪湾にはもう自然が残されていないと思われているのです。そういうところでの運動というのは、やはり環境運動の3Kになる。例えば今の大坂のスポーツアイランドのゴルフ場の問題で、この前岡山で立ち木トラスト運動をやっている全国のゴルフ場反対の集会に呼ばれて話をしたときに、「皆さん方、これだけゴルフ場に全国で反対している。しかし大阪がはじめて市民に返してくれるウォーター・フロントの40%，海のど真ん中にゴルフ場を作るという計画に対して、僕ら以外にたった一人でも反対したという話を聞いたことがない」「少しは皆さんも海のゴルフ場のことを考えてほしい」と逆に僕らが訴えました。要するに、地域住民だという意識がまったく大阪湾からは欠落している。大阪湾の沿岸住民は、大阪湾といえば、つい30年前まではアメニティー〔居住・生活における快適さ〕に富んでいて、みな自分たちの庭だと思っていた。それが今、目隠しができて、大阪市内の場合、安全にアプローチできる海岸線は2%しか残っていない。そこももちろんコンクリートの岸壁です。僕らは東京との比較でよく言いますが、東京の場合は美濃部さんが都知事時代に東京都海上公園条例を作って、そして埠頭であろうとなんであろうと公園を作らないものは最初から認めないことにした。東京都の沿岸域と大阪市の沿岸域は延長にしてほぼ同じになるのですが、東京には今35の海上公園と埠頭公園があって、海上公園課が管轄している。保守の鈴木さんでもこの条例をつぶすことができなかった。それに比べて大阪はひどい。

しかし、それでも初期の頃に比べると大阪の行政も様変わりで、僕らに対して聞く耳をもつようになりました。堺市の場合には市長、市議

会を回りましたら、堺市市議会52議員の全員一致で公園設置を求める決議を採択しました。それから堺商工会議所も府に陳情書を出しました。後は知事だけだということで、岸さんのときにはその件で僕と2人で45分も話しました。だいぶんよろめきかけていたのですが、中川さんに代わってからは、彼は僕のことをよく知っているので、最初から徹頭徹尾逃げ回って、会ってくれません。せいぜい会ってくれるのは環境局長です。環境局長に会って4時間ぐらい話し合ったら、環境局長も言うことがなくなって、「小西先生、わたしが小西先生の立場でそちらに座っていたら、小西先生と同じことを言います」と言うのです。やはりまともに論争したら、誰がみても僕らが言っていることのほうがあたりません。行政は「産業廃棄物の埋め立て地が不足しているから、埋め残すのはもったいない」と言います。そこで僕はこう言いました。「いったいどちらがもったいないのか。埋め残した部分を埋めて利益を受けるのは誰か。ごく一部の産業廃棄物の業者だけだ。しかしそこが1キロの砂浜をもったなぎさになったら、僕らの子孫はそんなにばかじゃないから、それをもう埋め立てて工場にしようなどいう人は現れないだろう。そうしたらそのなぎさは何百年、何千年もそのまま残っていくのだから、もったいないということを言うのなら、埋めるほうが比べものにならないほどもったいない」。

僕らが、「廃棄物はすでに埋め立てたところの丘に積め」というと、彼らは「それでは護岸が崩れる」と言いました。しかし、護岸が崩れて自然の海岸に戻ったらそれでよい。いま矢倉海岸で、埋め立てたままで、防潮堤の外の私有地だったから、護岸を作っていないので勝手に砂浜になる。工場を作ったり岸壁を作ったりするんだったら護岸が崩れるのは困るが、それになかったら何も困ることはない。このように、彼らの発想と僕らの発想とは全然違うわけです。最近僕らが痛切に感じるのは、ロータリー・クラブ〔1905年にアメリカで設立された実業家、知識人などによる国際的な社会福祉・親善団体〕などの連中の方がはるかに僕らの考え方を理解してくれる。大阪の官僚はそういうものの考え方を一度もしたことがないんですね。大阪湾と

は大阪にとっていったい何だったのか。大阪湾があったから、大阪という大都市が育った。その育ての母なる海をこんなに粗末にしている国というのは、先進国はもちろん後進国にもない。

環境後進国の日本

僕がこの10年で回った外国は26カ国になります。僕の場合は魚釣りですから、海や川や湖のあるところ以外には行きません。行ったら関心があるから見て回りますが、やはりこんなばかりをすることをしている国はありません。海から育ったまち、川から育ったまちというのは、そのウォーターフロントをよく残している。「どんなに苦労して残したのか」と僕らが質問すると、僕の質問の意味をなかなかわかつてくれません。長々と説明すると、「そんなの当然じゃないか」の一言です。それが日本ではあたりまえでない。

—— この埋め立て地のなぎさ場合は、一度死にかけていたのを自然がプレゼントしてくれたようなものですね。

小西 それも実は、こういう産業廃棄物の念入りな埋め立て地というのは日本でここだけです。公害は絶対出さないということをうたい文句にして大阪産廃処理公社というのを作ったのです。理事長が大阪府知事だからこういう区画埋め立てをして、そのあかしに一方を水の通る石組の護岸にしました（今までごみの処理場というのは、廃棄物が海洋汚染を引き起こすからと、全部遮断することが前提でした）。ここから出すものは完全に二次処理したうえ、区画を作つて埋め立てる。この海域は、埋め立てられて工場から出る汚染されたヘドロではなく、昔の大和川の古き時代からの青ドロというものが堆積している。そこへ固形化されたものを埋めますと、青ドロに包まれる。それでまったくここは有害な廃棄物を外に出さないというあかしで、沖側を水が通りようにした珍しい埋め立て地です。たまたまそういうことをしたらそれが水質の浄化につながった。

ずっと20数年こういう海の環境問題にタッチしてきた僕らからみれば、後数年で、僕らの言っていることが大阪府の行政の常識になるのはわかりきっている。しかし今埋めてしまったそ

のときにはもう手遅れになっている。田辺の天神崎のナショナル・トラストを僕らがバックアップし始めた頃、マスコミは「あんな田辺のなんでもないところで何億円集めるというのは、小西さん無理じゃないですか」と言いました。僕はそれに対して、「無理かもしれないが、日本というのは、ある日、一つの発想、ものの考え方が変わったらそれはできる要素はあります」と答えました。

状況は短期で変わりうる

中海宍道湖の干拓をとめたきっかけはぼくらの運動なんですが、最初、ぼくらのところへ今から8年前、あそこの周辺の6市青年会議所（平田市、米子市、松江市など6つの青年会議所の協議会）から、ちょうど堤防ができる、閉鎖して淡水化実験というのが冬場に始まるという直前に、どっかおかしいのではないかという相談があった。彼らが米子で中海宍道湖を考えるシンポジウムを始めるについて、誰に頼んだらいいかわからない。そこで、松江の出身で『朝日新聞』の夕刊の漫画「ペエスケ」を書いている園山俊二さんに頼みました。彼は野鳥の会の会員で、その年の正月の地元新聞に「干拓などもってのほか」という意見を書いていたのです。園山さんは引き受けましたが、「自分は環境問題は素人だから俺一人では」ということで、漫画家集団で誰かいないか、と頼んだらその漫画家集団の中で釣り好きだった人の紹介で僕に声がかかりました。それで、園山さんと僕の二人で米子の市民会館で話すことになりました。そのときに僕が皆さんに訴えたのは、「遠い外国の話ではない」ということです。島根、鳥取と兵庫県は隣どうし、車で3時間もあれば行ける。当時、入浜権運動の一つの成果として、今の加古川河口の県立高砂海浜公園が14億円かけてほぼできていました。あれはたった180メートルの人工なぎさですが、それでも1メートルあたり800万円あまりかかった。しかもそれも偽物です。オープンしてすぐに2人子供が死ぬ事件があり、遊泳禁止になっている。計画水位は1メートルにしていたけれど、あん

な河口につくって、前に砂をとられないように箱庭みたいに島をつくったからヘドロがたまる。それで、ヘドロに足をとられたのです。最初は海水浴場にするつもりだったのですが……。みなさんのお隣の県ではそんなことをやっている。ですから、これから先、あるがままの自然というものは、これこそ、まったく子々孫々まで不变の価値をもつ貴重な財産であって、人工のものというのは必ず寿命がある、とわたしは訴えました。それからちょうど1年後に運動開始1周年の大会を盛大に開いたときには、漁連などの団体もすべて加わって、一大運動にひろがりました。そのときに漁連の連中が、「しかし俺ら補助金もらっているから」と言うので、「どれくらいですか」と聞くと、「1億」と。「それでは、突き返したらどうですか」と言うと、「そうやそうや」と、皆で建設省、農水省に突き返しに行きました。受け取りませんでしたが。それから、あれよあれという間に計画はストップしてしまいました。

僕らはそういうものを見ていますから。変わることです。僕らが言っているなぎさ公園も、「とにかく工事をストップして、せっせせっせとくるやつは山に積んでいけ。そうしているうちに僕らの言っていることがあなた方の常識になる」と言っているのですが、この頃は逆効果で、こんなきれいな海をおいといて人が騒ぎ出したら埋められなくなるからと、今年は水の通りとところを閉め切るための調査事業費を500万円予算化しました。ほんとうにもったいない。しかし、同時に「ちゃんとなぎさはつくります。自然の海は復元します」と口にしています。もう一つ沖に埋め立て地を作つて同じことをやろうというのです。

行政のたてまえとホンネ

最近の行政は、僕らの言っていることのうちのいくつかは採用してくれる。大阪市政百周年記念のスポーツアイランドに僕がクレームをつけたときは、まったく親水護岸などなかったのです。あったのは親水プロムナード〔遊歩道〕だけです。もってのほか、とかみついたら、淀川サイドには磯浜を復元して、反対側の親水護

岸には日本最大の800メートルの木の遊歩道を作ります、また途中で計画を変更して、山を積んで展望台を作ります、というように、僕らが要求したことを部分的に採用する。しかしゴルフ場とマリーナは絶対に譲らない。これは大阪市が2008年のオリンピックをやらんでいたからですが、しかし、とうとう、つい最近の『朝日新聞』で、ゴルフ場計画断念の報道がありました。

先日も須磨浜の会の第2回の大会に参加しましたが、そこでも表向きは漁協の作業小屋を集約するとか、船だまりをつくるということになっている。しかし、須磨の漁協ではないんです。神戸西部漁協を一括した一つの漁協です。本当のねらいは明石海峡大橋の湾岸道路のとりつけです。もちろんトンネルにはしますが、須磨から舞子の山にぶつかるところまではトンネルは安上がりのオープンカットでいく。オープンカットで掘るために、その分だけ陸地をつくっておきたい。そういうふうに、目的を隠して進めしていく。しかしそういうものの考え方は、世界の非常識です。最近、ロータリー・クラブや財界の関係者にはいつも僕は、「いまの外圧の次の次は、間違いなく環境だ」と言っています。いま日本人は働き過ぎで、それで費用を安くして外国の皆さんに輸出している。働き過ぎで安くつくるのはアソフェアだと言われているのです。もし日本人が働き過ぎを何とかクリアすることができたとすれば、その次に言われるのは、環境です。これだけ地球の環境を目茶苦茶に粗末にあつかって、その代償でこんなものを作るというのはとんでもないことだ、ということになる。

今の外国人の人たちは、日本のことを知らないですね。視察に来てもそういう所は見せませんからね。先日も神戸大学助教授の塩崎さんと一緒に僕らが外国人を案内してポートアイランドや南港に連れて行くと、言ったことはたった一言、「おおクレイジー」。彼らから見れば、今の日本のウォーターフロント行政はクレイジーなのです。日本のウォーターフロント行政は内需拡大の手段とされていますが、それがどのような実態になっているかはまだ海外からは注目されていませんが……。

僕が新聞記者になったのは昭和22年で、昭和51年に49歳で退職してこの『週刊釣りサンデー』

を始めました。僕はジャーナリストとして、行政の裏も表もみてきました。日本というのは、ずっと保守党の内閣が続いていながら、猛烈に変わってきました。たまたま僕は昭和36年に大阪から高松に行きました。昭和36年というのは、新産業都市の指定が出て、戦後の高度成長が始まる年です。その指定を受けるために、知事は全部東京詣でをしていました。自治体はあげて工場誘致条例を作り、税金はまけます、土地は提供します、工場用水は安くしますという具合です。僕は高松に5年半いて、昭和41年の8月に広島に行きました。その時には、今度は各都道府県は公害防止条例を作っていました。その間に四日市、水島の公害事件があったのです。5年半でそれだけ状況が変わったのです。

釣り人の運動への参加

—— 釣りの爱好者の人々はこうした運動にどのようにかかわっているのでしょうか。

小西 日本なぎさ保存会がスタートしてすぐに、青ギスを天然記念物に、という運動を始めました。それでフィッシング・ショーの会場でも、釣り人に署名を訴えました。そのときにマスコミの皆さんから言われたのは、「天然記念物になつたら釣れなくなってしまうでしょう。そんな運動に釣り人が協力しますかね」ということです。僕はこう答えました。「そう思うのは、あなたがたが釣り人を知らないからです。青ギスが釣れなくなるからといって、青ギスが釣れるような自然の海を残すことに反対するような釣り人はいません」。結局10万人集めた署名のうち、8万人ぐらいは釣り人でした。魚釣りというのは、まず自分が自然の中にどっぷり入っていかないといけない遊びです。今日は小潮だ、大潮だ、今日は満月だ、半月だ、そういうことを常に気にしているのは、漁師と釣り人ぐらいしかいない。釣りのカレンダーには全部潮が書いてあります。潮の干満は月の引力によって起こる。ですから、魚釣り自体が、自然の中に入つてやるものなのです。釣りという遊びは、自然の摂理に逆らってはダメです。自分から自然の中にひたって、自然と仲良くなつてはじめて魚釣りが楽しめる。

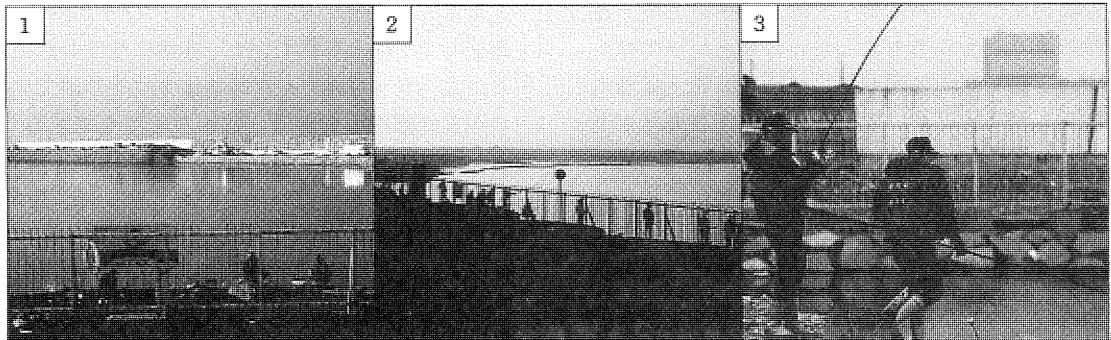
日本人の釣りの受け止め方は、ひま人のやる遊びのようにみられていて、非常に地位が低い。しかし、ヨーロッパやアメリカではその逆です。ゴルフは誰でもできる。心がなくてもできる、というのです。釣りの名著と言われるアイザック・ウォルトンが書いた『釣魚大全』は、世界の40カ国語ぐらいに訳されて、邦訳も三つぐらい出ている有名な本ですが、その本では、「あなたには心がないから、釣りをする資格がない」という言葉がいちばん有名です。魚釣りには、心がいる。一匹の魚が釣れたとき、その一匹がその人にとってどのような思いがあるか。心がなければ、一匹は一匹です。欧米ではそのようにみられている。日本では逆ですね。しかし、その分、ごく一部のエリートが楽しむ遊びではなく、たいへん大衆的な遊びになったというメリットもあります。

堺7-3区埋め立て地については、「堺に海釣り公園を作る会」ができましたが、僕は最初から、なぎさ公園でよろしい、と言っていました。魚が住みついて成長すること自体が自然が残ることです。魚釣りもできるようななぎさ公園、それでなぎさの側は釣りが禁止でも結構です。ただ、僕ら釣り人が先に自然の海ができるということに気づいたのです。そんなことは、1200円払って渡船に乗らないと誰もわからない。丘からは立ち入り禁止ですからね。それまで岸知事、堺の市長、堺の市議会議員も、みんな現地に行ったことがありませんでした。大阪府の役人も誰も知らない。それでも、皆さん、とにかく目で見ないことには話にならないということで、僕と会つてからは最近はずいぶん行ってくれるようになりました。

大阪湾にみられる自然の復元力

—— 大阪湾もまだ捨てたものではないのですね。

小西 一般の人からみると、大阪湾はもう汚れてだめだという認識があります。しかし、魚の方からみれば、そんなことはない。僕が大阪湾で釣りを始めたのは、大阪湾がまだ埋め立てをする前の古き良き時代、昭和20年代からです。その頃にも今のように防波堤の釣り場がありま



した。僕は、朝バネ釣り——スズキとセイゴの中間ですね——をやっていました。大阪北港の朝バネ釣りというのは、大正時代からさかんでした。その頃は最終電車で行って、釣り宿で仮眠して、朝4時頃釣りに出て、9時頃帰って来て新聞社に出勤しました。その当時に、これぐらい(60センチ)のハネを釣ったのは3度行って1回ぐらいです。今大阪北港にハネ釣りに行ったら、それぐらいのだったら10匹ぐらい釣らないと釣れたうちに入りません。その頃、神戸には「こちよけ」(東風除け)という防波堤がありました。その防波堤は一番東側にあり、僕は西宮北口に住んでいましたからそれが一番近いのですね。そこにチヌ釣りに通って、30センチ以上のチヌを一匹も釣ったことがなかった。今はここらで昼、落とし込み釣りをやっている連中は、10匹ぐらい簡単に釣っています。大阪湾が富栄養化して、そのためにイワシ、小アジ、小サバ、プランクトン、エビ類が増えた。それを食べるためのフッシュイーター(小魚をエサにする魚)がどんどん入ってきていますから、魚に関しては、昔よりはるかに増えているのです。それから、大阪湾の湾奥で、専業の漁師が減ったこともあり、一網打尽が減りましたから……。ともかく、大阪湾は、生態系からみて、まだまだ死んだ海にはなっていない。

——新空港のあたりもよく釣れるそうですね。
小西 新空港を作るときには、だいぶ捨て石を入れました。テトラポットやコンクリートの護岸の場合には、貝はつくのですが、アルカリ分が抜けますから、海草がつかない。貝がつくと魚の寄り場にはなりますが、海草がつかないと、いわゆる藻場、魚の再生産の場にはならない。ところが、あそこは石をたくさん入れた。それ

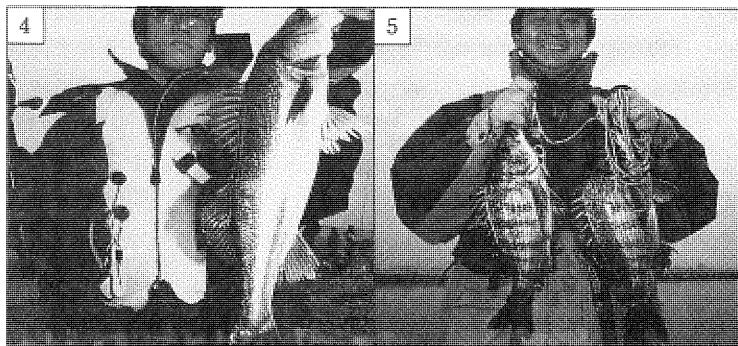
と、関西新空港を支えているのは砂のクイです。巨大な砂のクイが滑走路全体を支えている。砂を大量に圧縮して埋めて、それから水を抜く。その砂がこぼれたために、今砂で覆われたところには、大阪湾奥、北港の天保山近くでも、去年キスがたくさん釣れました。

かもめ埠頭を作るとき、サンドポンプで大和川の河口の上砂を吸い上げている途中に、今の海水園までの間に砂浜が一時できたのです。そのとき、ある人から「社長、あそこに行ったらキスがなんばでも釣れる」ととききました。「大阪湾のあんな奥でなんでキスが釣れるものか」「いや、だまされたと思って行ってみなさい」。それで僕らあわてて飛んで行ったら、キスとカレイとハゼがたくさん釣れました。それを「都会のど真ん中に穴場」という記事にして写真を乗せると、翌週の日曜日は1万人が殺到した。僕らが取材に行くと、パトカーがやってきて、「社長、殺生なことをしましたね」とお巡りさんにこぼされましたよ。

少なくとも50年の視野を

これ以上埋め立てていくと、予定通りいきまと後数年で7—3区もいっぱいになり、尼崎、泉大津も一杯になるからと、またまた第三のフェニックスの候補地選定になるといいます。そんなことやってもう後三十年もしたら、大阪湾は運河になってしまう。大阪湾が運河になったら、今の大阪湾の自然というのはもう完璧に死んでしまいますね。そして、出入り口の大阪湾が死ぬということは、瀬戸内海が死ぬということです。

——そうですね。懐みたいなものですからね。
小西 大阪湾を経由してでないと、豊後水道の



①②せばまたとはいえる、まだこんなに“海”が残っている。①がバラ石で水が通っていたところを、締め切る工事が進んでいる。③わずかに水が通うバラ石のあたりで今年の冬は、チヌやハネ、スズキがずいぶんと釣れた。④⑤こんな形のよいスズキやチヌが。

(いずれも1993年2月はじめ7-3区の内海で写す)

側だけしか出入りがないとすれば、瀬戸内の東部の方はもう、それこそ死の海になってしまいます。だから僕らはこう言っているのです。「尼崎と泉大津だけだったらよろしいというのは昭和や平成の自分の都合だけではないですか。それでは第3、第4、しまいに第百のフェニックスというのが出てきたらどうするのか。ひとつ認めるということは、第3、第4もついには大阪湾が大阪運河になってしまうことにもクレームをつける資格を自ら放棄したことになる。そういうことになりませんか。一つ認めたら、百認めるのと同じだということを理解してほしい」。

—— 今の世論では、行政のほうもそういう理屈に反論はできませんね。

小西 そうですね。行政の側でも僕らに「関西新空港の一部として釣り公園を考えているから、また小西先生アイデア出して下さい」と言われ、こんなやりとりをしました。

「いや関西新空港の件に関しては協力できません。」

「どうしてです？」

「いや僕は反対だから。」

「小西先生みたいにしょっちゅう外国行つておられる方なら、成田からいくのは不便でしょう。」「それは不便です。何べんも飛行機の便が遅れたりして、僕も成田にもう5泊ぐらいしてる。」「それだったらぜひ。」

「僕らは、大阪湾の自然が守られるんだったら、成田で一泊する不便の方を喜んで選択するだけのことです。しかも、関西新空港ができる、30年たったらぺんぺん草がはえる。ぺんぺん草がはえて、もとに戻せないような自然破壊になる。」「どうしてぺんぺん草がはえるんですか？」

「はえないとあなたがどうして思うのですか。なぜ関西新空港をこんなとこに作ろうとしているのかというと、今のジャンボ機のように、4000メートルちかい滑走路が必要で、騒音を振り撒く物体が世界の交通の主役だからです。30年たってそんな物体が、まだ世界の交通の主役であると思いますか？」

「……それは違うでしょうね…。」

過去の30年でもそうでしたから、これから30年は今まで僕らがすごしてきた30年の倍の60年ぐらいの変化がある。今もうすでにアメリカが発想し、ヨーロッパ諸国や日本も協力してオリエントエキスプレス構想の基本的な中身が具体化しつつある。オリエントエキスプレスは、ニューヨーク-東京間がたった2時間です。大阪まで2時間で飛んできて、関西新空港から2時間かけて市街に出る。その2時間というのはたいへんな非効率になります。数十年たったら、成層圏を飛ぶロケットのような形式の飛行物体が世界の交通の主役になるでしょう。それがどうやって下りてくるかというと、今のスペースシャトルみたいに砂漠の広大な滑走路で下りてきてパラシュートぱっと広げて止まるかというとそんなわけがなく、逆噴射でまっすぐ下りてくるに違いありません。そうなったら関西新空港ってのはいったいどういう立場になるのか。

これはつい近未来のことです。行政が子孫のためとか大阪市の発展のためとか言っても、實際には今の自分たちの都合しか考えていない。いったい何年ぐらい先のことを考えて人間は行動すべきか。それは自分の目で見える範囲であり、孫の代ぐらいまででしょう。孫が健全に大学を出るまでの期間を考えれば、やはり40年から50年ぐらい先を見なければならない。40年、

50年先のことを考えたら、今やってることは、何と愚かなことか。少なくとも外国では環境に對してはそういうふうに先のことまで考えるのが常識です。日本だけ非常識でしょうね。

環境の回復義務はいまや常識に

例えば、アメリカでは大きなプロジェクトではそれにみあう環境の回復が条件づけられるようになっています。フロリダで昔はフロリダキー・ウエストまで鉄道一本だったんですが、今は橋がかかっていて、鉄道橋の方はみんな壊れたような格好のまま、一部残ってる所はフィッシング・エリアになってみんな好き勝手に釣りをしています。ところがあんまり車で走り回ってフロリダの環境が損なわれるから、もう一度、やはり一番無公害に近い電車を復活させようという計画が持ち上りました。それで、ハイウェイの代わりに電車をっていうプランを出したら、これはだめだとつっ返された。計画されている鉄道の耐用年数は何年かと言えば、80年です。80年後にその全部施設を撤去して、元の自然に返す、その計画と費用見積もりを付けて計画を再提出せよということになりました。このように、もうすでに先進国では、ものを作て環境破壊をする場合には、それと同スペースの環境回復ってのは最低条件です。ですから、いまの日本みたいにこんなばかげたことをすることがもう通らなくなるのは、ほんとに近未来のことでしょう。

今の大阪府にしろ大阪市にしろやっぱり課長から課長補佐、局長クラスなりますと、僕らが言わんとしていることとか、世界の潮流がどんなものであるかは、みんな一応は理解します。しかしそれと自分の仕事とは別だということになる。僕らのようなちょっと違った視点から詰め寄られると、彼らはぼくらの視点が間違っていないということがわかるだけに困っているようです。だからこの頃はもう偉い人が会ってくれなくなった。

空港は一時、なぎさ公園は永遠

日本の行政の中で、知事ぐらいその人の考え方一つで状況を変えられる地位はない。大臣は

全然ダメです。市長もそうですが、知事はその気になれば、こと環境に関しては、公有水面埋立など、海面をいじる権限はみんな知事に属しています。だからぼくら岸さんに言いました。「関西新空港を自分の置き土産にすると言っても、あんなもの後世から見れば、何で平成の人間の身勝手でこんなことしたのか、ということになり、怨嗟の的になります。しかし、このなぎさ公園を実現すれば、後世、絶対にこれが大阪湾の自然回復の一里塚として評価される。そこに岸さんの銅像も立つかもしれない。そうじゃありませんか」。岸さんはこれまでそういうものの考え方をしたことがないようで、ずいぶん考え込んでいました。しかし本当にそなうんです。自然の尊重というのはそれこそ変わらぬ価値観です。これから何千年たって、どんだけ人間が進化しても、手つかずの自然の価値は増すことすれ減ることはないでしょう。それ以外のぼくらが考えた、人の作ったもんていうのは50年も寿命があったらしいほうです。例えば大阪湾。新日鉄堺は、「鉄は日本の米だ」という政策にのっかって、出島と大浜の海水浴場をつぶして埋め立てたけれど、そこで鉄をつくったのはたったの31年間です。白砂青松をつぶしてどれだけ利便があったかというと、外国から持ってくる鉄鉱石をそのまま岸壁に上げてると、コストが安くつくという、一企業のささやかな利便です。しかし、そのために二千数百年あった大浜、出島の砂浜が消えた。新日鉄は、「地下鉄を堺まで延伸してくれたら、うちはテーマパークやって、副都心作りましょう」などと言っているが、もってのほかで、鉄を作るというので海岸を占有したのだから、それをやめたのなら即刻返上すべきです。しかしそういう論議が起きない日本というのは、世界から言うととんでもない国でしょうね。海岸線を占拠する時には、当初の目的が失われた場合には、現状に復せと言わないまでも、最低限度、全部無料で返上するのが当然です。

いま讃岐田先生などが中心になって反対運動を進めている大阪ベイエリア法案というのは、要するに私企業でも、海岸線をもともとの目的と違う用途に簡単に転用ができるようにするという法律です。転用して、その敷地のウォーター

フロントにアメニティを取り戻そうというのが表向きです。しかし、法案を読んでみたら、目的のところには、ウォーターフロントの環境整備などという言葉は全然ない。後の方に「これについては環境に配慮して」云々とありますが、目的には環境保全というのは全然ないですね。広大な敷地の利用、それを中心とした新しい開発が本当のねらいででしょう。

『週刊釣りサンデー』のとりくみ

僕らは海の環境問題を長いことやってきましたが、長い間まじめに運動しながら脱落してしまった人もたくさんいます。一生懸命やってもやっても3Kですからね。まあ、日本の住民運動ってのは、ストレート過ぎる、純粋過ぎるところがあります。カーッといつて玉砕し、それで終わってしまう。その点、かえって僕らなんかは、魚釣りと、こういう『釣りサンデー』社という別のもう一つのよりどころを持っているのがよかったのかもしれませんね。「手がすいている時には何でも協力しましょう」という姿勢です。

大阪湾会議が発足したときには、最初は変な会場を借りてやっていたら、冬になってもストーブもない、夏だって冷房がない。それで、「こんなとこやめて、社長室をただで貸しましょう」と申し出ました。この頃は冷蔵庫も置くようになって、僕がいないときでも、ビールでも何でもご自由に、と。うちには大阪湾会議の担当も二人置いてありますから、僕が外国いっているときも自由に使ってもらうようにしている。さきほど紹介しました「みるみるクルージング」の企画も、8000トンの関西汽船をチャーターして1500人乗船しましたが、子供が多かったんで400万円ぐらい赤字がでて、どうしようか、ということになりました。そこで、「関西汽船だって、大阪湾会議とは契約しない。契約は『週刊釣りサンデー』としかしないから、うちで全部落としとくから」と言いました。「いいんですか」と聞かれ、「うちは本業でこれをやっているから」。大阪湾会議で出したカラーパンフも、『週刊釣りサンデー』を印刷している、図書印刷に安く刷ってもらいました。全部うちの口座

でいってます。売れたら大阪湾会議の基礎財政にしてくれ、と。できる立場の人がやればいいというのが僕らの立場です。

僕らがこういう環境問題やってますと、今はもう僕は社長だけになってるんですが、それまでは編集主幹を兼ねてまして、みんな僕の肩書に「編集主幹」の方を使うんです。日本では社長さんが環境問題をやるのはヘンに思えるのでしょうか、「代表取締役社長」の肩書をきらうのですね。しかしそれはおかしい。環境問題は労働者だけの課題ではなく、経営者にとっても重いテーマですが……。

なぎさの危機と運動のひろがり

—— なぎさ公園のこれからを見通しはどうでしょうか。

小西 もうだんだんせばまってきました。公園にしようというなぎさがつぶされる確率というのは、かなり大きくなっています。しかし堺市や大阪府の協力で書いている青写真を見ますと、ちょうどその沖にある大和川の掃き出し口の地先になぎさを復元しようとしている。大阪府は釣り公園についていろいろ検討しています。だから、ぼくらの計画の部分的なものは吸い上げて、なぎさ公園というのは復元する。しかし堺7-3区への復元の可能性というのは難しくなっており、運動の再構築が必要です。今新しいパンフレットを準備しており、300団体ぐらいがバックアップしてくれています。

—— やっぱり争点になってきたら、いろんなところが動き出すんですね。わたしは大阪の学童に関係しているんですが、学童保育の関係者でも子供たちへの明日へのプレゼントとしてなぎさ公園を、という声が出ています。

小西 こういうことがない限り、大阪の市民が大阪湾自体に全然関心をもたない。関心あっても「どこへ行ったら大阪湾が見えるんですか」となる。いったらみんな行き止まりですね。工場に当たったり、「荷揚げ場につき立入禁止」となっている。

—— 大阪湾を見たことのない人が多いんですね。

小西 今度の運動で、そういうふうな意識って

のは大分変わってきたね。大阪にしろ神戸にしろ、なぜこういうふうな大都市が育ったかと言えば、それは大阪湾があったから育つただけのことであって、大阪湾というのはやはりわれわれにとっては母なる海なんですよね。母なる海をこんなに粗末に扱って、その点では間違いない世界でワーストワンですね。東京湾がひどいと言っても、たんねんに見れば、東京の人には東京湾を見られる公園がいくらもある。大阪湾でどこにいったらそんな公園があるか。野鳥公園があったって海は見えない。野鳥公園の先は高いコンクリートの防波堤で、そっち側に回ったら立入禁止になっている。海側を閉ざしたウォーターフロントなんて。南港の海水園も、万里の長城みたいなコンクリートだけで、海を見るためにはプールから上がって高い護岸の上に乗らないといけない。それでは海水園とは呼べない。あそこもまだ最初のできたころは、下は砂で、海の水をろ過してやっていた。それでもなくなって、今はコンクリートにして、ペンキで白い砂と海の色を塗っているけれど、あれほどぶさいくなプールはない。しかも、そこへ行っても海は見えない。

なぎさ公園の運動を突破口に

—— こんどの運動は、大阪湾に近付く突破口という感じがしますね。

小西 そうですね。やはり一か所を突破すると状況が変わってくる。例えば天保山のハーバービレッジでも、あそこからは見えるのは海ではありません。もう川みたいなところです。しかし夕日が見えるというので、夕方から若者の天下になっているそうです。あそこはまだ偽物でも、やはり親水護岸してあります。しかしあれでぼくら大阪市に言うんです。「あれは大阪市の発想ではない。アメリカに委嘱して、アメリカの設計通りしたからこうなっただけだ」。大阪市中心の第3セクターで日本人のスタッフが「水族館にあの赤はいけませんよ」と文句をつけたのですが、彼らはたったあの海遊館の上の赤、あの色ひとつでも絶対譲りませんでした。結局、海遊館はまったくアメリカの、ボストンとボルチモアのウォーターフロント開発

をしたケンブリッジ。セブンアソシエイツというコンサルタント会社に全部設計を依頼したわけです。そして、その海遊館が大阪城を抜いて大阪一の名所になった。アメリカのウォーターフロントの開発というのは港にもう一度人間を取り戻そうというのが目的です。それを手がけたケンブリッジ。セブンアソシエイツに依頼してできたのがあの海遊館であり、天保山ハーバービレッジです。だから大阪のウォーターフロント開発では特異な存在で、たちまち人を集めると大成功したのは、けっして大阪の行政の知恵ではありません。

—— 7-3区のなぎさには今は船で渡れるのでしょうか。

小西 はい。陸からもゲートさえ開けてくれたら、広い舗装道路みたいのがついてるんですけど、もう絶対開けてくれないです。だから船で行くしかありません。これは簡単で、南港から150人乗りの丸高渡船が早朝から夕方までピストン運送してます。

—— 大阪の釣りの愛好者というのは増えているのですか。

小西 そうですね、都市部では増えています。日本全国でも増えているようですね。今、統計が取りにくい状態ですが、だいたい釣り人口3千万と言われており、実際にそれに近い数いるのではないかと思います。日曜日で天気が良かったら、7-3区のセル石とその沖の新波止と手前の新日鉄の防波堤だけで一日千人ぐらい渡りますね。

『週刊釣りサンデー』は唯一の釣り週刊誌

—— 『週刊釣りサンデー』というのはどのぐらいの規模で出しているんでしょうか。

小西 今、発行部数は週に24万部です。釣りの分野では週刊誌は日本で僕のとこだけで、東京にもないんです。月刊誌は50種ぐらいあります。釣り界に対するインパクトっていうのは別格ですね。日本だけでなくアメリカにもヨーロッパにもオーストラリア、ニュージーランドにも釣りの新聞はあっても、週刊誌はありません。また、それだけでなく、すべてのジャンルで78種類ぐらいの週刊誌が日本で出ているそうですが、

大阪で作ってるのは僕とこだけです。大阪に並んでる週刊誌は全部東京で作られています。

僕が17年前に『週刊釣りサンデー』を起こすと言ったら、「そんなのができるはずがない」と言われました。「人がやったことがないことだからこそ、好きでなった新聞記者を振り捨ててもやるのです」と答えましたね。

—— やっぱりコスタントに、定期的に買っている人というのが相当数いるということですか。
小西 そうですね。僕らの場合はライバルの週刊誌ってのがないですからね。普通の一般週刊誌の場合は今週何にするかによって増減があります。僕のところは電車の中吊りをテスト的に何べんかやってみました。テレビのコマーシャルをやっても、電車の中吊りやっても、タイガースのナイターでラジオで1シーズンやっても、全然同じ数です。やってもやらんでも一緒です。だから完璧なひとつの固定読者です。だからよく「『釣りサンデー』だけ電車の網棚の上で捨てられているのを見たことない」と言われます。放って帰る人がいないということです。だから大阪駅などのキヨスクとかを御覧になつたらわかりますけど、僕らのところは『週刊文春』とか『週刊新潮』並みに平積みされています。

—— 最初はミニコミ誌みたいなものだったんですか。

小西 いえ、最初から週刊です。週刊誌を作る時に隔週刊をやったり、あるいは月刊から週刊誌を作るという発想では絶対失敗です。僕はスタートした時から、週刊誌はいわゆる動のジャーナリズムだということを重視してきました。例えば月刊誌の場合、鮎のシーズンだったら1か月前に記事を出すのですが、そのときに去年の写真を使わねばならない。週刊誌だったら最新の写真を提供できる。だから僕らのところは編集部員36人で、うち専属のカメラマンだけで4人います。僕のところが旗揚げしてから、東京で新潮社、弘済出版、報知新聞などで釣りの週刊誌を作ろうという動きがありました。僕とこは北海道まで行ってますけど、だいたいエリアの関西中心にして作ってますから、東京にもうひとつあってもいいわけです。それで弘済出版などはスポンサーの説明会までやったのですが、結局ぼしゃりました。それは、最後に僕のとこ

に調べに入って、編集部員の数の多さで気が遠くなってしまったんですね。僕とこでは今、5階と4階がそれぞれ第一編集部と第二編集部になっています。

広告収入に依存しない独立した経営

広告収入は、一般に週刊誌では月刊誌の4倍になっています。広告収入で安定させるというのが今の週刊誌のつくり方です。しかし僕らのところは「広告は『週刊釣りサンデー』がユーザー〔利用者である釣り人〕に支持されたら向こうから歩いて来る」という考え方で、いまだに広告担当は2人しかいません。広告は売上の15%以内に抑えて、それ以上掲載希望があっても全部ことわっています。ぼくらのところは今、広告掲載待ちの形ですね。だからバブルがはじけても、僕のところは何も影響ないです。去年の決算が『週刊釣りサンデー』で最高で、今年半期終えましたけど、去年よりもまだ好調です。バブルがはじけて印刷費が上がらなくなつた、紙代が安くなつた、運送費は下がる一方で、値上げ要因が全部飛びましたからね。

僕が毎日新聞やめてこれを作ると言った時に毎日新聞の先輩が、「君が独力でやって成功しても大手が来たら一発や」と言われたとき、僕は「はあ、釣りの世界を知らん人はそう思うでしょう。でも、釣りの世界知つたら、小西和人の目の黒いうちに僕とけんかするようなアホは日本には出てこないでしょう」と答えました。その通りになりました。日本の釣りの世界では僕を知らない人はいません。日本だけでなくこの頃中国や台湾や韓国にも行きますが、中国では中国釣魚雑誌を出している人民体育出版社が来年から僕の釣りのカレンダーを刷り始めています。去年から中国も国際フィッシング・ショーを開くようになりました、僕も請われて9月に北京に1週間行って、会期中に「小西和人釣り教室」を開きました。

テレビ番組を主催

僕のとこのもうひとつの強みは、サンテレビ系で「ビッグフィッシング」という1時間の釣

り番組を制作していることです。木曜日の夜10時～11時まで、1時間の釣り番組というのは日本ではこれだけです。今年で9年目に入りました。視聴率は別格なんですね。サンテレビが作ってよそへネットしてるのは、タイガースの中継以外は僕らの番組だけです。KBS京都と奈良テレビと三重、岐阜、和歌山、それから関東からテレビ埼玉、朝日放送系のケーブルテレビです。ケーブルテレビをつけているところだと、土曜日の午後1時から2時までと再放送が土曜日の午後6時からで、みんないい時刻帯にやってくれています。テレビと週刊誌とが完全に一体となったメディアっていうのはこの番組ぐらいしかない。それもV局ですと、ゴールデンタイムに1時間全部任せることは不可能なんですね。スポンサーがつきませんから。ところがU局ってのはゲリラ的な存在ですからね。僕らの言うとおり作ってもらっています。今、メインの司会がオール阪神さんでやってるんですけど。5年間は俳優の土屋嘉男さんが東京から来てやってました。土屋さんももっとやりたいと言ったんですけど、オール阪神さんが釣りキチで、「やらしてほしい」と彼の方から売り込んできました。「サンテレビみたいなギャラの安いところにオール阪神さんみたいな吉本でも有数の売れっ子がよく来たな」と言われますけどね。衛星テレビが一般化したら今のV局やU局がピンチといわれてますが、釣り番組みたいなユニークなもの、それが最後に生き残るのではないかと言われてるんですよね。だからもうサンテレビでも看板番組ですよ。うちは毎週だいたい15方向から20方向に取材かけています。そのなかのどれとどれとにカメラを回しなさいと指示をする。そして取材してきた映像の解説を僕とかうちの編集局長の今井さんがスタジオでやるのですから、収録はすごく簡単です。

スポンサーの商品も堂々と批判

本音だけで過ごせない世の中ですが、僕らは本音で過ごす。うちのメインのスポンサーでもその製品が悪かったら、うちでは隔週で『釣具ジャーナル』を企画して、鮎竿なら鮎竿で一番高級なのを店頭買いってきて、名人クラスに

使わせて、だめなら名指しでペケを入れる。スポンサーで今まで3件ぐらい、せっかく広告入れてのに悪口書かれたといって怒ったところがありました。うちでは「広告と記事は違います。お気に召さなかったらどうぞお引き取り下さい」と言います。それで引き取って行ったのが東レ、がまかつなどいくつかありましたけど、全部頭を下げて「もう1回広告を載せてください」と言ってきて、今は載せてあげています。この頃は「小西さんとこに文句言われたらしょうがない」ということになってきました。しょうがないどころか、開発担当者が、「お前いいこと言うって、何だ、『釣りサンデー』にぼろかず書かれているじゃないか、そんなにおそまつなのか」と怒られるので、この頃は製作のスタッフの方がびびっているそうです。

テレビでうちが受ける条件は、局の自主製作であること、スポットコマーシャルによって成り立っているSP番組であること（30秒や1分単位でスポンサーがコマーシャルを買う）です。この場合は民放の基準からいうとスポンサーは番組内容に口出しできない。ですから、『ビッグフィッシング』は、番組のスポンサーのほとんどが釣り関係だけれど、しかしスポンサーがスポットコマーシャルを1本買った、2本買ったからといって、内容に一切口出しをさせないことを条件にしてスタートした。そしたら最初みんなあれこれ文句を言う。文句言うならスポンサーをやめろ、というのがうちの立場です。一番最初、総合メーカーはシマノが入っていて、文句言うから出て、次にオリムピックが入ったけれどこれも出て、いまダイワが入っています。出たところが「しまった」と思ってもう一回スポンサーにと言ってきていますが、うちらは総合メーカーは1社に限ると言って釣をさしています。でも僕らダイワの竿などあまり使ったことはありません。

—— 本日はお忙しい中、長時間ありがとうございました。

（聞き手=二宮厚美・森岡真史・石上秀昭）

特集「福祉国家、その現在と展望」によせて

福祉国家の歴史という視角からみると、1980年代の10年間は一つの大きな転換の時代であった。それは80年代初頭にあらわれたO E C Dの報告書が「福祉国家の危機」(The Welfare State in Crisis)と題されていたことに象徴されている。福祉国家の見直しを正面にかかげた英のサッチャリズム、米のレーガノミクス、そして日本の臨調行革路線は、80年代を風靡した新自由主義を代表するものにはかならなかった。

だが、歴史は90年前後を転機にして再び新しい転換のときを迎えたかの様相をつくりだしている。サッチャリズムはサッチャーその人のいわば「政治的自殺」とともにかつての人気を失い、レーガノミクスは自らの失敗をつうじて民主党クリントン政権をうみだすにいたった。クリントンの勝利は、レーガンからブッシュへと引き継がれた共和党政権の失敗、つまり敵失による政権獲得というのが正当なところだろう。この日本では、バブル経済の崩壊が臨調路線や中曾根・民活路線の破綻を宣告した。そのほか、ソ連・東欧体制の崩壊が福祉国家の歴史に新しい教訓をうみだしつつある。

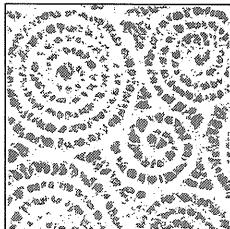
とはいってこの数年の動向は、80年代の「福祉国家の危機」が単純に90年代の「福祉国家の再建」にバトンタッチしたこと物語っているわけではない。80年代から90年代への動きは、先進資本主義諸国の動向ひとつとっても、きわめて複雑な様相を呈しており、福祉国家が過去の危機を脱して新たな発展の時期を迎えるとはとうてい言えない状況にある。それは例えば、社会民主労働党が政権から転落した福祉先進国スウェーデンの動きにもあらわれている。

このような時にあたって、私たちにいま必要なことは、過去10年の福祉国家をめぐる歴史を

総括し、世界各国にあらわれている新しい動きをつかみとり、その積極的な芽を将来につなぐことであろうと思われる。80年代をとおして言えることは、福祉国家の解体や後ろ向きの見直しに突き進んだ新自由主義の政策路線は決して成功しなかったということ、およそ現代社会にあたって福祉制度は簡単に解体できるような代物ではないということ、とはいって福祉国家が多数国民の権利や発達を担って前進するにはそれなりの新しい力や運動を必要とすること、等であった。本特集は、こうしたことを念頭において編集されたものである。

特集論文は、日・英・独・スウェーデンの各国におよんでいるが、その他の諸国にいたらなかったのは編集子の力量不足によるものである。日本を対象にした横山論文は、日本型企業社会と日本型福祉国家の相互関係を本格的に問い合わせし、90年代の現実的動向をにらんだ緊張感のなかに、当面する福祉諸制度再編の構造と改革視点を浮き彫りにしている。イギリスとスウェーデンの動向を対象にした柳ヶ瀬論文、藤岡論文は、それぞれ両国における両氏の留学・調査の経験をもとにした論文である。柳ヶ瀬論文は福祉国家研究の方法論にまで射程を広げ、藤岡論文は日本でも関心の高くなった政変前後のスウェーデンの動向を明らかにし、それぞれ興味深い論点を提示している。ドイツの動向を取り扱った小淵論文は、「豊かさ」論においてしばしば日本と比較対照されるドイツの社会保障制度を紹介し、80年代後半からこの国にも進行した福祉再編成の動きに分析のメスをいれている。いずれの論文も、読者が明日の福祉を見すえるうえで、指針なりヒントなりを与えてくれよう。

(二宮 厚美)



●特集——福祉国家、その現在と展望

福祉国家の日本の特質と現段階

横山 寿一

はじめに

1980年10月、福祉国家の危機の基本的性格を明らかにすることを課題として開催されたOECDの「1980年代の社会政策に関する会議」は、1970年代の経済停滞が完全雇用と福祉国家との「衝突」を招いたとして、「経済成長と社会政策との関連のよりシステムティックな見直し」¹⁾の必要を提起した。ほぼ時を同じくして、わが国では「臨時行政調査会法案」が成立し、いわゆる臨調「行革」の時代が始まる。以後10年以上が経過した。この時期はまさしく福祉国家そのもののシステムティックな見直しの時代であった。だが、わが国の場合、福祉国家からの転換というよりも、福祉国家としての「欠陥」を固定化し拡大する過程であったように思える。とすれば、あらためて福祉国家の日本の特質を明らかにし、その視点から再編の動向と特徴を分析する必要が出てくる。そのことをそのまま果しうる用意は到底ないが、ひとまずこうした構えで、福祉国家の日本の特質と現段階にかかる論点の検討を試みたい。なお、実証的な検討については、別の機会に手がけたものを参考にしていただくことにして、ここでは基本的な枠組みにかかる論点を中心にとりあげたい。

I. 福祉国家分析の視点

ここで福祉国家それ自体の理論的検討から始めることはできないので、以下の検討に必要な最小限の内容に限って若干の視点をあらかじめ提示しておくだけにとどめたい。

福祉国家の捉え方に今なお共通にみられる特徴は、福祉国家をもっぱら社会保障との関連でのみ理解しようとする傾向である。その代表

を、東京大学社会科学研究所編『福祉国家』の運営委員会論文「福祉国家をどう考えるか」（第1巻序論、戸原四郎氏執筆、1984年刊行）にみることができる。そこでは「福祉国家とは、さしあたり社会保障制度を不可欠の一環として定着させた現代国家ないし現代社会の体制をさす」との理解が示されている。福祉国家にとって社会保障制度は不可欠の一環であるとの認識に異論はないが、これだけでは福祉国家の説明にはならない。林健久氏が言うように、少なくとも国家と呼ぶ以上、行政構造全体の変化を問題にする必要がある。この点に直接対応するものではないが、上記のような傾向を意識して、筆者は以下のような整理を別の機会に示しておいた。

(1) 福祉国家は生成段階の社会経済的事情に規定されて、初発から経済成長と福祉向上の調和的遂行、その前提としての大量失業の解決と雇用の安定化を固有の政策課題として課せられてきたこと、(2)それゆえ、経済成長政策、社会保障政策、「完全雇用」政策の3つがワンセットで組み込まれ、しかもこの3者が、経済成長政策を軸に結合され、体系づけられることで、相互にその政策効果を促進すべきものとして位置付けられてきたこと、したがって、この相互促進的関係が「円滑」に保たれるためには、経済成長の維持が前提となっていること、(3)かかる政策体系のもとでは、社会保障政策は、貧困対策にとどまらず、総需要の維持・管理策の構成要素として位置付けられ、経済成長政策の一環に組み入れられていくこと、(4)したがって、福祉国家は、投資、雇用、国民所得などの調整をトータルに担う、いわば新たな国民経済管理国家としての性格をもっていること。

以上は、福祉国家の政策的枠組みに焦点をあてながらその特徴を予備的に整理したものだが、

ひとまずここでの分析視点としておく。

II. 福祉国家の日本的特質

(1) 日本型企業社会と福祉構造

福祉国家は、上述のように経済成長、社会保障、完全雇用という課題を新たな国民経済管理を通じて調和的に達成しようとする点に特徴をもつが、その手法や遂行の度合いは当然それぞれの国によって異なる。わが国の場合、3者の関係をさしあたり量的な側面でみると、ハイレベルの経済成長と相対的に良好な失業率、他面での社会保障負担の相対的低位性を確認できる。これらの関係は、高い経済成長が雇用の拡大をもたらすことで失業率を低め、社会保障負担を相対的に軽減せしめたとの見方も成り立つ。しかし、ここにはそうした一般的な関係にとどまらない、わが国の福祉国家を特徴づける構造的な要因が作用しているように思われる。

この構造的な要因の分析に際してまず検討すべきは、日本型企業社会と福祉・福祉国家との関連である。日本型企業社会については、生産システムや労働の分析には著しい進展があるが、福祉の日本の特質との関連にはなお分析が及んでいない。しかし、日本型企業社会が「企業本位社会であるということと、企業内に一つ社会が形成され、そのいわば磁場が中心になって動く社会という二重の意味がある」とすれば、生産・労働と同様に福祉にもその磁力が当然及んでいるはずであるし、その内容と度合いが、福祉国家の日本の特質と結びついているはずである。

企業社会の磁力が認められる例として、わが国の社会保障制度の中核をなす社会保険が企業をベースに編成され、企業社会を強める方向で運営されてきた点をひとまず挙げることができる。周知のように、医療保険の中心部分は企業を単位とする健康保険組合によって運営され、年金制度もその主力をなす厚生年金が企業を単位としており、しかも厚生年金基金にみるよう多くが企業年金と一体化されるに至っている。国民皆保険・皆年金体制も、じつはこうした企業単位の編成を基本にしており、そこから外れる部分を地域で捕捉することで成り立っている。

社会保険制度のかかる企業単位の編成は、その他々の企業福祉と一体となって、生活と福祉にも強力に企業社会の鋳型をはめ込み、特異な構造をつくりあげてきた。ここではこうした構造を仮に、「企業社会型福祉構造」と呼んでおこう。

冒頭にみたわが国の経済成長、失業率、社会保障負担の3者の関係にここであらためて注目してみると、そこに示された経済成長には「調和的」関係が、かかる構造と何らかの関連があることは十分に予想がつく。だが、その関連を確認するためには、企業社会がわが国の福祉構造にどのような磁力を発揮し、いかなる鋳型をはめ込んだのか、さらに具体的にみなければならない。

社会保障制度は、体系化されたナショナルな制度であること、そのことによって全ての国民の最低生活保障を実現する機能をもつことを第一の特徴としている。それゆえ、ナショナル・ミニマムという生活保障基準の設定とそのための社会的規制の内容・方法が決定的な意味をもつことになる。ところが企業社会は、この規制に歯止めをかける。

企業を単位とした制度編成は不可避的に企業間の格差を生み出しが、この格差の存在こそが企業単位編成を支える最大の要因でもある。企業社会型福祉構造は、この格差の存在とそれを生み出す企業の裁量を条件としているがゆえに、社会的規制は極力緩やかなレベルにとどめられ、「企業の大幅な裁量と緩やかな社会的規制」が現実化する。これが第一の特徴である。先にみた医療・年金制度のうちに、そのことが確認できる。

緩やかな社会的規制は、上乗せによる給付やサービスのレベルアップを可能にする反面、最低保障レベルをどこまでも押し下げる弱点をもつ。企業社会は、この弱点を現実化させる。ここで重視したいのは次の点である。労働基準の低位性が日本型企業社会の出現と強化にとってきわめて重要な要素であることは指摘されてきたところであるが、この労働基準の低位性は、同時に厚生行政における最低保障レベルの低位性を強力に規定したという点である。「労働基準の低位性に規定された福祉基準の低位性」と

でもいうべき点が第二の特徴である。最低賃金規制の低位性による生活保護基準の低位性がその端的な例であるが、それにとどまらず、年金制度における最低保障の欠如、児童手当等各種現金給付の低位性、施設職員の劣悪な労働条件とリンクした施設サービス基準の低位性等、その影響は広範囲に及ぶ。

こうした企業に対する緩やかな社会的規制の現実化こそ、経済成長にとって「調和的」な関係がもたらされた直接の要因であり、これこそ企業本位社会の真髄である。しかし、社会保障負担の低位性とのより具体的な関係をみるためには、視野を行財政全体に広げ、そのうえであらためて企業社会の影響を確かめる必要がある。

(2) 企業本位行財政と費用負担

企業本位社会は国家の行財政にも広く及び、国家資金の企業・産業基盤整備への優先的割り当てや法人税負担の特別軽減措置など経済成長優先の財政構造とそれをになう行政機構をつくりだしてきた。それはまさしく企業国家と呼ぶにふさわしい。かかる構造は、社会保障行財政にも様々な特徴と歪みをもたらしてきた。それは端的に言えば、費用増大要因を徹底して排除する負担回避の体質化である。

その端的な現われは、社会保障財政における保険主義への傾斜である。社会保険はいうまでもなく保険技術を適用した制度運用の方式であるが、保険料収入のみならず国庫による財政補助を主要な財源とし、保険料も労使共同負担とする点で私保険とは大きく異なる。しかし、国庫負担の割合、労使の負担割合の内容によっては、限りなく私保険に近づく。また、保険料水準や払込期間に給付をリジットにリンクさせればさせるほど、社会保険の社会性は希薄になる。わが国の場合、企業・産業基盤への優先的な財政資金の配分によって、社会保障関連の国庫負担にまず鉄枠がはめられ、そのうえで企業負担の軽減を図る方向で保険料負担割合（制度的には上限にあたる労使折半）が設定されたことから、国庫、労、使が負担をほぼ3分し合うという所得再分配効果のもっとも弱い仕組みができあがった。そのうえ、費用増大にはもっぱら保険料負担で対応する方向で臨み、現金給付（年

金）には最低基準なしで払込期間比例を適用する方式が適用された。これらは、保険財政の「健全性」のみに固執するいわば悪しき保険主義によって、社会保険の社会性を削ぎ落とそうとする「社会保険の私保険化」の動きに他ならない。これが負担回避の第1。

いまひとつ指摘する必要があるのは、公的施設・施策整備の抑制と民間依存による財政運営である。とくに施設整備の著しい抑制である。社会保障制度が対象とする公的サービスの供給のためにそれを行う公的施設、例えば医療機関、保健所、高齢者・児童・障害者等の各種施設などが不可欠である。これらの整備には、建物の費用のみならず職員等の人件費、運営費用等を必要とし、当然長期にわたる費用負担を生み出す。そこで、国・自治体が設置主体となつた施設は最小限に抑制され、もっぱら民間施設を利用する方式が選択された。自由開業医制のもとでの保険医療機関指定による公的医療サービス、措置費制度による民間福祉施設を利用した公的施設サービスなどがその代表である。この方式のもとで、施設整備にともなう公的負担を一定率の補助金の枠にとどめることができるとともに、経常的な費用負担についても診療報酬や措置基準を通じてコントロールできることとなった。こうした公的施設・施策整備の抑制と民間依存による負担回避が第2。

これに関連して付け加えておく必要があるのは、いわゆるマンパワーの節約・抑制と専門性軽視の著しい傾向である。これも、費用負担回避の端的な表われに他ならない。モノに金をかけない財政運営は、当然ヒトにも金をかけない。

保険にもモノにもヒトにも金をかけなければ、社会保障負担が低位に抑えられるのはいわば当然である。

以上のような、企業本位の仕組みを幾重にも組み込んだ構造がつくりだされる余地を与えてきた要因として、やや性格は異なるが一言ふれておく必要があるのは、制度の運用・整備が個々の法律に委ねられたままで、社会保障に関するいわゆる基本法が整備されないまま推移してきたことである。基本法の不在は、明確な目標と基本理念にもとづいて各制度を位置づけ、制度としての体系性を維持し高めていくことを困難

にし、格差や分断化が拡大していく余地を与えた。この点も、会社本位社会の強化と特異な福祉構造の再生産を可能にした重要な要因と言わねばならない。

(3) 福祉国家の日本の特質

日本型企業社会は、以上の簡単な検討からだけでも、わが国の福祉構造に強力な鋳型をはめてきたことが確認できる。その特質は、社会的規制が企業社会に十分に及ぼず、逆に企業社会が生活・労働・福祉・財政に規制を及ぼし企業の裁量を強力に行使しうる仕組みをつくりあげてきたこと、そのもとで、企業社会とともに「調和的」な、経済成長と「完全雇用」・社会保障の関係を成立させてきたことがある。では、わが国の福祉国家再編とその特徴は、かかる特質といかにかかわっているのか。

III. わが国の福祉国家再編とその特徴

(1) 福祉国家再編の基本的構図

福祉国家が課題とした経済成長、社会保障、完全雇用の調和的関係が維持されるためには経済成長の維持が前提となっていた以上、1970年代半ば以降の経済危機の進展のもとで福祉国家の再編が打ち出されてきたのは、いわば当然の成り行きであった。またこの再編が、この3者のシステムティックな見直しの提起に始まり、この点を軸に議論と政策が展開されていったのも、福祉国家の政策的枠組みからすれば当然の内容であった。この再編が「福祉国家の危機」と呼ばれたのは、経済成長・完全雇用・社会保障の調和的展開をうたってきた福祉国家が、その実現可能性を自ら否定し、政策的枠組みそれ自体の再編の提起を余儀なくされたからに他ならない。ではこの再編の基本的構図はどのように描くことができるか。

福祉国家再編の基本は、上述したように経済成長、社会保障、完全雇用のシステムティックな見直しにあるが、より具体的には、経済成長率の鈍化とインフレが併存するもとで、修正された経済成長率の目標設定にてらして「合理的な」失業率とインフレ率の新たな関係の創出がめざされ、失業率の低下を第一義とする「完全

雇用」政策の放棄がまず放棄される。この選択は要するに、インフレを回避しつつ同時に経済成長率を一定の水準に維持するために、失業率を市場の実勢にできるだけ委ね市場機構を通じて失業率の調整を行なおうとするものであるから、市場をできるだけ実勢を反映しうる状態におくための制度的見直しを不可避的に呼び起こす。こうして直接に失業率の変動に作用する失業補償をはじめ、市場機能に規制を加えることによって直接・間接に雇用や所得の調整にかかわってきたあらゆる制度が、見直しの対象にあげられていくことになる。この延長線上で、社会保障も見直しが提起される。財政危機による財政合理化への圧力がこれに拍車をかける。

こうした市場機構の回復・強化を通じて福祉国家の政策的枠組みの再編を図ろうとする方向は、要するに、企業活動に対する規制をミニマム化し弾力性を拡大する方向に他ならない。現下の再編の最大の特徴はこの点にある。もっとも、その実行の度合いは国ごとに異なる。とりわけ、企業に対する社会的規制の到達水準の違いが大きく左右する。企業本位社会のわが国が、かかる方向での再編に際して優位な条件を有していたことは、これまでの指摘で明らかであろう。ではその優位性はどのように発揮され、再編にいかなる特徴を付与することになったか。

(2) 「完全雇用」からの「ソフト」な転換

その威力は、まず「完全雇用」政策からの転換において発揮された。相対的に軽微であったわが国の失業圧力も、オイルショック以降の経済危機で様相を変え、深刻な調整を余儀なくされた。しかし、企業本位社会ゆえに現実化した以下のような方策が、「ソフト」な転換を可能にした。

第1は、内部労働市場を活用した大規模な雇用調整である。配転・出向、戦略部門へのシフトなどの流動化が、終身雇用を逆手にとって展開され、公然たる「排出」がその限りではあるが抑制された。第2は、企業の雇用調整をバックアップするかたちでの離職者対策である。雇用保険に組み込まれた雇用安定事業や特定不況業種・地域を対象とした離職者臨時措置法による給付等の企業に対する実質的な賃金補助によっ

て、雇用調整による離職者の「受け皿」が作り出された。第3は、企業の弾力を高める方向での労働政策の新たな展開である。派遣労働の制度化、パート労働活用の条件整備、母性保護条項の見直し等の労働基準の弾力化がそれである。このことが、多様な就業形態をとった低コスト労働力の活用を可能にし、そのかぎりではあるが企業の「吸引力」を高めた。⁸⁾

これらによって新たに創出された膨大な不安定就業が、就業者と失業者の区分を曖昧にする役割を果すことによって、「完全雇用」が放棄されながら失業者の増大が実態よりはるかに小さな規模にとどまるというマジックをもたらした。そして、かかる就業構造の変容が、企業の雇用調整能力を一段と高め、企業社会を一層強化する方向へ作用したことはいうまでもない。

同時に指摘しておかねばならないのは、この不安定就業の増大が、失業費用の増大を抑制し、また労働基準の弾力化・低下を通じて福祉基準の弾力化・低下を可能にしたことで、社会保障の見直し・再編に対しても、「有利な」条件をもたらしたことである。次に、その社会保障の再編をみよう。

(3) 社会保障見直し・再編の基本方向

社会保障の見直し・再編が市場機能の回復・強化という角度から提起されてきたこと、財政合理化の圧力がそれに加えられてきたことはすでに指摘した。わが国でもその点は共通している。だが、企業社会型福祉構造がもたらした社会保障費負担の相対的低位性のもとでは、現行社会保障の過重性と硬直性を論拠に市場機能への制約的役割を説き、そこから直接に見直し・再編をもちだすにはあまりに説得力に欠ける。そこで、見直し・再編に対して国民的合意を得しむる別の「論拠」が必要とされた。

そのための切り札としてもちだされてきたのが他ならぬ「高齢化社会危機」論であった。そこでは、わが国の高齢化の特異性と対応の困難性（高齢化率、高齢化スピード、扶養負担等）がことさらに強調され、財政負担の制約による公的福祉での対応の限界が繰り返し力説されるとともに、社会保障負担の増大が社会の活力の減退をもたらす危険性が声高に呼ばれた。「活

力ある福祉社会の建設」という臨調の目標設定に、その意図が端的に表われている。現在の困難さからではなく将来起こり得る問題から見直しを説くという、いわば「危険予防」的対応が全面に出されてくるところにわが国の特徴を認めることができる。しかも企業防衛的色合いをもった「活力」論が振りかざされるあたりが、いかにも企業社会的ではある。

「高齢化社会危機」論を用いた社会保障の見直し・再編は、この「活力」論を媒介にして、市場機能の回復・強化としての性格をより明確にしていく。その推進の手段とされたのが「民間活力の活用」と「国民負担の増大の抑制」である。それらはどのような展開をみせたか。

(4) 民間活力の活用

ここでは、公的福祉の民間へのシフトと成長の見込める領域での市場化の整備をすすめることによって、市場機能の作用がおよぶ領域を全体として拡大していくことが課題に据えられている。この課題に沿って、これまで、年金・医療等の制度改革による給付・サービスの水準抑制、福祉施設・在宅サービス等の整備の抑制と利用者負担の拡大、公的サービスの民間委託の促進、民間事業者に対する規制の緩和、公的融資制度・優遇措置の整備、業界組織化と自主規制体制確立への支援等が実施してきた。

これらは、おおよそ以下のような関連をもちながら市場機能の強化へ向けた役割を果たしている。すなわち、給付・サービスの抑制は、要求不充足の状態を広範につくりだすことによって市場化の潜在的可能性を創出・拡大し、利用者負担の増大は、事業の現実的採算ラインをもたらすことで公的福祉との競争可能性を生み出す。そして、規制緩和が参入・事業化を現実化し、公的融資・優遇措置の整備が参入企業の拡大と事業としての確立を下支えする。さらに業界の組織化は、過当競争を抑えるとともに、事業に対する自主規制体制を現実化することによって公的規制の緩和を正当化し、さらなる緩和を可能にする。

これらの方策が、「企業の大幅な裁量と緩やかな社会的規制」という「有利さ」とそれを現実化した行政における企業本位的対応をテコに

しながら、この傾向を極限まで進めるものであることは明らかであろう。これらが意図されたとおりの効果をもたらすとすれば、確かに市場機能の作用する領域は飛躍的に拡大し、社会保障が担ってきた領域全体で産業化が進展していくことになろう。それが市場機能の強化を図る方向での社会保障再編の究極の目標に他ならない。¹⁰⁾

(5) 国民負担の増大の抑制

以上の民間活力の活用が、市場機能の直接的な回復・強化をめざす目標であったとすれば、「国民負担の増大の抑制」は、財政的側面から民間へのシフトと公的福祉それ自体の内部的変質を促進し、それを通じて側面から市場機能の強化を図るものと位置づけることができる。具体的な措置は多岐にわたるが、この推進役を担ったのは「社会保険の私保険化」と「公的施設・施策整備の抑制と民間依存」という例の体質化された負担回避の手段である。

a. 社会保険の私保険化

まず前者について、年金を例にやや具体的にみよう。「高齢化社会危機」論にとってもっとも利用しやすい「危機」は、年金財政危機である。年金は現金給付ゆえに、年金費用の増大→年金財政危機という図式が浸透しやすい。しかも、わが国では給付と負担がリジッドな比例関係におかれているため、二者択一を迫るかたちでの見直しがより効果を発揮しやすい。現行給付給付を維持した場合と給付見直し（抑制）した場合との保険料率の比較等が見直しの際に必ずもちだされるのはこのためである。

1985年と89年の年金改正では、いずれもかかる比較を利用した二者択一法で給付の抑制と保険料率の引き上げが強行された。問題は、見直しに用いられた財政計画が、単年度収支のバランス維持・積立金取り崩しの回避・積立の継続を絶対的条件とし、しかも国庫負担率の抑制や保険料負担の労使折半方式は見直さないことを前提に策定されたことである。その計画にもとづく改定が、「社会保険の私保険化」を一段と深化させたことはいうまでもない。公的年金の損得論争の登場は、かかる変化を象徴する「事件」である。¹¹⁾

年金改正でいまひとつとりあげる必要があるのは、旧国鉄共済の財政危機を契機に始まった被用者保険の制度間財政調整である。各制度からの拠出金で制度間の財政的アンバランスを調整するこの方式は、一面では制度分立の矛盾を調整する面をもつが、問題はこの財政調整に国庫がかかわっていないことである。それは、社会保険から社会性を削ぎ落とし、相互扶助の制度に変質させようとする方向といってよい。

かかる年金の私保険化や相互扶助化は、社会保険を私保険と大差のないものに変質させ、そのことを通じて私的年金への傾斜を促進する。これが同時に、企業負担の増大を抑制し企業活力を維持する効果をもつことはいうまでもない。

b. 公的施設・施策整備の抑制と民間依存

「公的施設・施策整備の抑制と民間依存」はどうか。公的施設整備は、「施設福祉から在宅福祉への転換」が提起されたことから、一段と抑制基調が強まる。しかし在宅福祉の著しい未整備状況は、高齢化とあいまって高齢者福祉施設を中心に施設への需要を拡大し、一定の整備を余儀なくされる。民間施設依存の構造には手をつけないものの、施設の増加は措置費用の増大を招く。そこで、措置費抑制と措置制度そのものの見直しが動き出す。措置費抑制は、施設経営と自治体財政を圧迫するが、その矛盾には利用者負担の増大と措置費運用の弾力化（費目間の経費流用の一部許可等）が対応する。利用者への負担転嫁は、本人と扶養世帯の双方からの費用徴収という苛酷な仕組みさえ生み出すに至る。

しかし、措置制度をとる施設で対応するかぎり、費用の増大は免れない。ここから、社会福祉施設と並んで、契約方式をとる施設の整備が高齢化への対応として重視され、設置主体の規制緩和等の条件整備がすすめられる。老人保健施設や各種有料老人ホームの建設推進と支援がその具体例である。

これらの対応が、公的施設の整備を事実上放棄し、民間依存を一段と推し進めるものであること、しかも、公的関与が直接に及ばない施設の増大へ傾斜することによって、措置制度のもとでの民間依存とは質的に異なる方向へ踏み込んでいくものであることは明らかであろう。¹²⁾

以上のように、「国民負担の増大の抑制」の推進役となった「社会保険の私保険化」と「公的施設・施策整備の抑制と民間依存」は、いずれも公的福祉の内部変質と民間へのシフトを促進し、かかる側面から市場機能を強化する作用を及ぼしてきたことが確認できる。

(6) 福祉国家再編の日本の特徴

以上の内容が示すように、わが国の福祉国家再編は、企業社会の強力な磁力に引かれた財政合理化と民間活力の活力のための一連の施策とが相互に促進し合い、社会保障全体を企業社会との摩擦の少ない存在から、企業が積極的に営利の対象としうる存在へと大きく変容させる方向で進行している。日本型企業社会の「優位」な立場を利用しつつ、市場化を通じて企業社会の一層の強化を図ろうとしていること、つまり、福祉国家からの転換というよりは、福祉国家としての「欠陥」を固定化し拡大することを基本としていること、ここに福祉国家再編の日本の特徴を認めることができる。

IV. 企業福祉と地域福祉の再編

企業本位社会の「優位」な立場を最大限に生かしたわが国における経済成長・「完全雇用」・社会保障のシステムaticな見直しは、まさしく徹底して企業本位な方向で展開され、企業本位社会としての構造を一段と強化した。この再編は、同時に、それを支えてきた企業社会そのものと企業福祉の再編をともなわざにはおかない。また、行政機構の在り方にも当然見直しは及び、その一環をなした国と地方との関係の見直しを通じて、地域および地域福祉の再編をもよび起こしてきた。最後に、この点を簡単にとり上げておきたい。

(1) 企業福祉の再編

まず企業福祉をみよう。わが国の企業福祉は、林健久氏も指摘しているように、成長と福祉を調整するクッション装置として機能してきた。¹⁴⁾しかし、失業率とインフレ率との新たな調整が、何よりも労働市場の機能回復のために貨幣賃金の変動を弾力化し、その上昇を生産性向上の範

囲内におさめることを求める、さらには労働時間、雇用等の弾力化をも求めるに及んで、企業福祉にはクッション機能の一層の強化が要求されるに至る。しかも、「完全雇用」のソフトな放棄のために雇用の維持が優先されざるをえない。さらに労働コストの増大は回避する必要がある。

これらの要件を踏まえた新たな企業福祉として登場してきたのが、「労使の共同設計・共同決定・共同運用」にもとづく「生涯総合福祉プラン」である。この新方式の特徴は、以下の諸点にまとめることができる。第1に、賃金・人事・福祉のトータルシステムとして企業福祉を組みかえ、労働者のかかわるすべての要素を「福祉」に置き換えたこと、第2に、そのうえで費用負担には「交換原理」をうち出すことで、企業福祉が生産性上昇の成果配分であることを明確にするとともに、労働者負担へ途を開いたこと、第3に、それらを参加による責任分担と結びつけ、企業福祉が「企業共同体」による「生活保障」であるとの性格を付与したことである。¹⁵⁾

企業福祉はかかる再編を経て、貨幣賃金の弾力化と、そのための生産性上昇へのリンクを現実化しうる構造をもつに至る。

こうした弾力化を徹底する方向での企業福祉の再編が、「完全雇用」の「ソフト」な放棄を可能にするとともに、社会保険における企業主負担や国庫負担の引き上げ圧力を封じ込めて私保険化を促進する等、社会保障再編の条件を整える役割を果した。

(2) 地域福祉の再編

次に、地域福祉についてみよう。わが国の福祉国家再編において、地域福祉が浮上してくる経緯は単純ではないが、以下の点に整理できる。第1は、上述した行政機構における国と地方の分担の見直しのなかで、地方への権限委譲がすすめられたこと、第2は、財政合理化であれた施設福祉の抑制や医療費抑制策としての入院期間の短縮等が、その受け皿としての在宅福祉・在宅医療の整備を求めるとともに、これら社会保障全体の水準抑制がもたらす矛盾を調整するためにも地域レベルでの施策の総合化が不可避となったこと、第3は、高齢化にともなって増

大する福祉サービスは地域性をもつサービスであるため、この領域での市場拡大を進めるためには、あらためて地域が重視されざるをえないこと。

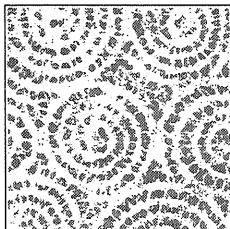
これらの要素を集約するかたちで具体化されてきたのが、福祉関係8法改正とそれにもとづく「老人保健福祉計画」の自治体単位での策定である。ここに盛られた一連の「福祉改革」には、これまで指摘してきた社会保障の見直し・再編の手法が巧みに組み入れられている。ひとつは、国庫による財源措置が不十分なままで権限だけを委譲するかたちをとり、この措置が財政合理化の手段として使われていることである。そのことが自治体福祉行政を制約し、民間委託や民間サービスへの依存の傾向を強めており、内部的変質と市場化のテコともなっている。また、「老人保健福祉計画」を地域における多元的な供給体制の確立と位置づけることで、民間活力の活用をこの計画に巧妙に組み入れていることである。¹⁶⁾これらに示されているように、福祉国家再編において、地域と自治体が一方では再編のもたらす矛盾の調整弁として、他方ではその再編の推進機構として活用されている。

おわりに

福祉国家の分析視点でふれたように、社会保障に限定した福祉国家分析は、大きな難点をもつ。それは、福祉国家再編のもとでの社会保障の再編が、社会保障の内的な展開だから説明できないことでもわかる。少なくとも、ここでとりあげたような政策的枠組みやそれを支える行財政構造が視野におさめられる必要があろう。福祉国家の各国比較も、したがって特質分析も、社会保障の比較からだけでは、制度的特徴は明らかになっても福祉国家としての特質は明らかにはできない。

これらを踏まえて福祉国家の日本の特質を分析しようとすれば、やはり日本型企業社会との関係を問わないわけにはいかなかったというのが率直な問題意識である。しかし、ここでの分析はまったく初步的なものでしかない。議論の展開を期待したい。¹⁷⁾

- 1) OECD編、厚生省政策課調査室他監訳『福祉国家の危機』ぎょうせい、1983年、7ページ。
- 2) 拙稿「『民活』路線と社会保障のビジネス化」『経済』92年2月号、新日本出版社、同「シルバー産業の動向と社会福祉」『総合社会福祉研究』第5号、1992年11月、同「福祉サービスへの『民間活力』の導入」『日本の科学者』1992年12月号などを参照いただければ幸いである。
- 3) 林健久『福祉国家の財政学』有斐閣、1992年、4~5ページ。
- 4) 拙稿「『福祉国家』の危機と社会保障政策の転換」『立命館経済学』第35巻第3号、1986年3月。
- 5) 基礎経済科学研究所編『日本型企業社会の構造』労働旬報社、17~18ページ。
- 6) 日本型企業社会については、基礎経済科学研究所編、前掲書から多くの示唆をえた。
なお、福祉国家の日本の特質という視点から、企業および企業内福祉の役割を分析した最近の成果として、林健久・加藤栄一編『福祉国家財政の国際比較研究』（東京大学出版会、1992年）がある。林氏らの研究は、なお検討すべき点を多く含んでいるが、ともかくも、福祉国家の日本の特質把握に際して、企業・企業福祉を積極的に組み入れた分析枠組みの構築をめざす試みとして注目できる。
- 7) 以上の視点については、拙稿「『福祉国家』の危機と社会保障政策の転換」参照。
- 8) 1980年代の労働市場・労働政策分析については、三好正巳編『現代日本の労働政策』参照。
- 9) 川口弘・川上正道『高齢化社会は本当に危機か』（あけび書房、1986年）が、かかる危機論を体系的に批判している。
- 10) 社会保障における「民間活力」導入の現状については、拙稿「『民活』路線と社会保障のビジネス化」を参照されたい。
- 11) 野口悠紀雄が1989年の年金改定をベースに将来の保険料と年金受取額を推計して、若年層では前者が後者を上回るとし、これを用いてマスコミが年金「損失」論を展開した（例（30ページに続く）



●特集——福祉国家、その現在と展望

ドイツにおける福祉国家の動向

小淵 港

はじめに

わが国における高齢化の進行と労働時間短縮問題とのかかわりで、近年ドイツにたいする関心が高まっている。社会福祉関係の団体による福祉事業の調査や労働組合による労働者生活の調査などが活発に行われ、報告書が相次いで刊行されている。ドイツの社会保障の水準の高さや勤労者の生活の「豊かさ」「ゆとり」が紹介され、現在の日本にとってはドイツは目指すべき目標ないしはモデルとされているようである。

確かにドイツは社会保険制度が早くから発達し、今日世界で最も水準の高い社会保障制度を持つ国の一とと言ってもよいであろう。しかしドイツにおいても、70年代のオイルショックを契機とする経済停滞期以降、福祉の見直しが行われ、様々な制度改革が行われてきた。また、90年10月の東西両ドイツ統一以後は、旧東ドイツ地域の経済復興のため多額の負担が必要となり、増税とともに社会保障給付水準の引き下げが問題となりつつある。こうした動きがわが国やイギリスにおいて顕著にみられる福祉国家の解体とも言うべき民営化・民間活力の活用の方向へと向かうのかどうかは、なお明らかではない。しかし、福祉国家が一つの岐路に立たされていることは確かであろう。

小論のタイトルは、特集との関係で「ドイツにおける福祉国家の動向」としたが、内容的には近年におけるドイツの社会保障制度の動向を簡単に紹介するにとどまっている。新自由主義・新保守主義の思想潮流の検討を含めて、別途論じることとしたい。

I. ドイツの社会保障制度

よく知られているように、ドイツは社会保険制度が世界に先駆けて発達した国であり、その歴史は既に百年を越えている。こうした歴史からもうかがわれるよう、ドイツの社会保障制度の根幹をなしているのは、年金、医療、雇用の各社会保険である。社会保険制度を骨格としながら、生計費扶助等の社会扶助、児童手当、住宅手当、老人ホームや保育所等の福祉サービスによって全体としての社会保障制度が構成されている。

年金や医療保障の財源負担方式には、スウェーデンのように租税と企業負担による方式と労使の保険料拠出を主とする方式とがあるが、ドイツの場合はわが国と同様、拠出方式である。ドイツは、労使の拠出保険料を財源として、年金・医療・雇用等の保障を行う社会保険型の代表である。その主な内容について、簡単に紹介しておこう。

(1) 年金制度

年金制度は、一般労働者・職員、鉱山労働者・職員、自営業者、農業者など職業別・階層別に分かれているのが特徴であり、官吏（幹部公務員）については非拠出の恩給制度がある。加入者の8割以上を占めているのは労働者年金、職員年金である。

労働者・職員年金の場合（1990年現在）、財源は労使折半の保険料（合計保険料率18.7%）を主とし、不足分に対し連邦補助金が支出される。その財政運営方式は賦課方式であり、現役勤労世代が退職した世代の受け取る年金を負担する形になっている。一定の資格期間を満たした被保険者には65歳以降老齢退職年金が支給さ

れる（63歳からの早期支給制度、女性については60歳からの受給も可能）。年金額は、全被保険者の平均総労働報酬額を基礎とし、これに対する個々の被保険者の総報酬額の割合、保険年数等を掛け合わせて算出される。したがって年金額は所得に比例する所得比例型であり、かつ現役世代の賃金上昇に連動して調整される「動態年金」である。1990年における平均年金月額は、労働者年金で917マルク、職員年金で1304マルクであり、それぞれ現役世代の所得税・社会保険料控除後の平均純所得に対して7割程度の水準である。¹⁾

（2）医療保障制度

医療保障は疾病（医療）保険を通じて行われる。公的疾病保険には、一般労働者・職員を対象とした疾病保険（一般制度）と自営農民を対象とする農業者疾病保険がある。1988年現在、国民の約92%はこれら保険の適用者である。一定所得を超える高所得の職員、自営業者、公務員はこれら保険の任意加入者とされており、民間疾病保険に加入している（国民の約7%）。一般制度の保険料は、労使折半で、平均保険料率は12.9%である。民間保険の場合も、保険料の2分の1は雇主負担が義務づけられており、給付内容も公的保険を上回らなければならないものとされている。²⁾

付け加えておかなければならぬのは、年金受給者の場合である。年金受給者も公的疾病保険に入らなければならないが、その保険料は年金保険の保険者（保険の運営機関）、疾病保険の一般被保険者および本人の負担によってまかわれる。年金受給者の実質負担率は、年金額の3%程度とされている。高齢化の進行とともに高齢者医療費の増加は、近年のドイツ医療保険財政の難問の一つである。

疾病保険の給付率は被保険者・家族ともに10割であり、給付には疾病給付の他に、出産給付、在宅看護給付、リハビリ給付、埋葬金などがある。保険から医療機関への支払いは、わが国の出来高払方式とは異なり、入院1日につきいくらといった制約のある総額付出来高払方式である。

（3）児童手当と住宅手当

児童手当と住宅手当もドイツの社会保障制度の中で重要な位置を占めている。児童手当は、子どものいる家庭とそうでない家庭との負担の均衡をはかる目的で始まったが、近年は高齢化の進行の中で将来の年金制度を支える次の世代を育成することに重点が置かれるようになっている。児童が16歳に達するまで、それぞれ月額第1子70マルク、第2子120マルク、第3子以降240マルク支給される。これと関連して、86年の制度改革により養育手当が新設され、子どもが生まれてから1年間、月額600マルクが支給されることになった。

住宅手当は、家賃や持ち家負担が所得に対して適正な水準を超える場合に、家族構成に応じて政府が給付する制度である。86年の数字によると、手当受給世帯平均で145マルクが支給され、所得に占める住宅費の負担比率は受給前の27.0%から受給後の17.5%に引き下げられており、相当の効果を上げている。⁴⁾

以上、退屈な制度の紹介を行ったのは、わが国の社会保障との共通性や違いを確認しておくためと、最近の社会保障制度の改革を検討する必要のためである。社会保険については労使折半の保険料負担の形式はわが国と同じである。しかし、給付水準は年金・医療ともにドイツの方が高いと言わなければならない。日本の政府は、年金は欧米水準を凌駕したと盛んに強調しているが、わが国にはきわめて低い給付水準の国民年金の多数の受給者がいることを忘れるわけにはいかない。また、医療についても、国民の大多数が加入する国民健康保険は、高い保険料にもかかわらず給付が医療費の7割にすぎないのに対して、ドイツの10割給付は高い水準だと言えよう。児童手当・住宅手当については、比較するまでもないであろう。

II. 社会保障制度の特徴

以上に述べた他にも、ドイツの社会保障にはいくつかの重要な特徴がある。

その第1の点は、老人ホームや在宅介護等の福祉事業の運営の多くが非営利の民間団体によっ

て担われていることである。

ドイツの社会扶助法では、政府は福祉のための金銭給付を行うことを原則とし、福祉サービスの供給については民間福祉団体を優先することになっている。つまり、財源は政府が主として負担しサービスは民間団体が供給するわけである。わが国でも、民間の福祉法人が政府の補助金を得て活動することは珍しくないが、ドイツの特徴は団体の規模が大きく、かつ日本のように措置制度によって入所や利用が決定されるのではなく、個人と施設との任意の契約によって行われることである。

民間福祉団体には、労働者の自助組織に起源を持つ労働者福祉団（Arbeiterwohlfahrt）やカソリック系のカリタス（Deutscher Caritasverband）、赤十字など全国的な6つの団体がある。労働者福祉団は、老人ホーム、児童・青少年ホーム、障害者センター、福祉相談所など4026の施設と12万4000のベッド、2万5000人の専門スタッフと多数の協力者を擁している。カリタスはさらに規模が大きく、2万5000余りの施設と常勤スタッフ26万3600人（うち聖職者3万7000人）を抱えて、病院から幼稚園までほとんどあらゆる福祉サービスを行っている。これら非営利団体の福祉サービスに占める比重は、病院の4割、老人施設の6割、児童・青少年施設の6割5分に達し、専門スタッフの総数は約60万人、ベッド数は218万余りである。つまり、⁵⁾ 福祉サービスの供給は、民間主体なのである。

これら民間団体の活動資金の多くは政府の負担であるが、団体の会員の会費や寄付、福祉切手の発行、宝くじなどによる独自財源も確保しており、カリタス等の宗教系の団体にとっては所得税に上乗せされている教会税からの収入も重要な財源である。

第2の特徴は、多数のボランティアが福祉団体の活動に携わっていることである。その数は150万人に達するとされている。主婦が多いが、中でも特徴的なのは、良心的兵役拒否の青年が多数福祉ボランティアとして活動していることである。ツィビル・ディーンスト（Zivildienst）と呼ばれる青年たちで、兵士に支払われるのと同じ報酬を政府から受け取りながら、主として訪問介護サービス（買い物や給食弁当の配達な

ど）の分野に従事している。ドイツは義務兵役制だが、約3分の1は兵役拒否をするとされて⁷⁾いるから、その数は決して無視できない。余談になるが、筆者がカリタスのケルン市本部で聞いた話では、老人たちはこの若者たちが弁当の配達に来るのを楽しみにしているとのことであった。弁当の味はともかく、若い人の顔を見られて話ができるのが楽しみなのだそうである。

こうした多数のボランティアの労働に対して、相応の賃金を支払うことになれば、それは相当な額に達するであろう。ドイツの社会保障費を考える際には考慮に入るべき点である。

III. 経済・財政危機と福祉見直し

ドイツの社会保障制度は、戦後特に1950年代後半から1960年代にかけて、経済の順調な発展に支えられて大きく拡大した。ドイツで言うところの社会国家（Sozialstaat）、福祉国家が確立されたのはこの時期である。

しかし、「奇蹟」と言われる成長を遂げたドイツ経済も、1970年代に入るとかげりを見せ始め、二度の石油ショックを契機に戦後最大の不況に見舞われた。成長率はマイナスを記録し、深刻なインフレと失業、財政赤字の累積と国際収支の悪化が生じた。また、社会保障とのかかわりでは、経済危機とともに、人口の高齢化が大きな問題とされはじめた。

社会民主党（SPD）政権は70年代から80年代初めにかけて、年金額調整の時期延期や失業保険料の引き上げ、医療費の総枠規制など一連の経費削減政策を行って当面の危機を乗り越えようとした。これに対し、財政再建と福祉見直しに本格的に手をつけたのは、82年に成立したキリスト教民主同盟（CDU）・自民党連立政権（コール首相）であった。特に、87年に再選されて以降、相次いで制度改革を実施に移していった。

コール政権の行った福祉見直しの主なものは、第1に、年金制度の改革である。ドイツの高齢化は今後急速に進み、85年に45.8%であった年金受給者比率（被保険者に対する受給者の割合）は、2030年には96.4%になると予測されており、これにどう対応するかが重要な政治課題となっ

ていたのである。89年に行われた年金改革（92年より実施）は、大きな制度変更をともなった。1つは、年金算定の基礎を、従来の粗賃金に変えて所得税・社会保険料控除後の純賃金としたことである。これは算定基礎水準の引き下げを意味している。2つは、年金水準を平均純賃金の70%程度に設定することによって、これに連動して被保険者の拠出率が半ば自動的に決まるシステムを設けたことである。高齢化が進めば、自動的に拠出率は上がる仕組みである。3つめは、支給開始年齢を2012年までに男女とも65歳に引き上げることであった。⁸⁾つまり、年金水準の引き下げと被保険者負担の引き上げによって年金財政の安定化をはかるという考えであった。

第2に、医療保障制度の改革である。「医療保障制度構造改革法」の成立によって89年1月より実施に移された構造改革は、医療技術の進歩と高齢化とともに医療費の高騰を抑制し、疾病保険財政の安定化をはかろうとするものであった。給付抑制策は広範囲にわたったが、主な改革は、定額給付の導入とこれにともなう差額の患者自己負担、保険給付の一つであった埋葬金を廃止することであった。今回の改革のもう一つの大きな柱は、在宅介護に対する疾病保険からの給付を新設したことである。在宅介護給付は、在宅介護を必要とする被保険者の家族を援助するため、保険の負担で介護要員を派遣する制度である。これについては負担の増大を招くとして労使双方から強い反対があったが、与党CDUが押し切り成立させた。政府の見通しによれば、改革によって生じる余裕財源は約138億マルクであり、うち63億マルクを保険料率の引き下げにあて、⁹⁾51億マルクを介護給付にあてることになっていた。

これら、一連の改革は戦後のドイツの社会保障制度の改革としてはかなり大きなものであったが、社会保障の枠組みそのものを根底から変えるという性格のものとは思われない。戦後社会保障を支えてきた社会保険制度の枠組みはあくまで維持しながら、世代間の負担の変更や給付抑制システムの導入など制度の合理化と効率化をめざしたものであったと言ってよい。

ドイツにおいても、規制緩和や福祉の民営化を主張する勢力がなかったわけではない。しか

し、80年代末の福祉改革のなかで指導的な役割を果たしたのはCDU幹部のガイスターであつた。ガイスターは、1975年に採択されたSPDの社会政策批判を基調とするCDUマンハイム宣言の中心人物であり、「新しい社会問題」論を展開したことでも知られている。ガイスターの議論は、資本家と労働組合は現代社会では社会的強者であり、労使の紛争は「古い社会問題」である。これに対し、高齢者・母子家庭・子ども・主婦・障害者等の社会的弱者や組織を持たない人々の問題が「新しい社会問題」であるとする。政府が取り組むべき問題は、新しい社会問題の解決のために、社会保険の効率化・再編成を行わざとするものであった。¹⁰⁾コール政権下での一連の福祉見直しの方向、なかでも医療保険での訪問介護給付の新設や養育手当の新設、主婦の養育期間の年金保険期間への算入、さらには政府が進めようとして大きな議論を呼んでいる公的介護保険の創設構想も、こうした流れのなかで位置づけることができよう。

ドイツの社会保障が基本的枠組みを維持してきたのは、保守政党とその支持基盤である財界といえども容易には覆せない程度に福祉国家が国民の間に定着しているためであろう。付け加えて言えば、ドイツの社会保障は社会保険が中心であり、勤労者の相互扶助的側面を持つこと、また福祉サービスは日本流に言えば公設民営であることが、極端な民営化の流れを押しとどめているとも言えそうである。¹¹⁾

IV. 福祉国家のゆくえ

ドイツにおける福祉国家は、70年代後半以降の経済・財政危機と世界的な規制緩和・民営化の流れのなかでもその基礎を維持してきた。しかし、90年代に入って福祉国家をめぐる状況は大きく変化した。ドイツ統一とともに財政負担と不況の深刻化である。旧東独地域の経済再建と生活水準の引き上げのため、旧西独地域からの移転的支出は巨額にのぼり、ドイツ連邦政府財政は70年代末以来の大きな赤字に見舞われている。すでにコール政権の公約に反して付加価値税等の増税、社会保険料の引き上げも行われた。こうした厳しい環境のなかで、東西社会

保障制度の統合問題、介護保険の制度化等の課題を抱えるドイツの福祉国家が、今後どういう方向へ進むのかについては、もう少し時の経過を待たなければならないであろう。

- 1) 本沢巳代子「年金制度における課題」『海外社会保障情報』1991年夏季号、15ページ。
- 2) 石本忠義「疾病保険の現状と動向」社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』東大出版会、1989年、192ページ。
- 3) 石本、前掲論文、192ページ。
- 4) 大本圭野「住宅政策の現状と問題点」社会保障研究所編、前掲書、416ページ。
- 5) 栄本一三郎「福祉供給システムと公的扶助制度」社会保障研究所編、前掲書、298～299ページ。
- 6) 同前、302ページ。
- 7) 世界的軍縮のなかで、ドイツでは義務兵役期間が短縮されたのにともないツィビルディーンストの期間も20か月から15か月に短縮されたが、このことが訪問介護の人材不足を引き起こすという皮肉な結果となっているようである。高智

英太郎「医療保障制度における課題と展望」前掲『海外社会保障情報』、36ページ。

- 8) 加藤栄一「ドイツ福祉国家財政の再編成」林健久・加藤栄一編『福祉国家財政の国際比較』東大出版会、1992年、17ページ以下。
- 9) 土田武史「医療保険と医療制度」社会保障研究所編、前掲書、259ページ。
- 10) 土田、前掲論文、257ページ以下。宮崎良夫「西ドイツにおける社会国家論の展開」東京大学社会科学研究所編『福祉国家2』東大出版会、1985年、47ページ以下。
- 11) この点については、土田、前掲論文、259ページ以下。
- 12) 統一後のドイツの財政状況については、加藤前掲論文、および中村好広「社会的市場経済の運営コスト」住谷一彦他編『ドイツ統一と東欧変革』ミネルヴァ書房、1992年を参照されたい。また、東西統一にともなう社会保障制度の統合問題については、前掲の『海外社会保障情報』の各論文を参照されたい。

(こぶち みなと 所員 愛媛大学)

(25ページより続く)

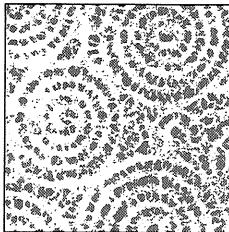
えば『週刊ポスト』1990年6月15日号)のにたいし、厚生省が翌91年1月に「公的年金と私的年金の役割と違いについて」という文書を発表し、この点を批判した。

- 12) 措置・措置費制度とその見直しについては、成瀬龍夫他『福祉改革と福祉補助金』参照。
- 13) ここではふれられなかったが、急増が必至のホームヘルパーについても、財政措置をテコとした民活化が進行つつある。この構図と現状については拙稿「シルバー産業の動向と社会福祉」を参照されたい。
- 14) 林健久・加藤栄一編、前掲書、20～23ペー

ジ。

- 15) 企業福祉の再編については別の機会に検討したので、参照されたい。拙稿「『福祉国家』の危機と労働者福祉」三好編、前掲書所収。
- 16) 厚生省大臣官房老人保健福祉部『老人保健福祉計画策定の基本的な考え方』中央法規出版、1991年、13～14ページ。
- 17) なお、林健久・加藤栄一氏らの共同研究のなかで強調されている福祉国家の国際的連関は、今日の福祉国家分析にとってきわめて重要な論点であるが、ここでは検討できなかつた。機会をあらためて論じたい。

(よこやま としかず 所員 金沢大学)



●特集——福祉国家、その現在と展望

スウェーデンの動向

藤岡 純一

はじめに

1991年9月15日の総選挙で、社会民主労働党は得票率で5.5%，議席数で18議席減らし、左翼党と合わせても議会の過半数を大きく割り込んだ。代わって、稳健党（保守党）が得票と議席を増加させると共に、キリスト教民主党が単独で始めて議席を獲得し、新自由党も初議席を獲得した。稳健党の党首カール・ビルトは、国民党（自由党）、中央党、それにキリスト教民主党と連立し、9年ぶりの保守連立内閣を打ち立てた。新与党は4党合わせても170議席で、349議席の過半数175議席には及ばないものの、新自由党の投票行動にも助けられて、新自由主義的政策を着実に実行してきた。国民の福祉に対する支持は今でも強いが、新内閣の発足後、福祉国家になにがしかの下方修正が避けられなくなっている（第1表）。

本稿では、近年のスウェーデンの経済と財政、福祉と分権化の動向について概括する。

I. 経済の現況

スウェーデンは今不況の渦中にある。深刻さと長期化において、戦後最大である。失業率は1990年の約1.5%が1991年には2.7%に増加し、昨年は約5%に急増した。今年はさらに6.5-7%になると見込まれている。GDPは1991年に1.4%減少し、昨年は0.5%ないし1%減少すると見込まれた。他方、消費者物価の上昇はこの25年間で最低である。1992年全体で1.5%と見積もられている。

貿易収支は、1992年に410億クローノルの黒字で、今年はさらに増加する見通しである。これはスウェーデン工業の競争力が改善された結

果であると考えられており、この改善には3つの要因がある。(1)賃金上昇の抑制、年率3.5%，(2)工業における生産性の上昇、(3)1993年の雇主負担の減少。国内需要の低迷と輸出の増加が対照的である。

スウェーデン経済は、1973年の石油危機以降深刻な経済危機に直面した。高インフレ、高失業率、財政赤字、経常収支の赤字が続いた。1976年には社会民主労働党が総選挙で敗北し、1982年より続いた社会民主労働党の政権がブルジョアブロックに移行した。しかし、十分な実績をあげることができず、6年間で再び政権を社会民主労働党に明け渡した。

1982年に社会民主労働党が政権に返り咲いてから、スウェーデン経済は、世界経済の回復もあって、著しい上昇を示してきた。政府のとった政策は、一方的な引き締めでもなければ一方的な拡張でもない第3の道であると言われた。具体的には、平価を16%切り下げて輸出と需要の拡大を図ると共に、財政・金融を引き締め、技術開発と新企業への援助を行った。この結果、1982年から1987年までの6年間にGDPは13%増加し、工業生産は20%，工業投資は60%増加した。失業率は3万人減少して失業率は2%以下になり、雇用が16万人増加した。財政赤字はGDPの13%から1%へ減少、インフレーション

第1表 1991年総選挙の結果

	得票率 (%)	議席数
社会民主党	37.7(-5.5)	138(-18)
稳健党	21.9(+3.6)	80(+14)
国民党	9.1(-3.1)	33(-11)
中央党	8.5(-2.8)	31(-11)
キリスト教民主党	7.1(+4.2)	26(+26)
新自由党	6.7(新)	25(+25)
左翼党	4.5(-1.3)	16(- 5)
環境党	3.4(-2.1)	0(-20)
その他	1.0(+0.3)	0(0)

(注) 得票率4%以上で議席獲得。

率も半減した。

1988年頃から景気が加熱し始め、インフレーション率が急上昇し1990年には10%を越えた。これとともに、生産性の上昇率が低下した。この結果、国際競争力が低下し、経常収支が赤字になった。スウェーデンでは、GDPのほぼ1%を海外援助（ほとんどが贈与）に充てているため、貿易収支の黒字がその分を越えないと経常収支の黒字にはならない。この時に、大規模な税制改革が行われた。改革は1990年と1991年の2カ年にわたって行われたが、環境税の創設やVAT（付加価値税）の課税ベースの拡大が先行したために、これが物価上昇に拍車をかけた。また、一時的な引き締め対策として、VATが1%引き上げられた。

1991年に入り、世界的な不況と、国内の引き締め政策、さらに賃金抑制の合意によって、物価は著しく低下し始めるとともに、失業率が上昇し始めた。スウェーデンはレイオフ制度を採用しているので、勤続年数の短い職員から先に解雇される。そして、これは勤務年数の短いかまたはこれから就職をしようとしている若年層に打撃を与えた。大学における就学期間を延長する学生も増加し、政府も大学の入学定員の増加を決定した。1991年9月の総選挙はこのような時期に、経済問題を最大の争点にして、行われた。

しかし、政権が交替しても不況はいっこうに治まらず、深刻化する一方で、新政権が有効な対策を打てないでいることに国民の批判は大いに高まっている。

II. 税制改革

近年行われた大きな制度改革の一つに税制改革がある。これは1991年1月1日に実施された（一部1990年に実施）が、抜本的な改革で、その後のスウェーデン税制を大きく決定づけるものであった。（詳しくは、拙著『現代の税制改革——世界的展開とアメリカ・スウェーデン』法律文化社、1992年5月を参照されたい）

この改革は、社民政権下で行われたが、アメリカの税制改革の影響もあり、一方で、労働供給や貯蓄の促進などの新自由主義的な要素を持

ちながらも、他方で、課税ベースを拡大して資本所得に対する課税を強化する包括的所得税の内容を持ち、かつ地方の重視、児童手当や住宅手当、さらに年金の引き上げなど、分権的福祉国家の改革としての質を持っていた。

具体的には、第1に、勤労所得に対する国所得税が85%の納税者にとって廃止され、地方所得税のみになるとともに、国所得税の税率が大きく引き下げられた。地方所得税（県、コミューン、教区）の税率はそれぞれの自治体によって異なるが、平均して31%である。

第2に、資本所得（利子や土地・有価証券のキャピタル・ゲイン）に対する不統一な課税が改革され、地方所得税と分離して30%の国税が課せられた。それまでは、資本所得の種類や、資産の保有期間などによって課税の仕方が異なり、このことが租税回避の大きな手段になっていた。税率の引き下げと資本所得に対する分離課税により、支払利子の控除による課税所得の大きな圧縮は回避された。

法人税について、改革前は、多くの特別措置、例えば、投资基金制度、棚卸資産の評価減制度などがあり、このため、法定税率は52%であったにもかかわらず、実質税率は20-25%であった。これに対して、改革では、多くの特別措置が廃止され、法定税率が30%に引き下げられた。

間接税の改革には、問題点も多い。スウェーデンには他のヨーロッパ諸国と同様に付加価値税（日本の消費税）があるが、その税率は、改革前には23.46%（税込み価格に対して19%）であった。ただし多くのサービス、例えば、レストランやホテルには税率が軽減されているか、または非課税であった。これが改革によってすべてのサービスにも基本的に同税率で課税されることになった。また、一時的な引き締め政策として、税率が25%に引き上げられた。この直後に倒産したレストランも多いという。また、環境税が導入された。年金や諸手当は、間接税の引き上げによる物価上昇に対して調整された。

新しい所得税の税率は、地方所得税の約31%と国所得税の20%の2段階で、ほぼ比例税であるが、スウェーデンでは、住宅手当や児童手当が手厚く、これらを考慮すると、所得が低く扶養児童の多い家計ほど税負担は低くなる。また、

高資産家に対しては、累進的な富裕税（純資産税）があり、これが所得税を補完している。資本所得に対する課税の強化（物価上昇を考慮すると実質的には高い税率になる）も含めて考えると、個人に対する直接の課税は、実質的に累進課税になっている。

広い意味でのスウェーデン税制の特徴の一つは、社会保障負担が雇主負担になっており、従業員の負担のないことである（自営業者の負担はある）。この負担には、健康保険、年金、労災、失業保険の他に、親（児童介護）保険、成人教育保険がある。親保険は、育児休暇時等の所得補償に充てられる。

ウメオ大学の調査によれば、1991年の税制改革から1年半経過した現在、多くの国民がこの改革に好感を抱いている。ただし、貧困層には間接税の引き上げが負担増を伴っていたことは疑い得ない。

新政権下で、資本所得に対する税率の引き下げ（30%から25%）、社会保険負担の引き下げ（給与総額の34.83%）、食料品、観光、旅行等に対する付加価値税の引き下げ（18%）が行われた。また、1993年には、付加価値税の引き下げ（25%から22%）、エネルギー税の家計への引き上げと工業への引き下げ、不動産税の商業地域での廃止等が実施される。さらに、1994年から、富裕税の廃止が提案されている。

III. EEA条約とEC加盟申請

政権交替前の重要な決定の一つにEC（ヨーロッパ共同体）加盟申請がある。1990年の社会民主労働党の党大会で、それまで中立の堅持からEC加盟に否定的であった同党が、方針を変更した。ソ連とワルシャワ条約機構の崩壊によって中立そのものの意義が失われたことと、EC統合の進展がこの決定に大きな影響を与えた。

EC加盟申請と並行して、すでにECとEFTA（ヨーロッパ自由貿易連合）で新しいヨーロッパ経済地域EEAの創設の準備が進められていた。EEAが創設されると北から南まで中・東欧を除くヨーロッパ3億8000万人のオープンマーケットが誕生する。

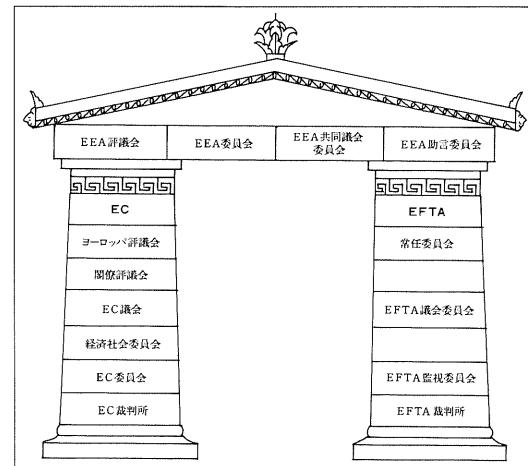
スウェーデンの自由経済連合の創設努力には

30年の歴史がある。1950年代に、スウェーデンは西ヨーロッパにおける自由貿易地域の創設を追求し始め、1960年にヨーロッパ自由貿易連合EFTAが創設されたが、その主な目的の一つがECとより好ましい共同を追求する事であった。1971年にイギリス、アイルランドとデンマークがECに加盟したが、スウェーデンはこの國の中立政策と相いれないとしてEC加盟を拒否した。これとともに工業生産物の自由貿易条約がECとの間で締結され1973年に発効した。1984年には、EC諸国とEFTA諸国との間で、工業產品についての関税が撤廃された。1986年には、商品取引の簡素化について、最初の部門条約が発効した。これは、研究の共同、ECの教育プログラムComettへの参加へと引き継がれる。1989年には、経済、社会、文化、および人道主義の分野で広範な共同のための交渉が、EFTA諸国とECとの間で始まった。そしてこの結果が1993年1月1日発効予定のEEA条約に盛り込まれることになった。1992年2月にEEA交渉が終結した。スウェーデン政府は、5月末に、EEA規則に基づく国内法の改正と新法の制定について提案を行い、後に了承された。

EEA条約には、主として、商品、人、サービス、資本の4つの移動の自由と共通の機構について記載されている（第1図）。

ECとEFTA諸国との共通の機構には、ECとEFTAのそれぞれの機構の上に立つ4つの機関、EEA評議会、EEA委員会、EEA共同議会委員会、EEA助言委員会が

第1図 EEAの機構



ある。EEA評議会は最高の政治機関で、EC諸国の大臣、EC委員会のメンバー、そしてEFTA諸国の政府メンバーのすべてから構成される。決定は満場一致である。EEA委員会は、共同の行政について責任を持ち、同時に共通の規則を取り扱う提訴の場である。決定はやはり満場一致である。EEA共同議会委員会は、より良い相互理解を助ける相談機関である。助言委員会はとくに労働市場パートナーのための助言機関である。

EEA条約はスウェーデンにとって大きな利点があるが、マイナスの側面もある。不利な面として、現政府があげているのは、(1)EEA内の移住の制限、(2)規則の改正による移行問題、(3)保護されている部門、食料品や建築材料の部門の構造転換による失業の発生がある。有利な面として、現政府があげているのが、(1)国境を越える移動の自由による市民の新しい経験とコントラクト、(2)スウェーデン企業にとっての様々な取引障害の除去とより大きな開放市場、特に、電気製品、エレクトロニクス、電信、自動車の部門、(3)EC内の公共需要が開放されることによるスウェーデン企業の利益、特に、エネルギー、輸送、電信部門、(4)規制緩和によるサービス部門の生産性上昇、(5)投資の拡大等による成長の促進、(6)環境危機に対する国際的な共同対策、(7)積極的消費政策と消費者にとっての良い消費情報。

EC委員会では、1993年に、スウェーデン、フィンランド、オーストリーの3国から出ている加盟申請を審議するが、EC加盟は、経済統合だけでなく、社会福祉や労働政策にもかかわっており、これらの国にとって、社会福祉や労働政策の高い水準を引き下げるこことなりかねないので、国内の大きな反対の声が上がることは避けられない。国民投票が注目される。

IV. 地方分権化

もう一つの近年の重要な改革は、地方分権化である。

スウェーデンの地方団体、県とコミューンは、課税権を持ち、税率を地方議会で決定することができるが、このことが定められたのは1862年

の地方自治令においてであった。1952年までは、コミューン（市町村）が小規模のものを含めて約2500存在していたが、財政上の理由から、1952年と1962年から1974年までの2度にわたってコミューン合併が行われ、1977年には、277にまで減少した（1992年現在286）。この結果、財政力は向上し、行政能力も高まり、どの地方団体も福祉サービスを中心に、同じ行政水準のサービスを行うことができるようになった。しかしその反面、政治家と有権者との間の溝が広がり、行政機構も肥大化したので、再び、分割の意見がでてきた。

新しい分権化の試みが、1985年に始まった。細部にわたる国のコントロールを削減するとともに、コミューンに組織編成の自由を与えるフリーコミューンの実験である。最初は9つのコミューンと3つの県で、後に35のコミューンと5つの県に增加了。いくつかのコミューンでは、コミューンをいくつかの区域に分け、それぞれの区域に地区委員会を設け、そこに多くの行政と財政の権限を委譲する試みも行われた。福祉、教育などを住民のより身近な地区において総合的に実施するものである。フリーコミューンの実験は1990年の12月で終了し、1991年1月施行の新コミューン法によって、その試みが全国の地方団体に広げられ、引き継がれた。行政の質の向上とともに、経済的な効率性への要求も、コミューン法改正の理由であった。新コミューン法では、委員会組織の自由化のほか、地方議会からの委員会への権限（重要な事項を除く）の委譲、多くの問題についての委員会から地方団体職員への委任、資産の減少を禁止するという規程を良好な財政状態の維持という一般的な規則への代替すること、年間予算を補うものとしての長期財政計画の策定が規定された。

フリーコミューンと新コミューン法に続く地方分権化の第3の試みが、国から地方団体への特定補助金の廃止とその一般補助金への変更である。この改革は、1992年1月から実施された。しかし、この第3の改革の実施が決定された時には、すでに経済不況が深刻化し、政権が交替していた。補助金の形態の変更とともに補助金総額の削減が決定された。多くのコミューンでは、税収の低下と補助金の削減にさいなまれる

が、当分の間は、資産の売却や債権の発行によって必要な財源の調達が可能になっている。

V. 新政権による財政の削減

カール・ビルトを首相とする現政権の路線は、基本的に新自由主義路線である。スウェーデンでは、企業の国有化はあまり進めてこなかった。この点でイギリスとは異なる。しかし、少ない国家部門の内、すでに、スウェーデン鉄鋼、LK AB（鉱山）、Vattenfall（電力）、Domänverket（林業）、Televerket（電信電話）など合計34社の株式会社化・民営化、株式の一部売却を決定し、進めている。これらの企業の従業員は11万5千人にのぼる。株式の売却収入は、主として公共投資に充てられる。

新政権によって初めて編成された1992/93年度予算の説明の中で、スウェーデン経済の弱さは、一部には、高い税圧力の結果であるとのべ、また、EC加盟のためにスウェーデン企業の競争力を強めるためにもこの税圧力を低下させる必要があるとして、支出削減と減税を柱とする長期戦略が立てられている。

長期的支出戦略は、(1)GDPに対して公的支出を削減する直接的政治決定が必要とされていること、(2)税と料金から調達される社会保障制度が人々の労働と貯蓄のインセンティブを強めるために改革されるべきこと、(3)税によって調達された公的支出は、インフラストラクチャー投資、教育・研究、そして環境改善対策に優先権を与えるように配分されるべきこと、そして(4)公的消費支出は制限され、ケア、教育、そして社会援助のような重要ながコストのかかる活動に優先権が与えられることである。

また、経済政策の戦略として、この長期的支出戦略の他、公的支出の抑制と賃金形成の変化による低インフレの持続、ECUに連動した固定レイト（1991年5月より）を維持するための金融政策等が述べられている。

このような長期戦略に基づいた第1のステップが、1991年秋の改革であった。(1)稼動資本に対する富裕税の廃止などによる小企業の拡張・投資条件の改善、(2)食料品、ホテル、レストラン、そして国内旅客サービスに対するVATの

税率の引き下げ、(3)児童手当、労災保険、失業保険、そして住居建設補助などの中央政府支出の削減についてのガイドライン、(4)中央政府企業の民営化と労働者基金の廃止、(5)建設部門における著しい規制緩和、などが行われた。

1992/93年の国家支出は第2のステップであった。それは、低いインフレ率を維持するためにも、著しく抑制された。第1の原理は、労働と貯蓄を奨励するための社会保障制度の改革である。第2の原理は、企業活動を刺激するための方策に優先権を与えることである。すなわち、インフラストラクチャー、教育と研究、そして環境改善の投資が、公的消費に優先される。第3の原理は、公的消費における優先権が医療と社会ケアに与えられることである。

主な改革は、1992/93年度予算の説明によると、以下の通りである。

傷病手当に2日間の資格期間の導入（3日目から支給）、最初の14日間は経営者の負担とする（これまで社会保険、雇主の社会保険負担の引き下げも伴っていると思われる）――47億クローノル（1993）の節約。処方薬の個人負担の引き上げ（90クローノルの定額を改め、この基本額に追加一項目につき30クローノル）――9億クローノル。住宅補助（利子補給）の削減――20億クローノル。地方政府への補助金の削減――75億クローノル。企業の保健サービスへの補助金の廃止――12億クローノル。失業保険の合理化――28億クローノルなど。

合計で、1993年に予算が238億クローノル削減される。これは、1992/93年度歳出（国債利息支払を除く）4195億クローノルの約5.7%である。

VI. 通貨危機とその対策

昨年9月16日に、スウェーデン中央銀行は限界貸出率を500%に引き上げた。500%という数字の大きさは世界中に衝撃を与えた。これに先立って、フィンランドがマルカを変動相場制に切り替え、フランスがマーストリッヒト条約に国民投票でからうじて半数を超える支持を与え、EC統合の不確実性を示した。ドイツの高金利政策が他国の景気対策を困難にし、マルク高に

ついて行けない他の通貨を揺さぶっている。この結果、西ヨーロッパの通貨危機が一挙に噴出し、スペイン、ポルトガルは切り下げ、イギリスとイタリアは欧州為替相場メカニズム（ERM）から一時離脱せざるを得なかった。

9月20日、政府と野党社会民主労働党との間で、クローナの一層の投機を防ぎ、福祉、雇用、そして低インフレを保障するための経済政策についての合意が成立した。この歴史的な妥協は、すべての議会の民主政党が連立政府を形成した第2次世界大戦以来、ほとんど先例がないといわれている。この歴史的な妥協には、財政赤字を5年間で406億クローノル（74億ドル）、GDPの約2.5%ほど改善する、公的支出の削減と増税が含まれる。1993年だけで、予算効果は276億クローノルで、このインパクトはスウェーデン社会のあらゆるグループに及ぶ。長期的な支出の削減には、傷病給付、労災補償、開発援助、防衛などが含まれる。

収入の改善は、1993年に合計87億クローノルで、主として、環境、石油、そしてタバコ税の増加である。所得税における実質所得保護は2年間中断され、資本所得の減税計画は、富裕税の廃止とともに、1年間延期される。

生産能力を維持するために、労働インセンティブ政策は支持される。受動的な失業対策（失業保険給付）は削減され、若年者のための訓練が、教育機関における増員とともに、提供される。失業者に、労働生活開発計画に参加する機会と教育補助が与えられる。公共事業は、短期的には増加される。

この合意について一般にポジティブな評価が与えられているが、クローナに対する効果についての評価は慎重である。この交渉に招かれなかった左翼党と環境党からの批判は厳しかった。

中央銀行は、早くも9月21日に、限界貸出金利を50%に引き下げ、合計11回の引き下げの後、10月30日に、ようやく12%に落ちついた。この間に国内外の投機筋による通貨の流出量は約650億クローノル（約1兆2880億円）に達した。

しかし、11月中旬に通貨危機が再熱する。1週間の間に158億クローノルの通貨が流出した。11月19日、スウェーデン中央銀行は固定相場制を廃し、スウェーデン・クローナの変動相場制

への移行を決定し、限界貸出利子率を11.5%から20%に引き上げた（後に、12.5%へ引き下げ）。

これとともに、政府は、危機対策の新パッケージを発表した。4月1日から社会保障税を7%引き下げる。スウェーデン政府の対外借入を禁止する規則の廃止。中央銀行の決定の後、スウェーデン・クローナは、ECUとドイツ・マルクに対して安定した（11月末のSIP速報）。

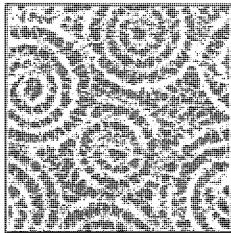
EC加盟を前にして、すでにクローナはECUに連動していた。通貨の安定のため、そして企業の競争力を強化するために、現政府は、福祉水準の下方修正を進めつつある。

おわりに

スウェーデンでは、他の北欧諸国とともに、1960年代以降、福祉国家の建設を手がけ、今日、他の多くのヨーロッパ諸国に比べて、高い福祉水準を誇っている。筆者は、スウェーデンの社会福祉を次の4つの特徴をもつものとしてとらえている。(1)一人一人の能力を発達させ、自立て協同の生活を送るための福祉、(2)働きやすい環境や労働供給の促進と結合した福祉、(3)国民のほとんどすべてが享受することのできる普遍的な福祉、(4)地方への権限の委譲が進められている福祉国家（これらについては、拙稿「スウェーデンの福祉と社会政策」『総合社会福祉研究』1992年3月を参照されたい）。これらの社会福祉の質は今後とも基本的に堅持されるであろう。

スウェーデンにおける税負担は一般的に高い。しかし、1984年の世論調査では、多くの国民は社会福祉の水準を引き下げてまでも、税負担の引き下げを要求していなかった。福祉国家についての国民の合意ができていた。現在、稳健党を中心とした4党連立政権のもとで、福祉水準の一定の切り下げが進行しているが、積極的な失業対策を行わなかったり、図書の貸出にまでも料金を課すことに対して、批判が高まってきており、長期的にみて、分権型福祉国家は決して揺らぎそうにないよう思える。（現在、社民党への国民の支持率は44%まで再び高まっている。）

（48ページへ続く）



●特集——福祉国家、その現在と展望

イギリス福祉国家の現在と分業原理

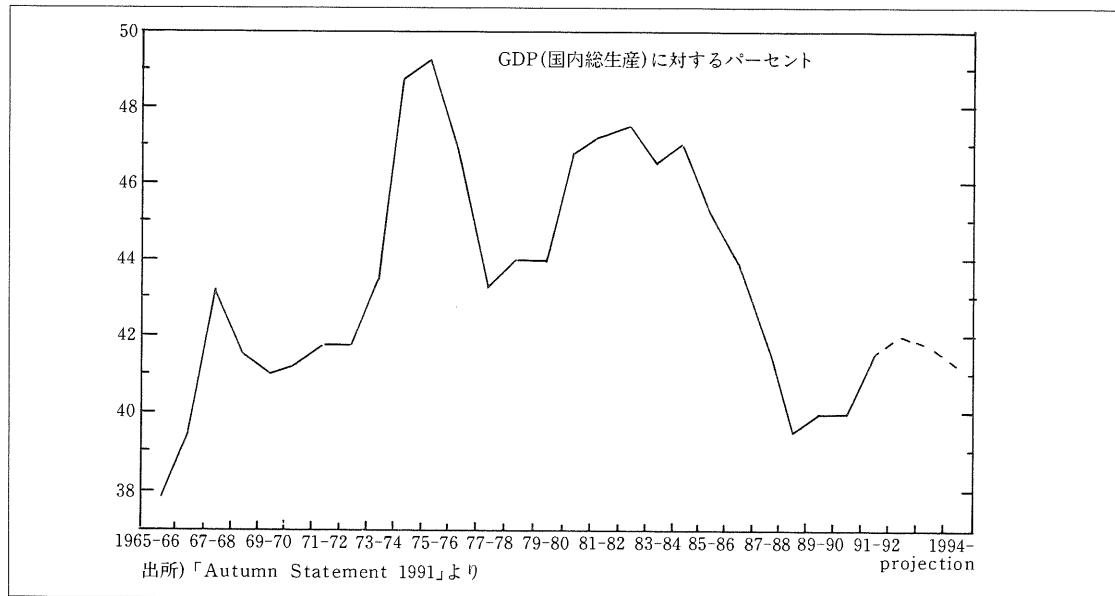
柳ヶ瀬孝三

はじめに

1992年4月9日、メジャー政権のもとで初めての総選挙が行われた。人頭税やEC問題をきっかけに11年の長きにわたったサッチャー政権が退陣し、折りからの「戦後最長、最悪の不況」という環境条件も加わって保守党政権は選挙期日を決めかねてじりじりと引き下がってもうあとがないというところであった。大方の予想は今度は労働党が政権に返り咲く可能性が高いというものであった。新聞の世論調査も投票日当日まで労働党有利を伝えて続けていた。直前の予想では圧倒的勝利とまではいかないが少なくとも自由民主党との連立政権が登場するであろうと言われていた。だが、結果は、労働党が前回に比べて42議席を増やしたが及ばず、メジャー保守党が逃げきった。労働党支持者の落胆ぶりは大変なもので、翌月の一斉地方選挙に

労働党が大敗したのも、失望した支持者が選挙に行かなかったからだと言われている。4期連続保守党政権の継続ということで新聞はイギリスも日本のように「一党政治システム」になったと書きたて、LSE（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス）ではそれをめぐるシンポジウムまで開かれて反論が試みられるほどであった。これほどにサッチャリズムの負の遺産が明るみに出るまでになっていたのに何故、労働党は勝てなかつたのか、という問いかけが関心事となった。間違った予測を流しつづけたと激しく叩かれた世論調査機関は投票日当日に「ラスト・ミニユッソ・スティング（最後の右振れ）」が起こったとの反論をしたのであるが、労働党自身も自らの調査でそれを認め、労働党に投票させるに十分強力なイギリスの近代化と将来展望あるいは労働党政権下の明瞭な将来イメージを打ちだせなかつた弱さを反省した総括を発表した。実際、総選挙をはさむ1年間をロンド

第1図 イギリスの一般政府支出の推移（民営化手続きを含む）



ンで生活してみてホームレスや失業、所得格差拡大、遅れた都市インフラ整備、あるいは選挙の争点となった国民医療や教育の実態などいわゆるサッチャーの負の遺産はいろいろと迫ってくるところであった。そこで、本稿では、今日から見て戦後イギリスの福祉国家はどのような問題を内包してきたと捉えることができるのか、イギリスのあるマルクス主義者の見解をベースにしながら若干の検討をし、私の留学報告の視点を確かめる作業としたいと思う。

I. 「福祉国家のイギリス」と 「企業国家の日本」

「福祉国家」のイギリス、「企業国家」の日本。この対比は、日英両国の財政構造ないしインフラストラクチャのありかたを鮮やかに特色づけるうえで簡便なものとしてしばしば耳にするところである。だが、そのイギリス福祉国家も1970年代後半、とくにサッチャー政権の登場とともに際だった変貌を経験してきた。

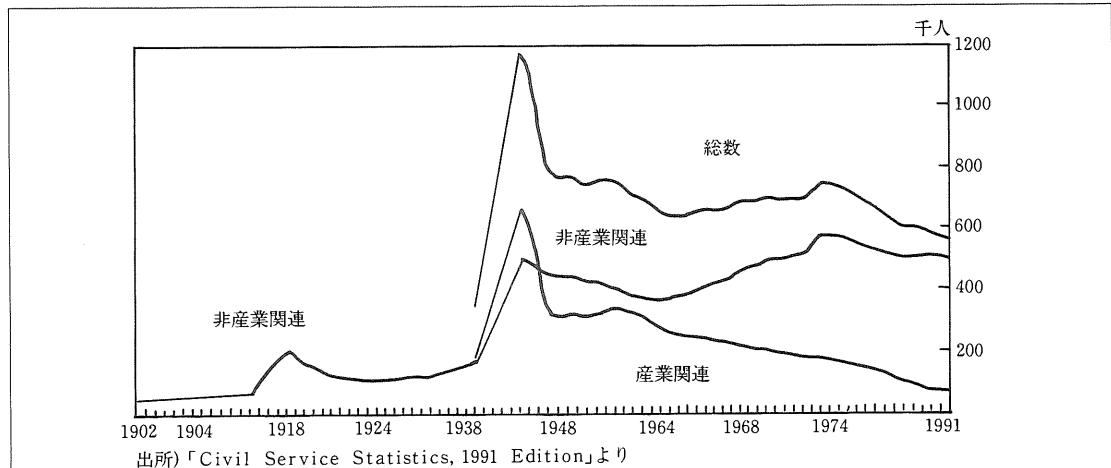
第1、2図を見ていただきたい。1980年代にGDPに占める政府支出の比重は各種のプライバタイゼーション、民営化の影響もあって急速な低下をみている。また公務員のポスト数は70年代末から減少傾向である。国家公務員数（現業、非現業）は79年の73.2万人から90年10月現在で55.6万人と24%もの減少をみた。LSEのC・フッド教授は彼の教授就任講義のなかで80年代には予算に現れる公務員給与人員数は週

400人というテンポで減少した勘定となると指摘している。また彼はその講義の中で1930年代にW・A・ロブソンがLSEの教授に就任したときには今日に見るほどにまで公的部門が縮小に向かうことなど想いもよらなかったこと¹⁾であったと述べている。

もちろん、それでもなお福祉の公的部門の比重が日本ほどに低くなったということでは全くない。福祉の日英比較を試みたR・ピンカーを見るまでもなく、日本は企業福祉に依存したり、家族の役割に依存する割合がイギリスに比べて格段に高いと見られる。そしてシルバー産業など私的「福祉」依存はこの80年代にいっそう強まった。つまり、日本は依然として「企業国家」であり、それと表裏一対をなした「企業社会」である。日本でも近年の公的部門の役割の相対的減少にかかわってボランタリー・セクターが注目を浴びつつある。だが、イギリスのボランタリー・セクターは量的・質的な多様性をもち、国家からの自律性と独立性に高い価値を置くのに対して、日本のそれはセクショナリズム的な組織特徴が強く、伝統的に国家によって組織化され、自律性と独立性が弱いとピンカーは指摘している。²⁾

1970年代以来、イギリスの福祉国家はその欠陥や矛盾についてとりわけ様々に攻撃されてきた。フッド教授が引き合いに出したロブソンは福祉国家をそのなかから救いだすべく『福祉国家と福祉社会——幻想と現実』(1976年)を著し、その手立てを論じるとともに、日本語版への序

第2図 市民サービス・スタッフ・ポストの推移



文（1978年）のなかで次のような日英比較に言及したことがある。³⁾

彼は「福祉国家が主としてあるいはもっぱら、貧しい人びとや社会の恵まれない構成員にさまざまなソーシアル・サービスを提供することにかかるものであるという意見がいかに不満足なものであ」り、それが「国民全体の福利にかかるものでなければならない」ことを強調しつつ、「公衆の福祉にかかる問題について人びとが行い、感じ、そして考えるもの」としての「福祉社会」のありかたを強調している。そして、次のように述べたのである。

「日本は未完成もしくは停滞状態にある福祉国家とみることができる」が、「日本は若干の点でイギリスより相当高度に福祉社会としての資格を持っている。それは日本が人種問題も、階層システムももたず、ずっと良好な労使関係を持っているという理由からである。他方、イギリスはより多くの、はるかにすぐれたソーシアル・サービスを提供し、いっそう強固に定着した社会的公正の観念を持ち、より総合的で効果的な計画・開発システムを持っている。」

彼は決して「福祉国家」に代替するものとして「福祉社会」という概念を提示したのではなく「民主的な福祉社会のみが眞の福祉国家を確立し維持することを可能にする」と主張したものであった。しかし、日本では「人種問題も、階層システムももたず、ずっと良好な労使関係を持っている」ので、福祉国家ではなく日本型福祉社会がふさわしいとする議論への援軍であると誤解されたむきもあった。そして、その際、この文章の後段のくだりなども全く消し去られた。だが、今日、日本で眼前に見るのは福祉社会ですらなくて過労死、長時間労働の、系列閉鎖的な企業社会ぶりをいよいよ本気で改革しなければならなくなっている現実の方ではないだろうか。

他方、サッチャー政権は戦後福祉国家の解体を意図したのであって、ロブソンが提起したように民主的な福祉社会をつくってその再生をはかろうとするものではもちろんなかった。よく知られているように1980年代以来の新保守主義・新自由主義旋風は日本の経営ブームと重なり合わされてきた。サッチャー政権もまた、その民

営化、プライバタイゼーションをすすめるに際して、日本企業の対英投資をすすんで迎え入れ、「日本の経営」の導入を奨励し、ジャパナイゼーションをすすめようとした。

イギリスからみれば、1980年代の構造転換の国際的環境のなかで国際的評価をうけた日本は本格的な福祉国家＝福祉社会づくりへ進むチャンスを失ったように見える。そして、日本社会の改革課題に照らし合わせてみると、イギリスの方は福祉国家再生の多少とも進歩的なオルタナティブを選択することができなかったということができる。

では、イギリスの福祉国家はサッチャリズムとは違ってどのように改革されなければならなかつたのであろうか。このような日本とイギリスとをクロスして比較する視点から考えた場合に浮び上がる論点に注意しながらここで少し検討してみたいと思う。

II. 福祉国家の矛盾と形態

1979年以降、サッチャー政権は、福祉、住宅、医療、教育、地方自治などの財政支出を大幅に削減するとともに、それらへの市場原理の導入や民営化をすすめる改革を次々と実施してきた。そして、石油、航空機、自動車、電気通信、ガス、水道、住宅、電気などの公企業部門の民営化を実施し、その株式や資産の売却を通じて所有者意識をあおる「Popular Capitalism」を育てようとした。まさに戦後イギリス福祉国家の全面的な解体・再編成が意図されてきたと言われる所以である。サッチャーを受け継いだメージャー政権は「市民憲章」を示して、そうした路線のスローダウンを余儀なくされながらも石炭産業や国有鉄道の民営化にまで突き進もうとしており、またいっそ市の市民サービスの民営化型の改革をすすめようとしている。しかし、総選挙後、およそ3分の2、3万人にもおよぶ炭坑労働者の首切りを内容とする石炭産業民営化は激しい反対運動に出会い、後退を余儀なくされてもいる。

戦後イギリスの福祉国家は何故にこうした激しい再編に直面せざるをえなかつたのであろうか。そしてまたこうした新保守主義的、新自由

主義的な攻撃を乗り越えて前進するうえでは何がそのハードルとなっているのであろうか。この解答についてイギリスのマルクス主義者たちはどのように考えているのであろうか。ここにちょうど、1979年、サッチャー政権の登場に前後して出版され、その後、重版を繰り返してきたイアン・ゴフの『福祉国家の経済学』（以下の引用文では訳書のページ数をWを付して記す）がある。これは「マルクス経済学の立場から取りくまれた体系的な福祉国家論としては、近年の欧米での代表的な著作となっている」と紹介されており、日本でも早くから知られていたものであるが、最近、翻訳書が出版された。ここでは彼の分析を少し紹介しながら考えてみるとしよう。

イアン・ゴフの議論の特徴は福祉国家の矛盾を研究対象に設定し、それをマルクスの資本論における工場法分析と資本蓄積法則に依拠して分析しようとしているところにある。また、それだけに社会学、経済学、政治学など「現在の社会科学の分類を拒否して、単一の現象についていくつかの研究に分割されたものを再融合しようとしている」（W25）マルクス経済学を基礎としている点で注目される。

周知のように「福祉国家」という言葉は必ずしも定まった定義があって使用されてきたものではない。ゴフは、それは「さしあたり国家活動の2つの組み合わせを含んでいる」として論を始めている。

(1)特定の状況や不慮のできごとに遭遇した個人

人または家族に対する社会サービスの国家による供与、すなわち、基本的には社会保障、保健、社会福祉、教育と訓練および住宅。現金給付と現物サービス。

(2)全住民のなかで個人と集団が当面している生活条件を直接に変更させる（個人と法人による）民間活動に対する国家規制。租税政策、工場法、消費者保護、建築条例、義務教育など社会立法の全範囲。

彼は福祉国家を所得再分配や社会サービスの狭い範囲に限定するのではなく正当にも生活条件の直接的変更を及ぼす「営業の自由」規制までを含めているのであるが、国有化などの産業民主制や完全雇用などの経済政策面とはさしあ

たり切りはなして捉えている。また、彼の定義は「介入の機関としての国家（中央と地方の両面）にだけ注意を集中させる」ものであり、日本に見るように「『企業福祉』が国家の活動から完全に独立して発展するかぎりでは含まれない」（W21-2）という視野であり、冒頭にみたロブソンがカバーしている問題領域からみてもまだやや狭いものとなっている。これらのこととは福祉国家の性格や将来展望を語るうえでの弱点ともなっている面があると思われる。

では彼がとらえようとしている福祉国家の矛盾とはどのようなものであろうか。彼によればその第1の矛盾とは、「福祉国家は、社会福祉を増進して個人の能力を発達させ市場諸力の暗黙の活動にたいして社会的制御をおこなう傾向と、大衆を抑圧し制御して彼らを資本主義経済の要求に適応させる傾向とを同時に含んでいる」（W33）という。そして第2の矛盾として「社会サービスにたいする国家支出の規模そのものが、資本蓄積と経済成長それ自体の過程にとって足かせとなる」（W36）ことが指摘される。

第2の矛盾については後に触ることにして、まず第1の矛盾について見れば、それは、一方では、福祉国家についての多くの定義が「福祉国家の目的が、人間的福祉を増進させ、資本主義市場システムに含まれた価値をこえるいっそく啓発された価値を賦与するという考え方」（W18）を無条件に採用していることに対する批判を含んでいる。そしてまた、マルクス主義者の福祉国家観がある時はそれを批判して「抑圧の機関」ないし「資本蓄積と利潤を援助するもの」と攻撃し、福祉削減の攻撃に対してはそれを擁護する側にまわるといった対応における矛盾が指摘されるのに対して答えるという内容をもっている。彼によれば、それは福祉国家がそもそも矛盾を客観的に内在させていることの反映であるというのである。ここでの彼の理論的指針としてマルクスの工場法分析については彼は次のように述べている。

「彼（マルクス）は、10時間法とその他の工場法が、究極的には、労働力の搾取と浪費を阻止することで長期的な資本の利益に奉仕したが、いかに搾取にたいする労働者階級の間断のない闘争の結果であったかを例示した」（W93）。

日本では社会政策論争など周知の注目の議論に対して、彼はそれにさらに次のような理解をつけ加えている。

「逆説的には、それゆえ、労働者は、間接的には、国家内における彼ら自身の利害のための闘争によって長期にわたる資本の蓄積を助け、資本主義的社会関係を強化することが明らかとなっている」(W94)。

そして、ここに彼はヒューマン・ニーズ論を登場させる。「資本主義的蓄積は、社会政策の活動舞台で新しいいくつかの『ニーズ』あるいは『要求』をたえまなく生み出している。もちろん、ここで『ニーズ』という用語を使うのは特定の発達段階における資本主義的生産様式の諸欲求をいうのである」(W61)。しかし、このような『資本主義的生産様式のニーズ』を基礎に「階級的社会的な闘争過程で、新ニーズを生じ、表出される⁶⁾」というのである。すなわち、彼の「ヒューマン・ニーズ」の概念は市場基準との対抗可能性においてとらえられるのである。従って彼にあっては、「闘争は、多くのオーソドックスな教科書のなかで提出された福祉国家に関するイデオロギー——すなわち、経済的諸力を意識的な社会統制に従属させ、ヒューマン・ニーズを満たすためのシステム——を実際に現実化することを促進することになるであろう」(W226) というのである。だがしかしながら、「究極的にいえば、社会保障制度は資本主義的産業組織のニーズに適応させられている」(W63)ともいうのである。

彼の議論はこのようにして個々の福祉政策にも適用可能とされる。他方、彼は、こうしたニーズと階級闘争との関係（あるいは「労働者階級の階級闘争の力や形態にみる階級対立の程度」W106）に注目するだけでなく、こうした労働者階級の階級闘争に対する国家の対応のありかた（ないし「資本主義的社会関係の長期にわたる再生産を確保するための政策を策定し、実行する資本主義国家の能力」W106）に注目する。

彼は資本主義国家の相対的独自性を認めながらそれが全体として資本家階級の利益に奉仕し、資本の再生産や蓄積のための条件を保障しているメカニズムについてはミリバンドの見解に依拠しつつ、こうした階級的影響のもとに「福祉

国家の中央集権化」つまり「中央財政の転換、地方自治体の衰退、そして中央政府内での中央集権化された計画制度への広がり」(W152) という事実が労働者階級の階級闘争の対極に形成されると見るのである。それは「『階級意識をもった政治指導部』が福祉の分野における資本の長期的な利益を代表できるための政治的必要条件をも反映する」(W153) というのである。

ゴフは、同書のこの主張を別のところで次のような形でも表現している。

「簡潔に回答を述べるならば、福祉国家は、二組の政治力ベクトル、すなわち、『下からの圧力』と『上からの改革』であるということだ。……『上からの改革』は、国家が資本の、つまり特定の資本の、長期的な経済的、社会的、政治的利害に役立つ社会改革を遂行しようとする多様な仕方に関連している。国家は自動的にこうしたことを遂行しようとはしない。すなわち、少なくとも行政的管理手段や政治的諸動員の形態が必要とされる。それらが容易に利用できればできるほど国家機関の中央集権化が進むと私は考えている。」⁷⁾

彼はこうして現実の制度における「行政的管理手段や政治的諸動員の形態」のありかたを指摘し、福祉国家の諸形態や各国における相違をとらえようとする。そして、さまざまな福祉施策があるときには階級闘争の結果として導入されるが、支配階級の側から先手をうつという形となる場合もあるし、従属階級から反対される場合もあるという (W98)。だが、残念ながら彼は「行政的管理手段や政治的諸動員の形態」を具体的に分析したり、そこにおける官僚主義あるいはそれと資本の利益との結びつきの問題をここでは意識して議論してはいない。

III. N H S の性格と「専門職独占」

では、第2次大戦中のいわゆる「挙国一致内閣」の時代ないし戦後直後のアトリー労働党政権のもとでつくりだされた戦後イギリスの福祉国家はどのような具体的特徴をもったものであったのであろうか。

ゴフには個々の福祉政策の立ち入った分析はみられないで、彼の議論と軌を一にしたとも

見えるマルクス主義の見地からNHSの性格と実態を分析したレズリー・ドイアルの『健康の経済学』（以下の引用文では、訳書のページ数をHを付して記す）によって、ゴフのいう福祉国家の第1の矛盾のありかたを具体的に補ってみることにしよう。

1946年制定の国民保健サービス法（National Health Service Act）に基づいて1948年に発足したNHSは、戦後イギリスの福祉国家の代表的な制度のひとつであり、その構想はすでに戦時下にはじまり労働党政権のもとで成立したものとしてその他の多くの福祉制度と同様である。その「基本的な仕組みは、病院の国営化、病院従事者の公務員化、開業医と国との請負契約の締結などによる医療供給の社会化を前提に、主に国的一般財源によって経費を賄うことにより、住民のすべてに原則として無料の医療を保障しようとするものである。」⁸⁾ 例えば毛利健三氏の特徴づけによれば、「イギリスの平等主義は底辺保障平等主義（最低生活保障の平等主義）であり、この底辺かぎりの保障（平等性）のうえに、個人的才覚に応じた分化と異化（不平等）⁹⁾が積極的に奨励される」ことを特徴とするが、基本的には全額国庫負担で原則無料のNHSはイギリス福祉国家に普遍主義のイメージを強く

与えているところのものである。それだけに発足とともに多くの議論を呼んできたのであるが、1980年代においてはサッチャリズムもこの「民営化」を策したことがそのつまずきの始まりともなったと言われている。

では、ドイアルは、このNHSをどう見ているのであろうか。

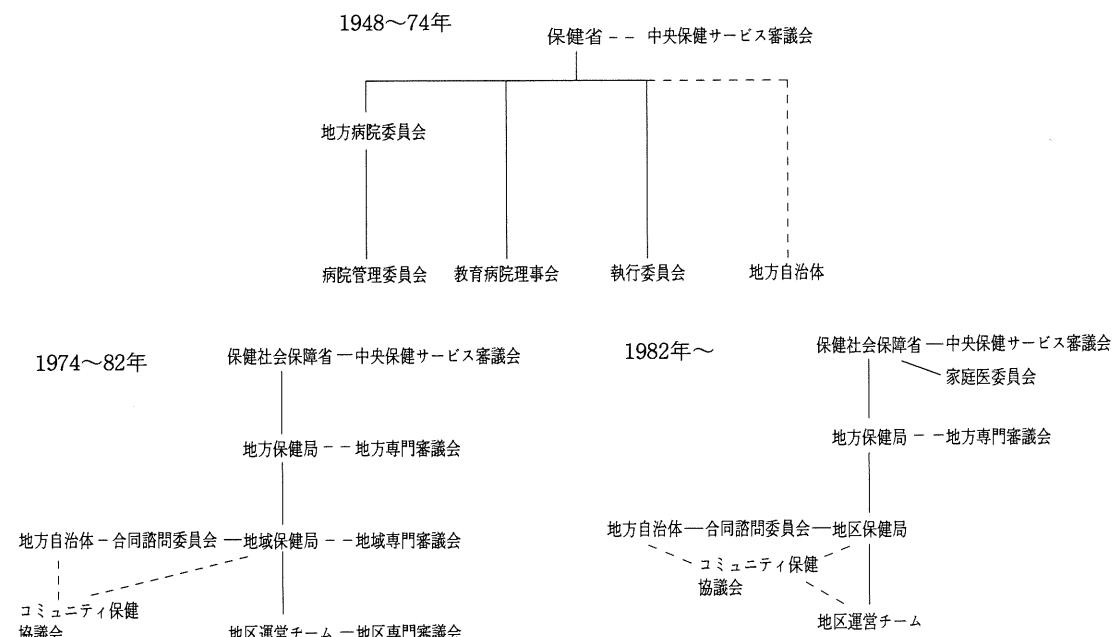
「NHSの創設は英国民に非常に改善された医療ケア・システムを与えた。とりわけ、女性や子供がNHSの導入の恩恵をこうむった。しかしながら、このことが、いかなる現実的な意味においても、NHSが社会主義的保健サービスであるということを意味していない」（H171）。

確かにゴフの理論とも符合するように、彼女は、「NHSの創設は、戦後における資本一債労働間の和解の重要な部分を反映している」

（H171）と見ている。それは一面で「階級闘争の圧力」の結果でもある。「しかし、労働運動はNHSがとるべき形態を決定する力はもちえていなかった」（H171）と述べてその力量の限界を反映したものになっていることにも注意を向けている。彼女はいう。

「NHSを単に労働者階級の獲得物であると表現することは、国家供給医療ケアの性格ががらむ真の矛盾——すなわち、それが全面的に社

第3図 国民保健サービス（NHS）の組織



会化された医療ではなくて、国家化されたそれである——をおおいにくしてしまう」(H29)。

ドイルがNHSを「国家化された医療」と性格づける理由を取り出してみると、第1に、その最終的な構造は、「ボランタリー病院、認可組合、そして最も重要なのは医療専門職の指導者たち」と政府との交渉の結果であり、その過程で最初の構想であった地方政府による管理という構想は退けられ、図のような「3部制」¹¹⁾となった。このなかで医者は「診療上の自由裁量権」を確保しつつ、国家の被雇用者となることを強制されることなく国家から十分な経済的保障が与えられ、またとりわけ顧問医(consultant)にはNHSの病院のなかで私の診療を行えるなど私的部門が残されたということがある。これが今日、サッチャーリズムのもとで肥大化させられていることは周知の通りである。そして第2に、第1次医療を担当する一般医(G.P.)は所得のわずかばかりの増大と安定化を入手するだけであったが、地方当局のコントロールから離れた病院部門においては医師の養成を担う教育病院の特別に優位な地位を保障するなど医療界における階層制がそのまま維持された。他方、環境保健サービス、助産婦、保健婦、ホーム・ヘルプ、地区看護婦といったサービスを担当する地方当局部門では「資金の欠如と産業保健サービスの失敗とが結びついて、予防医療は葬り去られた」(H173)という。そして第3に、保健サービスの利用者は「確かにより合理的で、費用効果的なシステムから便益を得ることができたが、自らの保健サービスの構造あるいは優先順位を決定する権限を与えられていなかった」(H174)。

サッチャー以前においてはNHSは1974年に大幅な再組織化をみているのであるが、彼女は、それも支配的には治療中心、階層構造の維持、保健労働者や患者中心ではなく専門職中心の事業と経営、といった基本性格を継続したものであり、その際設置され、「参加民主主義」として注目されたコミュニティ保健委員会(CHC)も選挙にもとづいた制度ではなく、「現実的な意義よりも、むしろシンボルとしての意義しかもっていなかった」(H176)と評価している。

彼女の分析によれば、こうした「国家化され

た医療」のなかでの医者の科学主義や技術偏重が指摘できるが、これらがとりわけ医療機器や医薬品の生産に従事する資本によって強められることになっており、これら資本が研究開発費などに守られた高収益を得ておらず、「全国的あるいは多国籍的法人企業が医療政策に与える影響力はこれよりもはるかに大きい」(H178)ものとなっている。このことは「一方で、NHSは資本にとって可能なかぎり最小に費用で労働力を再生産することに関連している」(H182)ことと矛盾する。

「明らかに、労働力の再生産を管理するという資本主義国家の役割にとって最も合理的な政策は、医薬品産業を国有化し、それによって医薬品産業の利潤のために資金調達をするというニードから自らを解放することであろう。しかしながら、このことは国家が有する資本主義的蓄積の直接的促進者としての役割とは対立するであろう」(H182)。

こうした矛盾はNHSの経営や財政の問題に映し出されることになるのであろうが、その具体的分析にまでは立ち入られていない。しかし、彼女がここで分析の中心に据えるのはすでに触れたようにNHS内部における「医療専門職による独占」(H10)の存在である。それが一方では、医療資本や多国籍資本の支配と事実上連なることになっているということである。そして他方では、圧倒的に「上流・中流階級」出身者であり、その後継子弟の強固な再生産のしくみを持つ医者や管理者を頂点として、その下にNHSのほぼ39%を占める看護婦や他の「パラメディカル」労働者——技師、物理療法士、作業療法士等が「中の下階級」とみなされ、ほぼ54%を占める半熟練・未熟練の補助労働者が存在するという階層構造の問題も存在する。ここにはイギリス福祉国家にとって大きな制約と特徴を与えていた「二つの国民」といいあらわされてきたイギリスの階級構造が重々しく横たわっている。またこのなかにイギリスの特質でもあるが外国人の医者や看護婦の存在もみられるとともに、さらに底辺部分においては多数の差別された移民労働者が存在するという事実も存在する(H192)。

ドイルはNHSの批判を近代科学の発展に

基礎をおく西欧医療の批判にまで視点を据え、「人間活動の一形態としての科学とそれが作り出される社会の独自の性格」(H13)に注意をむけつつ、医療の担い手のありようにも鋭い分析を加えている。彼女は決してイリイチや新自由主義的な専門家攻撃に組みするものではなく、それらに批判的な立場に立っており、「英国のNHSは患者にとって、限界はありながらも、本質的には進歩的な発展を示してきた」(H282)という見地から、この専門職独占のありかたを問題にするのである。

「医療供給者としての国家への圧力の主要な源泉は、患者からのものではなく、医療団体からのものであり、とりわけ英国医師会や王立大学が顕著な力を示した。かれらが与える最も重要な衝撃力は、かれらが高度技術医療に従事していることから生じた。医師は自らを科学者と考えるように養成されており、医師の圧倒的部分にとっては、職務上の満足はかれらの労働の科学的、技術的側面から導き出された。科学的医療は究極的には自らの運動力および自らの資源需要を生ずる——この需要はしばしば患者の現実的なニーズとは何らの関係ももっていないかった。……こうした技術偏重は、NHSへの販売量を最大化しようとする特定の資本部門——とりわけ医療機器や医薬品の生産に従事する資本——によって強められ、しばしば主導された」(H178)。

住民の健康をまもるうえで医師をはじめとした専門職を動員することは無条件に必要であることはいうまでもないが、ここでドイルが明らかにしたように、それが患者の現実的なニーズとの関係で評価されるシステムもなく、資本主義のメカニズムや階級構造と「自然に」結びつく条件のもとでは、新たな問題が発生せざるをえないことはいうまでもないということである。

IV. 福祉国家再編成と オルターナティブの敗退

さて、ゴフはイギリス福祉国家が「階級闘争の圧力」に対して「国家の集権化」が登場てくると述べたのであったが、その内実はドイル

のNHSのケースの具体的分析から一定明らかになったといえよう。すなわち、「専門職団体ないし特定の専門家層を媒介として資本の利益と結びついた集権化」としてそれが現れるとということであり、それ故に公共サービスが労働者大衆と患者が運営や意志決定から全く疎外されてパーターナリストイックに供給されたり、それ以上に強力な経費膨張圧力がビルトインされることとなって一定の段階でそのしくみの面からも再編成が求められざるをえないということである。

ところで、福祉国家の構造にイギリス的特質が反映していることを理解するうえでは、次のような背景が考慮される必要があるとゴフは述べている。

「二つの特徴は、戦後イギリスの経済的、社会的かつ政治的発展を支配してきたおり、イギリス福祉国家の位置づけに不可欠な背景を提供している。すなわち、それは、組織された労働者階級と労働運動の防御的経済力、およびイギリス経済の長期にわたる脆弱性である」(W117-8)。

彼は、イギリス福祉国家が1970年代に大きな困難におちいり、サッチャリズムという激しい解体・再編成の攻撃を受けたこと、そして労働党や左派のオールターナティブが奏功しなかったこともこうした特質との関係で考察する。

ゴフは1980年に書いた論稿で次のように述べている。

「イギリス資本主義への福祉国家のインパクトとはどのようなものだったか？イギリスに関する2つの独特的な事実をこの問いに答える上で留意しておかなければならぬ。

第1は、世界経済に占めるイギリスの位置が、衰退してきていることであり、そして我々の経済構造の根深い弱点が、戦後繁栄の終焉を特徴づけた世界的規模での景気後退と、今、重ね合わさっていることである。

第2は、イギリス労働組合運動の防御的経済力は、1960年代初頭からの労働党及び保守党政府の試みた産業再編成の諸戦略が首尾よく遂行されるのを妨げた。大規模生産現場組織の、この防御的で強力な、分散化した労働運動もまた、¹²⁾ 福祉国家の再編成を妨げた。」

すでに触れたゴフが議論する2つの主要矛盾を内在させた戦後福祉国家はどのようにして再編成されざるをえなかったのか、イギリス的特質についての彼のこの議論を踏まえて検討してみよう。

第2の主要矛盾について彼は、資本蓄積の結果として登場した「社会サービスにたいする国家支出の規模そのものが、資本蓄積と経済成長それ自体の過程にとって足かせとなる」(W36)と述べているのであるが、そうした費用が資本の剩余価値を圧迫していると議論しているわけではない。むしろ彼は独自の分析から福祉の諸施策が労働力価値の再分配の範囲内にとどまっていることを結論している。また「最近のE E Cの報告書は、GDPに占める政府支出は他のいかなるE E C諸国よりも連合王国の方が低いことを示していた」として、「拡大した福祉国家と衰退した経済との間」は新保守主義者がいうほど「ストレートに明白なものではない」とも述べている。¹³⁾ だが他面で、この両者の関連を全く否定して単純にケインズ主義的な政策を代案として提起することも批判する。すなわち、「ケインズ主義福祉国家は、それが私的資本主義経済の枠内であることによって新たな諸矛盾を生じてきた」というのである。残念ながら彼はこの内容を立ち入って述べていない。ただ彼は、「相対的な経済の衰退にあって、イギリス福祉制度は、インフレを悪化させ、市場メカニズムをむしばむことでイギリスの経済危機に貢献してきたようだ」(W98)という判断を示しているのである。

彼の見解を引き延ばして言えば、一方では、経済危機のなかでイギリス資本主義はそれが自らの弱さと「重なり合う」なかで経済危機の負担をより効果的に福祉にしわよせし、財政対応力の回復をはかり、あわせて市場メカニズムの回復をはかるとする衝動をもったということになる。だが、もちろん福祉国家が社会政策を労働とヒューマン・ニーズの側ではなくて資本蓄積と市場基準の側により有利なものとすればするだけ逆に「社会的再生産や政治的正当性と抵触することが多くなる」(W97)という矛盾を激しくするという関係のもとにもあったとゴフは指摘するのである。

他方、上に見るように彼のイギリス労働運動との関わりでの指摘はいっそう明瞭な論点を押し出している。彼はさらにつづけている。

「U S Aとことなり、イギリスでは、ある特権層のためというよりも概して全住民にとって有効な一組の社会サービスを発展させた。しかし、スウェーデンや西ドイツとは異なって、それには、例えば、より大きな労働移動の達成や労働力参加の促進と経済政策において密接な調整はみられない。……イギリスの労働組合は、少なくとも1970年代中頃までの断続的な所得政策、税水準の上昇や低成長に直面し、組合員の可処分所得の維持に努力した。しかし、これは、またスウェーデンとは異なって、資本になんらかの明白な便益をもたらすコーポラティスト型¹⁴⁾の社会契約によっては達成されなかった。」

かくして福祉サービスの削減は1970年代労働党政権のもとで始まるのであるが、労働党はケインズ主義にかかるオールタナティブ戦略の開発に失敗し、また左派のそれも成功せず、結果として新保守主義や納税拒否運動に道を開き、「西欧世界において最も遠大な『新右派』¹⁵⁾諸政策」に直面することになったのである。

彼が、サッチャリズムの登場を前にして述べた福祉国家の再編成の方途とは、労働力のより効果的な再生産を確保するための諸政策、社会を不安定にする諸集団への社会統制の強化、社会サービスの生産性の向上、できるだけ福祉国家の一部の再民営化といったものであった。これらがサッチャー風に次々と実施をもくろまれてきたことは周知のところである。そして彼が1980年段階で述べた見通しとは、ケインズ主義と違ってマネタリズムは剩余価値の実現条件よりも生産条件の方を重要視する資本の戦略であり、それは長期的な蓄積のために短一中期の見通しを悪化させること、福祉サービスの本格的破壊によって家庭、とくに家庭内の婦人への負担が増加すること、社会的ニーズとして明るみになったものは容易には後退され得ないこと、といった諸点によって特色づけられるであろうというものであったのである。

V. ヒューマン・ニーズと市場の制御

サッチャリズムはマネタリズムと民営化や市場経済原理の導入をその主要な政策としてきたのであるが、その際の重要なイデオロギー的意味とは公共部門の官僚主義やいわゆる硬直性への攻撃であり、その背後にある専門家（といつてももっぱらそれは労働組合が意図されること多かったのであったが）への批判である。それをいわゆる消費者主権、つまり公営住宅における居住者の「住宅購入権」や「家主変更権」、子供を学校に通わせる親の「学校選択権」「公立学校の地方政府からの独立」などの保障ということを名分としながら市場原理こそ、その方策であるとしたところに特徴があったことはよく知られている。¹⁶⁾つまり、福祉サービスにおける消費者サイドと生産者（供給者）サイドとのズレを激しく攻撃したのである。生産者（供給者）サイドとはすでにみたNHSからみれば専門職独占を中心とする階層構造の存在であり、その背後にある資本の利益という問題であり、またそれと患者や労働者大衆とのコミュニケーションの欠如という問題であった。ここで検討してきたゴフやドイルの著作はこれらの点とまだ正面から向かい合うものではなかったのであるが、かれらの議論をさらに引き延ばしながら、そして彼らの最近の労作に少し触れながら、この問題を最後に触れておくことにしよう。

サッチャーを継承したメジャー政権の市民憲章も「品質の向上、選択の多角化、標準の明確化、価値の付与」を主要課題とし、その推進のためのメカニズムとしては、民営化、競争原理、規制緩和、業績給導入、業績目標明確化、標準に関する情報の明示、効率的な苦情の処理、強力な独立した監察機関、市民に損害を与えた場合の補償などを列挙している。1992年の総選挙後、ロンドンで開かれたCSE（社会主義者経済学者会議）で報告したM・メイヨーとA・メイソンは、普遍的供給や民主的なアカウンタビリティとコントロールといった労働党の公共サービスの防衛が選挙で敗退したとして、メジャー政権による「公共市場（public market）」戦略、つまり公共供給の外見を保持しながら内

部における疑似市場（財政資金を市場的指標によって競争的に配分する方式など）の創出を通して市場化される福祉の混合経済は、公共部門における労働組合主義と地方民主主義の基盤を壊崩し、普遍的なサービスを細分化することになると警戒を呼びかけている。そして彼女らはコレクティivismの原理に立ち戻りながら、公共部門間の提携やそのためのコミュニティやボランタリー・グループ、消費者代表、労働組合、地方労働党を含む広範な論議と研究、広範な提携の構築を求めるような産業戦略の工夫、公共部門のオルターナティブ戦略を経済のオルターナティブ戦略と関連づけることを提起している。¹⁷⁾

福祉国家の民営化・市場化戦略との対抗という問題についてのゴフの議論はそのベースにおいてはヒューマン・ニーズの概念が据えられるであろうことは、これまでにみた彼の議論からして容易に予測がつくところである。

すでに見たように、彼の議論にあっては、資本主義的生産様式は様々なニーズを呼び起こすのであるが、とりわけ、それは階級的社会的な闘争過程のなかで表出されて人間的なものとなる可能性をもつ。そしてそれを受けて、福祉国家においては一方で、「個人の能力を発達させ市場諸力の暗黙の活動に対して社会的制御をおこなう傾向」（W33）となって現れようとする。だが他方でそれは資本主義経済の要求に適応させる傾向とぶつかる。こうした性格をもった福祉サービスの現状評価について、彼は社会的支出の増大要因として、相対費用の上昇、人口の変化、改善された新しいサービスとならんで社会的ニーズの増大を挙げるなかから、次のように述べている。

「福祉サービスの產出物とそれらの消費者が受ける最終的なニーズ充足度とをはっきり区別することがきわめて重要である。」「そこで、もし、資本主義的発展がたえず新しいニーズを生み出すならば、福祉サービスの產出物が不斷に増大することが、受益者のニーズ充足度を同じように増大させる結果にはならないかもしれない」ということが考えられる」（W142）という。また「サービスの組織あるいは配給における不均等分配あるいは浪費」（W143）もまた、サービスの生産への支出と最終的なニーズ充足度と

の間の差を拡大することになるという。これらが逆に福祉反動にひとつの批判材料を提供することがあることはいうまでもない。逆に言えば、また、福祉国家の経費膨張傾向とそれによる住民の満足度とのズレは、ドイルも強調したように予防という形で資本の営業の自由にさらに踏み込むことが必要となるということである。「健康の追求と利潤の追求とは矛盾する。不健康的な社会的生産を制御しようとする試みの多くは、資本蓄積過程への受容されえないほどの介入を必要とするであろう」(H36)。

今日における彼らのその後の研究の成果のひとつは、このヒューマン・ニーズをめぐる理論的研究である。ゴフの最近の成果である『ヒューマン・ニーズの理論』は、実はレズリー・ドイルの配偶者であるレン・ドイルとの長年にわたる共同研究の成果であるが、そこでは、ヒューマン・ニーズが重要な基本概念であるにもかかわらず、みすぼらしい公営住宅や貧しい福祉といった公共サービスの貧弱なイメージや旧ソ連・東欧型社会主義の官僚主義のイメージとむすびついて損傷させられてきたこと、そして、近年の新保守主義、新自由主義は単にニーズを個人的で多様なものとしてのみみなして共通のヒューマン・ニーズを否定し去ることとなっていることを厳しく批判している。そして彼は「健康(Health)」と「自治(Autonomy)」を最も基礎的なヒューマン・ニーズとし、「参加(Participation)」と「解放(Liberation)」を普遍的目標とするニーズ理論の再構成を試みている。そして、人々のニーズ充足の権利を提起し、ヒューマン・ニーズの充足にあたって、集権と分権とを結合したシステムや協同とコミュニケーションを重視し市民社会と国家との境界を取り除くような¹⁰⁾福祉システムの展望などを示唆しているのである。

彼は、「本書(『福祉国家の経済学』)は、現代福祉国家を理解し、したがって、『福祉資本主義』からの変容と『福祉社会主義』をめざすための闘争に貢献することを期待するものである」(W226)と述べていたのであるが、それが意味するところは定かではない。しかし彼の議論の延長上に理解するとすれば、福祉が階級的社会的闘争によって表出された人間的なニーズ

にもとづき、個人の能力を発達させ市場制御に向かう傾向を強めれば強めるだけ「福祉資本主義」の変容を求めるを得ないし、さらには社会主義を求めるを得ないであろう。そして逆に社会主義は「健康」と「自治」を保障して、個人の全面発達を要求するであろう、という見通しであるということもできよう。いずれにせよ、この基礎過程において重要なキー概念とされているのが彼らのヒューマン・ニーズ論である。

おわりに

イギリス福祉国家の現在を以上のような形をベースに整理してゆけるとすれば、それと交錯する形で日本の課題を考えるとき、冒頭に見たロブソンの指摘に立ちもどることができるかもしれない。紙数がだいぶ超過したのでごく一言すれば、やはり日本の特質としての産業や社会生活や公共部門における分業再編のスピードの速さとその規模の広範さが人々の適応性の高度の発達を余儀なくさせてきたとはいえ、人々にとって大切なニーズを再発見し、それを共同的なものとして自治的につくりあげ運営するという経験やそれと結びついた理論研究の水準という点では欧米と日本とではどれだけの国際比較が可能か、興味深いところであると私は思っている。

- 1) Hood,C.(1990)'Beyond the Public Bureaucracy State? Public Administration in the 1990s', LSE, Inaugural Lecture (in BLP ES).
- 2) Pinker,R.(1986)"Social Welfare in Japan and Britain: A Comparative View, Formal and Informal Aspects of Welfare", 松井二郎『社会福祉理論の再検討』, ミネルヴァ書房, 1992年, 171ページ。
- 3) Robson,W.A.(1976) "Welfare State and Welfare Society", 序文は1978年。
- 4) Gough,Ian,(1979)"The Political Economy of the Welfare State", 小谷義次, 向井喜典, 荒岡作之, 福島利夫訳『福祉国家の経済学』大月書店, 1992年。なお、荒又重雄氏が同書を批判的にコメントしており、参考になる(経済学研究35-3 1986年1月)。

- 5) 福島利夫「I・ゴフ, A・スタインバーグ
福祉国家、危機における資本主義（下）」
『経済学論集』第12巻、第3,4合併号、175ページ。
- 6) 荒川作之「サッチャリズムと福祉国家」大
阪経済法科大学論集第41号、102ページ。
- 7) 同上、荒川、95ページ。
- 8) Doyal, Lesley, (1979) "Political Economy
of Health", 青木郁夫訳『健康と医療の経済学』
法律文化社、1990年。
- 9) 社会保障研究所『イギリスの社会保障』東
大出版会、1987年、215ページ。
- 10) 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』東大
出版会、1990年、120ページ。
- 11) ティトマスもまた、医師会が公立病院を地
方自治体からの管轄からはずすことを条件に
- N H S に加担したという事情に触れている。
R・M・ティトマス『福祉国家の理想と現実』
東大出版会、1967年、135ページ。
- 12) 前掲、荒川、98ページ。
- 13) 前掲、荒川、96-7ページ。
- 14) 前掲、荒川、98ページ。
- 15) 前掲、荒川、99ページ。
- 16) 社会保障研究所『福祉国家の政府間関係』
東大出版会、1992年、63ページ以下。
- 17) Mayo, Mari and Mason, Angle (1992)
"Public Services — Building the Defence",
Conference of Socialist Economists, 1992
Conference.
- 18) Doyal, Len and Gough, Ian, (1991) "A
Theory of Human Need", 297ページ以下。
(やながせ こうぞう 所員 立命館大学)

新刊紹介

奥村 宏著『会社本位主義は崩れるか』岩波新書、1992年

本書は著者の主張する個人資本家のいない資本主義、つまり法人資本主義についてバブル時代の多くの事件をも視野に入れ、その矛盾について述べるとともに、この資本主義がこれからどこへ向かうのかについて、筆者の主張がまとめられている。

第1章「危機の法人資本主義」では欧米の個人資本主義と異なった日本の法人資本主義が比較され、それが投機化、低い配当性向などに帰結したことが指摘され、第2章「批判される企業集団、企業系列」では日本の企業間関係について、それが公正な取引という点から問題をもつたものであること、新しい状況に適合的でなくなりつ

つあることが明らかにされている。さらに第3章「『会社本位』主義からの脱却」で日本の会社が従業員の運命共同体であるという説に対して、それが実は「会社本位」主義という思想の産物であるところの幻想共同体であること、また会社組織が批判を許さず軍隊や戦前の日本に似ていること、そしてこの「会社本位」主義が無責任体制となっていることを示している。そして第4章「揺らぐ『日本株式会社』」では企業だけが大きくなりすぎたために政・官・財の三位一体構造のバランスが崩れ、官・財は「会社本位」主義のために国民に目が行かず、国民の不信が集まり信頼されなくなることによっ

て、この三位一体構造が崩れていくことが指摘されている。第5章「会社と社会の相克」では日本の社会を会社がおおってしまっているが、女性、若者に代表される非会社人間の抗議、内部からの企業批判、さらにメセナなどの企業活動を例に、企業批判に対処するために従業員に社会貢献活動を強制するという、その矛盾をついている。そして第6章「法人資本主義のゆくえ」において、現在の法人資本主義に代わる代替案として筆者は大企業の解体、そしてそれが社会主義で失敗した国有化であってはならないことを主張している。

(石上)

(36ページより続く)

解決されるべき課題も多い。現在の高い福祉水準を基本的に維持しつつ、その効果をより一層高めるための効率化、人々の潜在能力を一層発揮させるための社会的な効率が、現在求めら

れている。それとともに、地方政府が肥大化し、ともすれば行政が住民から離れて、官僚主義化する問題点を、地方における一層の分権化や協同組合との連携などによって、解決していくことが必要とされている。

(ふじおか じゅんいち 所員 高知大学)

入門
講座

●入門講座 近代経済学とマルクス経済学(7)

経済成長と景気循環

伊藤 国彦

I. はじめに

資本制経済は、景気の循環を繰り返しながら成長を遂げてきました。この誰の目にも明らかな事実は、経済学でどのように説明されるのでしょうか。例えば、現在の不況に関して、銀行の貸し渋り（「クレジット・クランチ」）が実物経済の停滞を招いたとする宮崎氏の「複合不況」論を始めとしてさまざまな説明がなされています。経済学者やエコノミストの意見はまちまちで、「一体どの説が正しいのかはっきりしろ」といった感想をお持ちの方も少なくないと思います。正直なところ、どの学説も経済成長と景気循環を統一的に把握する経済理論としてコンセンサスを得るに至っていないのです。近代経済学内部あるいはマルクス経済学内部でも根本的な考え方には相違がみられます。今回は、近代経済学の景気循環論を中心に理論を整理してみます。

II. 循環の基本パターン

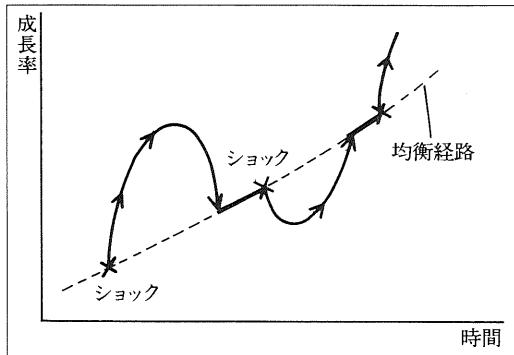
近代経済学の経済成長論あるいは景気循環論は、二つの立場に分類できると思います。一つ

は、市場の価格調整機構を信頼し、財市場や労働市場の均衡経路への収束が達成されると考える「新古典派」的な理論です。他方は、資本制のもとでの市場は本質的に不安定であり、絶えず均衡から乖離していくという立場です。

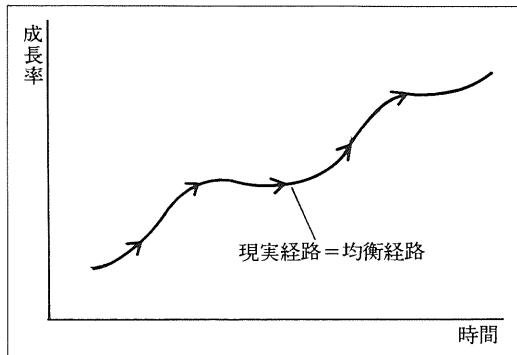
前者は、第1図のように図解できるでしょう。経済システム内部では、円滑な調整が働き、均衡経路（財市場は均衡し、資本と労働の完全雇用が達成されている成長経路）で経済が運行するのです。景気循環が発生する原因是、システムの外部から何らかのショックが与えられるから、ということになります。ショックが加わるといったん均衡から外れますが、価格機構による安定化作用によって均衡経路に引き戻されます。外生的なショックは、例えば技術進歩、石油ショックなどの海外からの影響などです。1970年代にマネタリストを代表とする議論では、予期されない政府の貨幣供給の増加、すなわち金融政策こそが景気変動の主因であるとされました。この主張は「貨幣的景気循環論」と呼ばれていますが、市場に任せておけば実物経済は均衡経路を進むことができるので、政府の裁量的政策が外生的ショックとなったというわけです。

1980年代には、均衡を重視する立場が徹底さ

第1図 安定+ショック型



第2図 リアル・ビジネス・サイクル理論



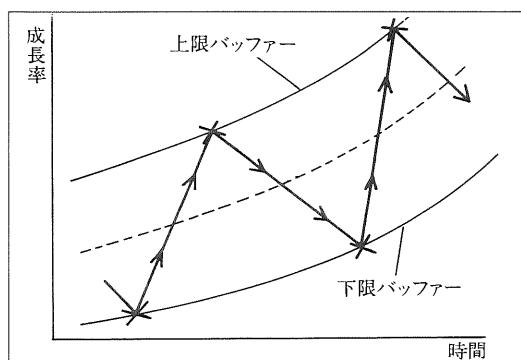
れ、第2図のような均衡経路そのものが、確率的な外生的生産性ショックを織り込んでスネークしながら成長するという理論が登場しました。「リアル・ビジネス・サイクル理論」と呼ばれるこの理論では、常に家計と企業がともに満足し、財市場および労働市場が均衡しているという世界が現実をうまく説明しているというのです。

次に、不安定が常態であるとする理論の基本パターンを概観しましょう。不安定が常であるとすると、経済は景気が加熱したままあるいは停滞しちゃなしこういう状態に陥ります。これでは、観察される上下の変動になりません。そこで、第3図におけるように、景気の上昇過程の上限と下降過程の下限が存在し、それがバッファーア（緩衝装置）の役割を果たして運動経路を反転させるのです。景気の上昇を反転させるバッファーアは「完全雇用」であり、逆に下方への発散をくい止める役割は「独立投資」や「基礎消費」に求められます。以下、もう少し立ちいって説明しましょう。

III. 安定+ショック型循環論

古くはシュンペーターやハイエクに代表される立場ですが、ソローの成長論の枠組みで説明しましょう。ソローが想定する世界は、次のようにです。企業は資本設備の完全利用と労働の完全雇用によって利潤が最大となる生産量（Y）をおこないます。加えて、完全雇用は、実質賃金率が労働市場の需給を均衡させるように速やかに変化することによって達成されます。このように産出（Y）が決まり、一定の貯蓄率（s）が与えられているとすると、貯蓄は $s Y$ となり

第3図 不安定+バッファーア型



ます。ここで、「供給はそれ自身の需要を生み出す」というセーの法則により、まず第一に財市場の不均衡はそもそも発生しません。第二に、その貯蓄が自動的に投資に向けられるのです。新古典派の世界では、企業は与えられた貯蓄と同額の投資をおこなうことになっています。つまり、企業の自立的な投資決定が存在しないことになります。

さて、以上のような想定のもとで時間の経過とともに経済がどのような運動をするかをみましょう。その前に、もう一つ仮定が必要です。それは、生産にあたって資本と労働の投入を同時に2倍、3倍にすると生産量（Y）も2倍、3倍になるという「規模に関する収穫一定」の仮定です。そして、労働供給が n の率で増加しているとしましょう。 $s Y$ が投資され追加的な資本となりますから、既存の資本を K とすると、資本の増加率は $s Y / K$ と表せます。資本増加率と労働供給率が同率での成長しているとき、生産量（Y）も同率で成長し、 Y / K が一定に保たれます。資本増加率が労働供給増加率 n を上回っている場合には、資本 K の増加率 > 生産量 Y の増加率 > n となります。したがって、 Y / K が減少していき、資本の増加率 ($s Y / K$) も低下し、労働供給増加率 n と同率になることがわかります。逆に、資本の増加率が n を下回っていれば、 $n >$ 生産量 Y の増加率 > 資本 K の増加率となり、 Y / K が上昇し、やがて資本増加率は労働供給率 n に収束します。結局、産出量・資本・労働が同率で成長する均衡経路に収束し、その経路上を進むことになります。このような経済では、外から与えられるショックがない限り、変動は生じません。その外生的ショックとは天候不順・技術革新・石油ショック・予期せざる政策であり、それが産出の変動をもたらすのです。この立場に立つとしても、現実の景気循環をもたらした具体的な犯人探しとなると様々なショックを持ち出すことができるのです。

IV. 不安定+バッファーア型循環論(1)

この立場に立つ理論の代表的なものは、ハロッド、ヒックス、サミュエルソンなどです。いずれもケインズ理論の動学化から生まれた理論で

す。したがって、新古典派のようにセーの法則を前提とせず、失業の存在を認め有効需要の問題を重視します。

サミュエルソン＝ヒックス型の理論では、ケインズの「乗数理論」に「加速度原理」という企業の投資態度を加味して景気循環を説明します。 Y を所得、 s を貯蓄率、 I を投資とすれば、

$$(1) \quad Y_t = \frac{1}{s} I_t$$

という関係が成り立ち、この関係が投資水準が所得水準を決定するという「乗数理論」です。また、「加速度原理」とは、企業が過去の所得水準に応じて投資をおこなうという考え方です。次式のように表されます。

$$(2) \quad I_t = \alpha^* (Y_{t-1} - Y_{t-2})$$

(2)式は、 t 期の投資は $t-1$ 期の所得と $t-2$ 期の所得の差の α^* 倍おこなわれることを意味しています。企業にとって望ましい投資であるならば、 α^* は資本家の満足する（資本を正常に利用した）資本係数 ($K/Y_p = \alpha^*$) であることも確かめられます。二つの関係を結び付けると、次のような事態が生ずることが直感的に理解できるのではないかと思います。つまり、前期に何らかの需要（輸出など）の増加があり所得が増加したとすると、それに対応して企業が今期の投資を増やすでしょう。それが乗数過程を通じて今期の所得を増やすことになります。そして、投資増→所得増→投資増を繰り返し、経済は加熱していくだろうという事態です。正確には、 α^* が1より大きいときは先のように発散し、 α^* が1のとき循環運動し、1より小さいとある値に収束する減衰運動します。サミュエルソン＝ヒックスは、不安定になる $\alpha^* > 1$ の場合を想定しました。

さて、景気が反転する理由に移りましょう。投資と所得がどんどん増加していく上方への発散の場合、いずれ「完全雇用の天井」にぶつかりことになります。天井では産出（所得）は完全雇用産出で押さえられることになりますから、(2)式の2期の産出がともに完全雇用産出となるとき投資が0となります。(1)式より、投資が0

の場合には所得は急激に落ち込むことになります。下方に発散していく場合には、独立投資（公共投資など）の水準に収束しますが、独立投資が一定の増加率であれば再び上方へ上向くことになります。

V. 不安定+バッファー型循環論(2)

次に、ハロッドの主張はいかなるものでしょうか。サミュエルソン＝ヒックスに比べて、景気循環を引き起こす原因が企業の投資行動にあることを明確にしています。資本制経済は企業あるいは資本家が投資に関する意志決定を私的・分散的におこなう社会であるという特質が、理論に反映されているといえるでしょう。

ハロッドは、「投資の二重性」つまり投資が「需要創出効果」を持つと同時に次期の供給能力を高める「生産力効果」の側面を考慮します。資本ストックの増加を ΔK とすれば、

$$(3) \quad \Delta K = I$$

と表せます。つまり、投資が追加的な資本になることを意味します。ところで、企業が資本設備(K)を稼働する場合に、企業にとって完全で正常な利用をおこなうことを見むでしょう。遊休設備があってはならないでしょうし、逆に過度な利用による効率の低下などを避けるでしょう。このような資本が完全に利用される場合の産出を Y_p とすると、資本と産出の関係は次の式のようになります。

$$(4) \quad Y_p = K / \alpha^*$$

ここで、 α^* は資本を正常に稼働したときの資本係数です。それに見合う需要は、(1)式より I / s ですから、需給一致は次のような関係になることがわかります。

$$(5) \quad I / s = K / \alpha^*$$

(3)式を考慮すると、資本の成長率 ($\Delta K / K$) は s / α^* でなくてはなりません。換言すれば、企業の蓄積率 (I / K) が s / α^* という一定

の値をとるときに限り、企業みずからが満足する成長ができるということです。以上のような成長率を「保証成長率」といいます。

しかし、現実におこなわれる投資行動が保証成長率に一致する必然性はありません。現実には需要状態と供給能力のバランスが崩れ、需給一致するためには、

$$(6) \quad Y = \delta K / \alpha^*$$

というように、設備の稼働率 δ が変化するでしょう。または、超過需要が $\delta > 1$ 、正常稼働の状態が $\delta = 1$ 、超過供給の状態が $\delta < 1$ というように解釈することもできます。では、現実の企業の投資決定はどのようにおこなわれると考えられるでしょうか。ハロッドは次のように想定します。投資は、資本設備の正常な利用に近づけるようにおこなわれるであろう。換言すると、資本を正常に利用したときの稼働率 $\delta = 1$ と現実の稼働率 δ とのギャップを埋めるように蓄積率を決めるということです。投資関数は、次式になります。

$$(7) \quad \frac{I_{t+1}}{K_{t+1}} = \frac{I_t}{K_t} + \beta (\delta - 1) \quad \beta > 0$$

今期（ t 期）に正常稼働されている（保証成長率上にある）場合には、右辺の第二項目が 0 となり、保証成長率が維持される今期の蓄積率と同じ蓄積率で投資がおこなわれます。しかし、現実の需要と供給能力が保証成長と一致しない場合には、不安定となります。例えば、需要が生産能力に比べて少なく、設備に遊休が生じた場合、現実の稼働率は 1 を下回ります。企業は(7)式のような投資行動から、資本の過剰を減らすために蓄積率を低下させます。このとき、投資の減少からより一層の資本過剰となるために稼働率が下がるというプロセスが発生します。これを数値例で確認しておきましょう。 $\alpha^* = 0.5$, $s = 0.2$, $\beta = 0.7$, t 期の $\delta = 0.9$ であるとします。保証成長率は、 $s / \alpha^* = 0.4$ です。(1)と(6)式から、現実の t 期の蓄積率は、

$$(8) \quad I_t / K_t = s \delta_t / \alpha^* = 0.2 \times 0.9 / 0.5 = 0.36$$

となります。逐次計算をすると、以下のようになります。

$$t+1\text{期の蓄積率} = 0.36 + 0.7 \times (0.9 - 1) = 0.29$$

$$t+1\text{期の } \delta = 0.29 \times 0.5 / 0.2 = 0.725$$

$$t+2\text{期の蓄積率} = 0.29 + 0.7 \times (0.725 - 1) = 0.0975$$

• • • • •

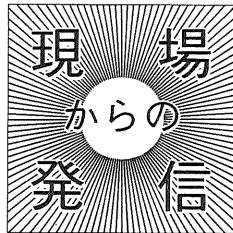
したがって、保証成長率に対してどんどん下方に乖離していきます。逆に、供給能力に比して超過需要が発生している場合 ($\delta > 1$) には、上方に乖離してしまいます。ハロッドは、現実成長経路が保証成長経路から乖離するならば、企業の投資態度に起因してますます保証成長経路から離れていくことを「不安定性原理」と名付けました。

不安定となるメカニズムが明らかとなりましたので、続いて反転の説明をしましょう。ここでは、上方への発散過程が下方に反転するケースを例にしましょう。ハロッドも完全雇用が景気の「天井」となると考えています。完全雇用が達成されるときの成長率は「自然成長率」と呼ばれ、これが成長率を制約します。上方へ乖離している場合には、現実成長率が保証成長率を上回っている状態です。失業の存在している間は現実成長率は高まり続けますが、完全雇用の天井に達すると現実成長率は自然成長率と等しくならざるをえません。自然成長率が保証成長率より低ければ、現実成長率も保証成長率を下回り、今度は下方への不均衡累積過程が開始されます。

VII. 反転の諸契機

上方への発散が下方へ反転されるバッファーとして完全雇用だけを挙げましたが、その他に①生産財部門のボトル・ネック、②実質賃金率の低下の限界、③消費財部門の利潤率の低下、④金融制約、⑤政府の抑制政策などが考えられます。また、下方への発散を反転させる下限として、基礎消費・独立投資の存在に加えて、①消費財部門の活況、②新技術の導入、③政府の景気刺激策などを挙げることができるでしょう。

(56ページへ続く)



●連載(5)

鉄鋼製品メーカーの現場から

松本 学

はじめに

わたしが現在の職場に入ってからもう31年余りが経過しました。わたしの職場は、高炉メーカーの関係会社で尼崎市に本社をもつ鉄鋼製品2次メーカーの大坂支店です。PC鋼線、ワイヤロープ、ステンレス鋼線の3部門を中心に、吊り橋・斜張橋などの吊り材や発泡アルミの吸音材、チタン線のエンジニアリング部門に研究開発部門を加えた5部門を柱とし、それに不動産の賃貸業と多角経営を進めております。特に、品質管理の積極的推進に力を入れ、同業界唯一のデミング賞をはじめ、通商産業大臣賞を受賞しております。今では、先端技術関連製品・脱ワイヤ製品・ソフト製品にも積極的に取り組んでいます。バブル経済の崩壊と金融引き締めの浸透に伴い、民間設備投資、住宅投資の減少、個人消費も伸び悩み、建設機械、自動車、家電産業を中心に在庫調整の局面に入り、「複合不況」にあって、国家的大型プロジェクトに支えられ、利益の少ないセクションもあるものの、全体として高利潤を維持しています。

31年前、希望に燃えて入社

わたしがこの職場に入ったのは、1961年です。その前年は、安保闘争とアイゼンハワー米大統領の訪日を阻止しました。“白衣の天使たち”が、御堂筋をフランスデモをしているのを見て、感激したことがまだ昨日のことのように思い出されます。岸内閣が倒された後、池田内閣は「所得倍増計画」をかざして、アメリカからはライシャワー大使を迎へ、支配の立て直しを図りました。この「所得倍増計画」と切り離せないものの一つに、インスタントコーヒーの登場

があります。それまでコーヒーは豆をひき、濾過させなければならない手間とお金のかかるゼイタク品でした。マックスウェルの『インスタント時代のスタート』は、高級イメージの強いコーヒーを一般家庭へと持ち込ませ、日本人の食生活を洋風化させる一つのきっかけを作りました。洋画で見た欧米の食卓の雰囲気に、人が皆あこがれていた時代だったのです。「中流意識」の芽生えもこんなところにあったのかもしれません。

当時、わたしの所属する鉄鋼労連（日本鉄鋼産業労働組合連合会）の幹部をはじめ、日本の主要労働組合の幹部をアメリカに招き、労資協調への右翼的再編成が仕組まれていきました。わたしは、障害者（軽度）であるということもあり、「わたしを雇ってくれた所だ。ありがとうございます。頑張るぞ！」と心に誓ったものです。わたしは会社に対して何の不満もなく一心不乱に働きました。

人身事故にふれない労働組合幹部に怒り

そんなとき泉佐野工場で人身事故が起こり、死傷者がいました。それから間もないころ、労組より春闘の説明会がありました。幹部の話では、「会社の経営が非常に苦しい」など会社の状況ばかり説明され、われわれ働くものはどうなのか、みんなの要望は何かということは全く聞かれませんでした。まして先日に起こった労働災害のことは何も触れられませんでした。こうした労組幹部のとった考え方、態度に憤りを感じて詰め寄りました。労資協調の本質を見た思いでした。それからは会社もわたしに対する風当たりも変わってきました。

すさまじい人減らし「合理化」の波

いま、民間大企業の職場では、すさまじい勢いで大規模な人減らし「合理化」が進められています。資本は、利益目標にたいして達成率が少ない場合、売上のノルマ達成と長時間サービス残業、超過密労働を強要します。そして、徹底したコストの削減を行います。その最も即効性のあるのが人減らし「合理化」なのです。その特徴の一つは、「余剰人員」の削減、子会社への出向、単身赴任を含め配転など大規模に進められていることです。例えば、鉄鋼大企業では、少し古くなりますが、1985年度中に労働者を15%削減しています。新日鉄では6000人、住友金属では4500人、川崎製鉄では6100人でした。住友化学では2000人の希望退職を募り、わずか5ヵ月間でいやがる労働者を強引に「説得」して1000人以上の首切りを行いました。わたしの職場も例外ではありませんでした。1972年、従業員数は1500人でしたが、今では763人（1992年3月）で、50.9%になっています。念のために売上高を同基準で比較して見ると、195億円にたいし、296億円で51.8%増となっています。一人当たりの売上高で比較をして見ると、この10年間で約3倍（2.98倍）になったことになります。

人減らし「合理化」が強引に進められるようになったのは、1973年11月に第1次オイルショックが起こって以降のことです。1975年6月、各工場で「一時休業」が開始され、1976年5月にはコストダウン推進本部が設置されました。6月には株式上場以来はじめて損失計上をして、6%配当となりました。1977年11月、再建計画委員会が設置され、翌1978年3月、希望退職を含む「再建計画」が出されました。労働者の不安と不満は頂点に達しました。労働組合も形のうえだけでも何らかの行動を示さざるをえなくなり、「合理化反対」の24時間のストライキに入りました。わたしたちもメインの尼崎工場に行き、食堂で決起集会を開き、構内をデモ行進して本社前でシュプレヒコールを行いました。

しかし、その後に待ち受けていたものは、「会社存続のために残された最後の方策である」

といって、「希望」退職という名の首切り238名でした。これらの成果を『30年史』は次のようにまとめています。

(1)1人当たりの労務費は年々上がったにもかかわらず、会社全体としての総労務費は上昇することなく横ばいで推移した。

(2)1976年以降は生産量は回復、一方総労働時間は減少傾向にあり、その相乗効果により生産性は毎年約25%ずつ上昇した。

(3)従業員は毎年約80人ずつが減員し、1978年には希望退職者も含めて前年比260人の減員となり、総労務費の上昇を防止した。

(4)1人当たりの売上高が、毎年20~30%ずつ向上した。

(5)棚卸資産の回転率が1975年の落ち込み後、年々上昇した。

(6)1978年度中間決算において、4億円強の経常利益を上げることができた。

「希望」という名の退職強制

これらの成果を得るためにどれだけの多くの労働者が、そしてその家族が涙を流したことでしょう。会社人員1211人を対象に個別に呼び出したのです。「希望」という名の退職強制は、人によっては非常に厳しいものであったようです（なぜかわたしに対しては、課長は世間話で終わらせました）。「今君が辞めたら、退職金をこれだけ出す」と言って迫り、「辞められません」と言えばしつこく何度も辞めるように迫って来たといいます。東京の大学に行っている息子がいる定年前のAさんは、営業畠一筋に歩んで来られた方で、最後まで退職強要を拒否し続けました。資本はAさんにひどい仕打ちをかけてきました。岸和田から通っていた彼は、遠い加古川の工場に配転されてしまったのです。当然、通勤距離ではありません。工場近くにある独身寮に入り、50歳を過ぎて単身で暮らすことを余儀なくされたのでした。わたしは加古川の工場に行ったとき、Aさんのところに行って驚きました。Aさんはプレハブの小さい小屋の中でワイヤロープを巻くドラムの修理をしておりました。そこは夏はそれは例えようもないほど暑く、冬は寒くてとても仕事にならないほどの

場所で1人おりました。辛さを押さえて、明るく振る舞っていたのが、わたしには忘れることができません。また、Bさんは、泉佐野工場に配転され、辱めとイジメの毎日で、フォークリフトに乗せられ、屑線の処理をさせられました。雨が降っても破れたカッパしか与えられず、差別の中で何度かトイレに入って男泣きに泣いたと言います。

高度先端技術導入をテコに

人減らし「合理化」は、職場に高度な先端技術を導入することをテコにいっそう強化されてきています。その一つは、生産現場にロボットやコンピュータを導入し、職場を無人化する方向です。1975年以後、「総力を結集してコストダウンと新製品開発」をスローガンに、各製造部門で徹底的なコストダウンが行われましたが、その主なものは製造工程の自動化と直結による無人化、設備改善による高速化、レイアウトの変更による運搬の合理化などです。このように職場に先端技術を導入すると、必ずといっていいほど労働者が減らされるのが実態です。

販売・事務管理部門でもOAを導入し、徹底した省力化が進められています。武田薬品ではコンピュータを導入し、会議30%，書類30%，伝票30%削減運動を進めています。「これまで生産現場は極限に近い『合理化』をやってきた。これから事務・管理部門の『合理化』を徹底してやる」と言っているように、すさまじいものがあります。その結果、第一勧銀では、45歳以上のすべての労働者を順次一般中小企業に出向させています。

先端技術は、人間が開発した科学技術で、本来人間の生活や仕事に大いに役立つものです。しかし現実は全く逆で、先端技術も資本に私有されると本来の役割を一部しか果たさず、労働者を酷使し、抑圧する武器になることを示しています。以上に見て来たように働く者の人権がないがしろにされているのが実態です。もうこの歳になって配転はないだろうとやっとの思いでローンで家を買うと、なぜか配転の時期がくると自分の名前がのっているのです。無慈悲としか言いようがありません。この年代の労働者

は、企業の中堅として労資協調の基盤をなす層です。これまで会社が不況や困難に陥ったとき、身体をはって立ち向かい、会社を支えて来た労働者です。また、この年代の多くの労働者は、住宅ローンと子どもの教育費が最もかかる時期にあります。にもかかわらず会社は、この年代の労働者の功績や生活実態を全く考慮せず、『希望退職』や『肩たたき』の際には、第1番の対象者として指名してくるのです。

会社のこの冷たい非人間的仕打ちに対して、下級職制や中高年層は強い反発と不満を表明しており、企業離れを引き起こしています。

会社の方針を承認する労働組合

なぜこんなことがまかり通るのでしょうか。その要因の1つは、労働組合が承認するからです。1992年10月18日に行われた労働組合の定期大会の「議案書」を見ると“運動の基調”的部分で「(会社の)『2000年ビジョン』は、2000年における会社の企業像・事業像をイメージし、700億円以上の事業規模をもつ企業体をめざしており、実行計画ともいえる『92~95年4カ年実行計画』が本年4月よりスタートしています。わたしたちは、『雇用の安定・確保、労働・生活条件の維持・向上にはいかなる環境変化に対しても微動だにしない確固たる企業基盤の確立が不可欠』という基本的考え方方にたち、この実行計画を達成することが、必ずや明るい将来展望を切り拓くものと確信し対応していくことします」とあります。さらに、“企業諸施策への対応”的部分では、「……4カ年計画を推進する過程の中で、各部門の目標・基本方針を達成していくためには、生産体制のあり方の追求に伴う要員の移動や省力化は続くものと受け止めておらざるをえません」と述べています。さらに、最後の部分ではゴシックで「われわれの企業はわれわれの手で、われわれの組織はわれわれの手で」と強調しています。労組の委員長が、「誰を首切ろうかと仕事をミスする奴を見て回っているんだ」とみんなの前で言ってはばからぬのです。人事課ができないことを、労組がその手先となって動いています。

このような職場の中で、過労死もわたしが知っ

ているだけで3人います。みんな働き盛りの人ばかりでした。生産現場では死亡を伴う労働災害が多くなっています。激烈な競争に打ち勝つことに追われて、長時間労働と超過労働がセットにされ、増産に次ぐ増産のすべてのしわ寄せが労働者に転嫁されているのです。

徹底した「品質管理」運動と「職能給」制度

これらを可能にしているもう1つの要因として、徹底した「品質管理」の運動と「職能給」という人事政策があります。「重要品質問題を解決し作業管理を強化する」品質方針のもとで、小集団に連帯責任と個人責任を明確にして競争と監視のもとにおきます。一方、社員段階を細かく分け、職制に忠実な者は上にあがっていく

システムが人事支配の体制として構築されています。

このような長時間・超過労働の強要に耐えている基礎には、資本の低賃金政策と労組の労資協調路線や職場の専制支配があることは言うまでもありません。「利潤追求という企業経営の原点に帰ること」を強調し、「変化に対応する」との心情で資本は今日も労働者との基本的矛盾を内包しながら激しい生き残りをめざしています。「明日のために今日努力しよう」のスローガンを掲げて利潤追求のためなら、人類がどんなに不幸になろうと自然破壊も国家財源もほしいままにしてやみません。そのための基礎研究と製品開発は今日も続いている。

(まつもと がく 鉄鋼メーカー勤務)

(52ページより続く)

ハロッドの示唆は、景気循環の真の原因は企業の投資態度にあり、その原因を反転の諸契機と混同しては資本制経済の本質を見失うということであると思います。

VII. おわりに

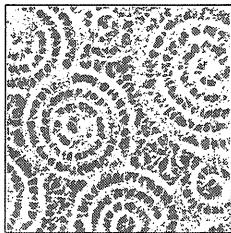
本稿では、網羅的に多様な理論を説明することが目的ではなく、次の点を確認したいのです。この講座のこれまでの主な主張は各理論が互いに不十分な面を補完するということでしたが、資本制経済の運動に関しては近代経済学内部だけを見ても基本的な立場の相違によって、その理論がまったく異なったものになるということです。つまり、正解を誰かに教えてもらうとい

うよりは、読者自身がどの立場に立つかが重要であるということです。その場合にも対立する主張の利点と弱点を正しく理解することが建設的な議論を続けていくために肝要かと思います。

<参考文献>

- 1.浜田・安井編『マクロ経済学の基礎』第7章,
有斐閣, 1989年
- 2.置塙信雄編『景気循環』, 青木書店, 1988年
- 3.吉川洋『日本経済とマクロ経済学』, 東洋経済新報社, 1992年
- 4.増田和夫「「商品過剰論」と「資本過剰論」の生成・発展・消滅」『経済科学通信』58号, 1988年12月

(いとう くにひこ 所員 徳島大学)



●海外通信

Y先生への手紙——Rethinking Marxism [マルクス主義再考] の大会に参加して

角田 修一

Y先生、お元気ですか。わたしは11月12~14日の3日間、マサチューセツ大学アムハースト校で開催されたRethinking Marxism（以下RMと略す）の大会，“MARXISM in the New World Order: Crisis and Possibilities”（新世界秩序におけるマルクス主義：危機と可能性）に参加して、前後1日ずつの旅行日をとって、計5日間、ワシントンを留守にしました。

今回の旅行は1人でしたのでアクセスが心配でしたが、さいわいアメリカン大学経済学部のミーク・マース教授がアムハースト校の出身で（サミュエル・ボールズなどとも親しく、当校をmy territory〔自分の勢力範囲〕だと言わっていました）、簡単で安価なアクセスを教えていただいたので助かりました。ワシントンからHartfordまで飛行機で1時間余り飛んで、空港からバスがSpringfield 経由で約2時間でアムハーストキャンパスに直接乗り入れているのです（Bradley Airport～Springfield間ではアメリカの田舎の景色が十分満喫できます。ただ、どういうわけか、バスの乗客は往復ともわたし1人でした）。大会はすべて食堂・売店などのあるスクーデント・ハウスと連結した11階建ての建物内で行われ、上の階にはホテルまであるという便利なところです（ただ、わたしは早めに問い合わせをしたにもかかわらず、大会事務局からの返事がかなり遅れたためにそのホテルを2泊しか予約できず、3・4泊目はバスで片道30分ほどかかるNorthamptonとの間を往復しなければなりませんでした。そのことで参加者の何人かと知り合いになれたのですが）。

マルクス主義の理論的・実践的可能性の探求

RMは、ご存じのように、Rethinking Marxismという季刊雑誌を発行しており、年に

1度はこのような大会を開催しているようです。経済学者では当校のリチャード・D・ウルフとステファン・A・レズニックの2人が中心になっている組織です。彼らの共著は、平井・滝田訳で青木書店から『二つの経済学』（原著 Economics: Marxism Versus Neoclassical [『経済学：マルクス主義対新古典派』] , 1987, Johns Hopkins University Press）が出版されていますし、未翻訳のものに、Knowledge and Class: A Marxian Critique of Political Economy [『知識と階級：政治経済学のマルクス主義的批判』] (1987, The University of Chicago Press) があります。そして、大会全体を通してのわたしの印象では、Rethinking, すなわち再考に力点があるというより、現代の世界においてMarxismの理論的・実践的可能性をおおいに追求している組織という感じを受けました。

600人の参加者と134もの分科会

大会に参加するのはもちろんはじめてのことですが、3日間とも朝から夜までびっしりと日程が組まれていました。12日午前の分科会が13、同日午後が11+8+3+10の計32、13日午前が8+4+8の計20、同日午後は14+7の計21、14日午前は13+3+15の計31、同日午後が17、とあって分科会の合計はなんと134です。そして、3日間とも夜8時過ぎから10時過ぎまでスペシャル・イベントとして全体会がもたれました。報告者・予定討論者の総数は延べで約400人を超えるのではないかと思います。参加者総数自体は不明ですが、夜の全体会には約500の席が用意されていていつもほぼ満員でしたから、分科会だけの参加者も考慮するとおそらく総数は6~700人になるでしょう。報告者の大半は

大学教員ですが、なかに活動家や院生もまじっており、参加者には活動家らしい人が多くて、あちこちで旧交を温める様子が見られました。年齢、人種ともさまざま、女性が多いことも特徴的です（総会での報告者も半数は女性でした）。この組織はアメリカを基盤にしたものですが、フェミニズム、地域運動、環境保護運動、第三世界の運動と結びついていること、ヨーロッパの著名な理論家を糾合していることに大きな特色があるようです。夜の全体会の報告者の中には、日本でもよく知られている理論家であるイマニュエル・ウォーラステイン、ラルフ・ミリバンド、エルネスト・マンデルといった人がいました。

ここで各分科会のテーマを紹介するには、あまりに数が多くすぎて書ききれません。スピノザやヘーゲルの哲学、ポスト・モダニズムといったものから、「湾岸戦争」「旧ソ連・東欧問題」にいたるまで、じつに幅広い、およそ何でもあるといってよいくらい多くのテーマがとりあげられています。したがって、わたしの参加した分科会のテーマや報告・討論の模様をご報告しても、全体にわたる特徴を記したことにはなりません。また、わたしの英語力からいっても詳細な内容を把握するのは不可能で、おおまかにことしか理解できなかったので、以下ではわたしの理解できた範囲におけるまったくの印象を記します。

政治集会の雰囲気がした全体会

まず、全体会はそれぞれ「マルクス主義と社会変動の諸形態」「再生するマルクス主義」「マルクス主義とアメリカの左翼」と題されていました。いずれも真っ赤な縞帳のうえに貼られた Rethinking Marxism という横幕の下で各報告者が並んで順番に報告をしました。参加者のまわりのスペースでは各出版社が出店をして、マルクス主義、トロツキー、第三世界、フェミニズムなどの書籍が並べられ、割り引き販売が行われています。雰囲気としては学会の総会というよりも政治集会に近い感じです。そのなかで、ある女性の研究者は資本主義およびそれを分析するマルクス主義の統一性を強調しました。

また、ウォーラステインは資本主義の危機が世界的に同時進行していること、社会主义運動の幅広い結合を熱っぽく訴えて参加者からの強く、大きな拍手を受けました。アメリカの大統領選挙におけるクリントン（民主党）の勝利を分析する報告や「虹の連合」（ジャクソン）の活動家の報告、あるいは今次大統領選挙の争点であるナショナル・ヘルス・プログラムについての報告など、現代アメリカの政治（意識）動向をめぐる報告があり、社会主义フェミニストはアメリカの女性の権利や運動の歩みと現状の報告をし、インド系の女性研究者は世銀による「持続的発展」を批判的に報告しつつ「アカデミック・フリーダム」に警告を発しました。そして、経済学者のウォルフは現代アメリカの多くの社会問題が階級の問題であることを強調していました（かれの報告というより演説はなかなかの迫力がありました）。こうした報告を聞いていてわたしが感じたことは、いまの世界でこのように「マルクス主義」を正面にかかげて、理論と実践の両方から、しかもさまざまな分野の理論家や活動家が国を超えて、一同に介して元気よく発言し、対話するというのは他にあまり例がないだろうということです。もしも日本でこのような集会が企画されたら、いったいどれくらいのひとびとが集まるでしょうか。むしろ、日本には経済学、社会学、歴史学といった分野をこえて交流し、しかも研究者と活動家が一緒になるような機会がほとんどないことが、それぞれの分野で理論的閉塞状況を生み出しているのではないだろうか、ということです。

分科会での印象

こうした全体会での雰囲気とくらべて、分科会のほうは、少なくともわたしが参加した分科会はさまざまな報告、意見が出される、いわば普通の学会のような雰囲気でした。参考までにわたしが参加した分科会テーマをあげてみます。「ポスト・フォーディズム時代の蓄積」「危機論と“マルクス主義の危機”」「経済学的修辞法における力と政策」「マルクスとポスト・エコノミック・エコノミー」「新世界秩序」「社会主义の未来」「方法論とマルクス主義の価値論」

「ポスト・モダニズム、後期資本主義、マルクス経済学」「共産主義の後に社会主義の未来はあるか？」です。ところが、日本でわたしたちが経験するような学会の報告要旨（レジュメ）がまったく配られてないので、とくにわたしのような英語力の者にはわかりやすい報告は少なく、そうでないものが多くありました。

分科会では特徴的なことを2つだけあげておきます。

1つは、このなかで報告者がたった1人で、かれの報告をめぐって活発な意見交換が行われた分科会（「社会主義の未来」）があったということです。それはジョン・ローマー（カリフォルニア大学デイビス校）の報告をめぐるもので、かれは80年代にマルクス経済学の理解で、とくに搾取論の普遍化において精力的な仕事を発表して注目されている人で、近年では市場社会主義の可能性にとりこんでいます。その手法はいわばワルラス的な均衡分析のマルクス経済学への適用で、たとえば「労働市場のない搾取」論を唱えたりしており、そのためボウルズやギンタスのようなラディカル派経済学（新古典派批判）と労働市場を重視する社会的蓄積構造（SSA学派）からは批判の対象になっています。そういう意味で、わたしなどは彼がこうした集会に出て来ること自体不思議に思うのですが、「市場社会主義」に関するその報告とリプライ（応答）からはやはりモデル思考の機能主義的なものを感じました。

もう1つは、分科会の1つがフランスの「Actuel Marx」誌のスポンサーによるもので、エチエンヌ・バリバール、ジャック・ビデという日本でその著作が翻訳紹介されている理論家が報告した分科会があったということです。この分科会には50人くらいが詰め掛けて、何人の人が椅子に座れずに床にすわったままで参加しましたので、アメリカでもやはりこういうフランスでの議論にたいする知的関心が強いことをうかがわせました。報告内容そのものはフランス語なまりですごくわかりにくかったので、とくに報告すべきことはないのですが、偶然にもわたしは翌日に、カナダから来た政治哲学の研究者と知り合いになり、かれがこのジャック・ビデさんと友人だということでかれとも知り合

いになりました。ジャック・ビデは画家のような、やさしい風采の人でしたが、日本のマルクス主義は元気か、といって、市民社会派と宇野派と正統派といった区分のことを聞いてきました。

日本のマルクス経済学の課題

わたしは、市民社会派、宇野派、正統派、といった日本のマルクス経済学の区分（これは亡くなつた佐藤金三郎氏がいいだした区分で、故高須賀義博氏をはじめ多くの人が踏襲していますが）に理論的に賛成できないし、实际上も、こうした区分は現状では無意味になつていて、かえつてマルクス経済学の発展にとり有害であると思っているので、積極的には答えませんでした。わたしは、日本のマルクス経済学はいま理論的な閉塞状況にあると感じてきました。その原因として考えていたのは、(1)旧ソビエトの経済学の影響を理論的・方法論的に清算していないこと、(2)マルクス経済学以外のいわゆる政治経済学さらには新古典派やケインズ経済学の「展開」にあまりに無関心で、それらとの「対決」あるいは「交流」を怠ってきたこと、(3)マルクス主義は未完成ならが全体的性格を指向しているにもかかわらず、多くのマルクス経済学者は哲学、社会学、歴史学、教育学、政治学などの勉強、さらにはフェミニズムその他の思想との「対決」「交流」をせず、経済（学）主義に陥っていること、の3点です。アメリカに留学にきてまだ3ヵ月ですが、いっそこれららの点を痛感するようになっています。

R Mは、とくに従来のソビエト的な伝統的なマルクス主義を「再考」し、これとの違いを強調しなければならないと考えているレフトあるいは社会主義的立場の人からは、マルクス主義をかけている点で距離をおかれている、つまり、アメリカの左翼あるいは社会主義者のなかでは明らかに最左翼の、少数派に位置するようです。それでも、この大会が日本のマルクス主義とくにマルクス経済学からみれば随分と「開かれて」おり「全体（指向）的である」と感じさせるところに、日本の現状の方に大きな問題があるようです。そして、この組織がすごく活

発に理論と実践との交流を続けていることに、かえって、旧ソビエトの影響から「自立」し自國の伝統に根ざした運動と思考の健全さを発見した思いです。アメリカではなお社会主義あるいはレフトは健在である。RMがある政治的指向性をもっているのかどうかまではわたしにはわかりません。しかし、今回の大統領選に示されたようなアメリカの政治状況の「閉塞」性を

打開するような、強力な第3あるいは第4の社会主義政党が誕生する可能性が、はたして今世紀中にあるのだろうか。そういう思いを抱いてワシントンに帰ってきた次第です。

またお便りをさしあげる機会があれば幸いで、ではお元気で。

1992年 9月16日 ワシントンにて
(かくた しゅういち 所員 立命館大学)

●書評

基礎経済科学研究所編

『日本型企業社会の構造』

労働旬報社, 1992年。税込2800円

1. 本書は、基礎経済科学研究所（以下、基礎研）がここ数年進めてきた、「日本型企業社会の変革に必要な課題の究明」のための共同研究（本書あとがき）の成果である。

「日本の企業社会」についてはここ数年の間に評価が大きく変化し、最近では政府・財界からも「見直し論」（個人優先社会へ『生活大国5カ年計画』）ができるなど、論壇の重要な問題となっている。それはこの問題が現代日本資本主義の構造把握にとって「鍵」となる問題だからである。

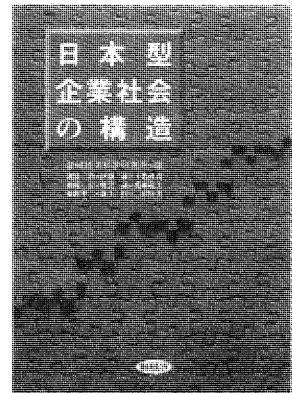
本書の特徴は、これまでこの問題について先進的な問題提起をしてきた基礎研内外の研究者が、基礎研の研究大会、シンポジウムなどで行った報告や討論をもとに執筆した論文をベースに成立しているということである。こうして、大枠では共通の問題意識（「民主主義の徹底」という立場から日本型企業社会の変革を問う」序章19ページ）に立脚しながらも、分析方法においてもアプローチの角度においても微妙に異なる諸見解が提示されている。しかもそれらが相互にかみあつた論点提起になっているため、読者は研究交流の良き成果を味わうことができる。この点で、本書は今後この問題にアプロー

チする研究者が必ず参照しなければならない文献としての位置を占めるとともに、現代日本の抱える中心的問題を平易な語り口で説得的に分析し、今後の展望を示唆している点で、「日本型企業社会」とその変革に関心をもつ広範な読者層に訴えかける生命力をもっている。

それだけに本書を本格的に書評することは容易ではない。以下では本書の内容をできるだけ簡潔に紹介し、わたしの主観的関心にもとづいていくつかの論点を指摘するにとどめたい。

2. 本書は短い序章（「企業社会の扉を開く」二宮厚美——以下敬称略）を別として3部9章から構成されている。すなわち第1部「現代資本主義と日本型企業社会の特殊性」（執筆者：渡辺治、伊藤誠、十名直喜）、第2部「企業社会ニッポンを解剖する」（執筆者：奥村宏、熊沢誠、成瀬龍夫、及び討論）、第3部「日本型企業社会における労働、産業、主体形成」（執筆者：森岡孝二、池上惇、二宮厚美）である。

序章では日本型企業社会が、「企業内社会」の形成とその企業が社会の中心となる「企業本位社会」という二重のイレコになった



社会として特徴づけられる。主としてこの後者の側面が第1部で論じられ、主として前者の面が第2部で、そしてその変革の諸契機が第3部で展開されるという構成とみられる。

3. 第1部では、日本資本主義の特殊な構造を特徴づけるものとしての日本型企業社会が論じられる。共通の前提あるいは了解となっているのは、(1)労働者支配の異常な特徴（「『自發的』でしかも非常に強い労働者間の競争を組織する構造」(68ページ)）と、その根源にある昇進構造の一本化と独特的の「査定」制度（情意考課）である。そしてこうした構造を前提に(2)ME化が積極的に導入され、生産のフレキシビリティを生み出すことである。

しかしそこから論者による意見の相違が現れる。第1は、前者を近代的・もしくは超近代的所産とみる（「日本が直面している社会構造は現代資本主義の一般的な蓄積構造を資本にとって最も効率的

な形で実現している」(87ページ)) 見方(第1章: 渡辺論文)と、企業内部での、また、政・官・財の間でのインフォーマル組織の役割を強調し、日本に特有なプレ・モダンの諸要素(「日本の個人主義を組織的に抑圧する力は、現代では企業の『前近代的』な共同体的性格の再生産活動とその仕組みにある」(161ページ))とする見方(第3章: 十名論文)の対立である。

この問題が、日本資本主義発展の時間軸のどこに現代を位置づけるか、という問題をめぐる論争であるとすれば、後者の生産のフレキシビリティの評価をめぐる論争は、日本資本主義を現代資本主義世界のどのような位置に定位するかという、空間的課題を示している。

この点、レギュラシオン学派やSSA学派を参照しながら戦後資本主義世界の特徴を広義のフォーディズムに求め、1970年代以降の危機(資本の過剰蓄積)を乗り越える試みとしてのポスト・フォーディズムの「日本型」としてとらえる見方(第3章: 伊藤論文)と、国際的な意味で検証されるフレキシビリティとは異なる「日本型フレキシビリズム」(171ページ)を強調する見方(第3章)とが対立する。

4. 第2部は、基礎研シンポジウム(1991年)をもとに構成されている。ここでは「日本型企業社会」の構造そのものが検討の対象となる。主として企業間の問題を「企業本位主義」として追求した第4章(奥村論文)、企業内部の、特に労働者に対する「働くかせ方」(「生産と労務のソフトウェア」(203ページ))に分析の主眼をおいた第5章(熊沢論文)、そしてトヨタシステムに代表される「日本型生産システム」の性格を確定することに力点をおいた第6章(成瀬論文)である。これらは、「日本型企業社会」のそれぞれの

側面を分析したもので、相互に補完しあるものとなっているが、(1)「会社本位主義」の実態を個人主義的な「金儲け原理」とは異なる「出世原理」(194ページ)とみる(第4章)点で、また(2)会社の実体化(第4章)あるいは「生産性や効率が神として祭られている永遠の殿堂としての企業」(第5章、206ページ)とみる点で、基本的に共通の認識に立っている。

問題はこうした「会社本位主義」「企業社会」もしくは「日本の生産方式」がどのような欠陥をもち、それを変革する契機がどこにあるかにある。第4章では、理想的には「達成原理」に基づく企業像が必要としながら、当面「会社本位主義」への批判は海外からとバブル経済にみられたような投機とからくると見ている。両者ともに「金儲け原理」にもとづくものであり、「出世原理」と対抗するからである。これに対して、第5章では「企業社会」への批判は欧米の労働者の個人主義、ただし「価値意識としての個人主義」から提起されており、今後の日本の労働者が「価値意識としての個人主義」と「生活を守る手段としての集団主義」の両方を身につける必要がある、と提起する。また第6章は、アメリカのテイラー・システムが「徹底して分業の利益を追求」するのに対して日本のグループ・テクノロジーは「労働疎外を克服するものではないが協業の利益をも追求するものである限り」一定の「合理性」を持つ、と評価した上でその克服のためには「労働の本質的な改革、労働内容の人間化や労働条件の抜本的改善」が必要と指摘している。

5. 第3部は、日本型企業社会を変革するための課題にアプローチしたものである。第7章(森岡論文)は日本型企業社会が生み出す労働時間の2極構造を実証し、労働時間短縮運動の今後に対して「生活時間構造」の再構築とそれ

を根拠とした残業時間(サービス残業解消をふくめた)短縮を軸とするべきこと、を提言する。第8章(池上論文)は、日本型企業社会と対応する日本の産業構造・産業社会の特徴を国家独占資本主義的蓄積様式とよび、それが日本型企業社会を自己再生産すると同時に、国民の負担増大、個人の自立化を阻害する傾向を累積させ、その変革が問われていることを明らかにしている。さらに第9章(二宮論文)は、こうして必然的に要請される日本型企業社会からの脱却の主体となる労働者の自立の基礎を探っている。

過労死を生み出す長時間労働問題を切り口に労働時間についてアプローチした第7章でも、また産業構造分析を切り口に日本型企業社会の再生産が国民の負担増大をテコに行われるなどを明らかにした第8章でも解明されたように、日本型企業社会のもたらす問題点が実にさまざまな形で労働者と国民の生活と生命を脅かしている現在、こうした状況から脱却する主体形成の道筋を明らかにすることは、当面の最大課題であるといえよう。

この場合に「企業からの独立と労働組合のつくりかえの二重の課題が個々の労働者に期待される」(364ページ)というのはそれだけ事態が深刻であるとの表現である。しかも労働者の伝統的な自立の基礎として機能してきたのは労働者の技能・熟練であるが、近來の工場内部の多能化や職務の拡大をそうした熟練の深化というように過大に評価できないとされている。さらに企業の中で組織される小集団活動・参加、査定なども企業による労働者への人格支配、従属関係をしめすものであって、職場集団の自律性を形成するものではない。むしろ企業の内部に枠をはめられ、労働能力と人格機能の2面から独立性に制約がかけられる。

したがって問題は「『企業社会

からの自立』の基礎は、民主主義的人権とそれを担う社会制度の中に求められる」(369ページ)ことになる。そしてそのよりどころは、「労働と生活」両面における民主主義運動に求められている。

6. 以上駆け足で内容を紹介してきたが、わたしとしてはかなり多くの部分で共感を覚えながらも、いくつかの点でもっと深めてほしいと思う論点や意見を異にする論点があった。この項ではそれらのうちで重要と思われるものについてコメントすることにしたい。

第1は、「日本型企業社会」の性格規定（近代的・もしくは超近代的か、それとも前近代的要素を色濃く残しているか）にかかる問題である。おおまかな印象といえば、基礎研メンバーの側に前近代的要素を強調する色彩が強いのにたいしてそれ以外の論者が（それぞれ方法を異にしながら）近代的要素を重視する意見が多いように見受けられる。このことは、これから脱却する展望に関連して、民主主義・個人主義を強調するか、それとも集団主義を強調するかの差異にもなっていると思われる。私見（『現代国家の理論と現実』中央大学社会科学研究所、所収）では「日本型企業社会」の編成主

体としての資本の性格は明らかに近代的なものである（したがってその法人資本主義としての性格を前近代的ということはできない）が、しかしその資本が労働者の競争を組織する場合に、労働者の心情（人格的依存関係を受け入れる）を利用していることは否めない。つまりこうした労働者の過渡的性格が「日本型企業社会」の基盤であると考える。そうすれば、現在登場してきている若年労働者を資本の側も労働組合の側も十分に把握できない事情が明らかになってくる。まさに、これらの若年労働者がもつ個人主義的な（資本主義そのものが生み出す、身分的関係からの自立と相互連帯からの孤立）心情に「日本の経営」手法がマッチしないからである。このように、近代的関係と前近代的関係（ただしそれはイデオロギー的残存物でしかなかったのだが）の構造的連関をとらえると、今後の問題は今後ますますその傾向を強めるであろう個人主義的性向にたいして、労働と生活の中から連帯と集団主義（ただしそれは理念的にいえば「自立した個人の自由な連帯」でなければならない）をどのように形成できるか、ということにほかならなくなる。

第2の問題は、最近の諸研究を

通じて「日本の生産方法」（典型的にはJIT）とマイクロエレクトロニクス、もしくは情報化技術との性格の相違が明らかになってきたことである。本書では主として「日本の生産方法」、およびこれと結びついて進行した労務管理システムに焦点が当てられているように見受けられる。「日本型企業社会」の解体・編成替えが財界の側からも問題提起されている現在、そしてグローバルな形で資本の競争と再編成が進行している現在、改めて情報化技術の持つ射程について考える必要が生まれているといえるだろう。

第3の問題は、「日本型企業社会」を日本資本主義分析全体の中にどう位置づけるか、という問題である。このことは、現代資本主義を資本主義の歴史的展開の中にどのように位置づけるか、という問題ともかかわっている。本書でもこの難問についての各論者の意見は当然異なっているが、「日本型企業社会」を問うという課題が、日本資本主義分析を前進させるための、また労働運動を前進させるためのキーポイントになってきたということ自体の重さを踏まえながら、今後のわたし自身の課題とさせていただきたい。

（米田 康彦 所友 中央大学）

●書評

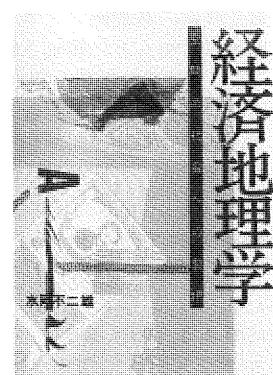
水岡不二雄著

『経済地理学』

青木書店、1992年。税込3914円

本書は経済地理学の体系的構築を試みたもので、斬新で創造的知見に満ちた、教えられるところの多い好著である。そして、副題にもあるように「空間の社会への包摂」という視角を経済学の理論体系の中に意識的に導入することが、本書全体を貫く明確な方法的特徴となっている。はしがきの中で、あまたの地域経済・経済地理の書

物に対して、著者は基本的な問題点を衝いている。すなわち、それらは現実の空間的差異を基軸とする都市・地域の多様性から出発するが、その空間的差異がいかにして生まれたかという問題をとりあげていない。したがって、この空間的差異の生成の論理、つまり都市や地域の経済的社会的生成過程を正面から取り扱うことが、本書



の一番の特色をなしている。

序章では、理論経済学の方法について再確認するとともに、経済

地理学の方法についての著者の見解が示される。経済地理学は理論経済学一般に対して特殊の位置を占めるものとして規定され、いかなる空間的差異も社会的につくりだされていない均等な原初的・即目的空間が経済地理学の理論的起点として指定される。ここで著者は理論経済学一般的体系が空間を捨象しており、このことは経済諸過程が空間から自由な「一点世界」のもとに統合されているという前提を含んでいると言う。経済地理学はこの「一点世界」の即目的経済社会に即目的空間が包摂されるところに始まる。この包摂により矛盾が生じ、矛盾の解消に向けた運動が生成し、空間の編成と経済社会の過程・構造の変容をもたらす。これがつまり空間と経済社会の対自化の過程で、ここに空間の社会的な生産と、その社会的な空間との相互作用を含む経済社会の構造が生まれてくる。空間の社会への包摂は大きく2段階に分けて論じられる。原初的空间といふ外生的定在の即目的社会への取り込みとそれに伴う矛盾といふ「形式的包摂」と、この空間と社会の対的変容にむかう「実質的包摂」である。

上に見た著者の批判からして、空間的差異を初めから前提することは厳しく戒められ、あくまでも内生的に編成される論理が追究されることになる。空間の社会的生産は、空間を否定して「一点世界」へと回帰しようとする社会過程である。「一点世界」の基準に則り経済社会にとって均質な空間を回復することが、空間にとっては原初的な空間の否定と空間的差異の生産となる。だが、完全に空間を否定することはできず、部分的に否定された空間が生まれるし、空間の包摂に伴い原初的空间の矛盾が社会的に顕在化して、経済社会はさらに高次の空間の包摂へとかりたてられていくことになる。

第1章では、素材的・原初的空间の本質とそこに内在する矛盾が

示される。この原初的空间は絶対空間と相対空間という2属性の弁証法的連関をはらんではいるとされる。絶対空間は連続的な広がりであり均質性をもつ。相対空間は位置・距離であり個別性・差別性・隔離への傾向をもつ。序章における原初的・即目的空間は、この2属性の総体を含み、それ以外の自然的・社会的な異質性を捨象した「均等平面」として再指定される。

第2章では絶対空間の包摂が論じられる。絶対空間の広がりの否定として集積が起こるが、他方で経済社会の活動のための「容器」である作用空間がその限界をなす。作用空間の必要は広がりを社会的に充用するために絶対空間の連続性を否定（有界化）させる。この有界空間の歴史的発展と空間的階層性が示される。階層性のためになお連続性が残ることは、市場経済に独自の反作用をもたらす。これが外部経済・不経済として示される。

第3章では、相対空間の包摂が論じられる。まず位置の属性により「場所」の社会的定位がなされるが、「場所」相互間には距離・隔離がある。この距離の否定のために運輸・通信のネットワークによる空間統合が行なわれる。が、市場機構にもとづく空間統合はパラドキシカルに空間的異質性を生産し、相対空間の実質的包摂は完成しない。ここに抽象的人間労働が歪曲され、自然独占が発生する。

第4章では、絶対空間と相対空間の各々が単独に包摂されたことによる矛盾の解消に向けた新しい段階の包摂、相対空間の実質的包摂が論じられる。これには二つの形態があり一つは有界空間の間の統合である「第1形態」、もう一つは統合された各々の区画の排他性と「場所」の定位との矛盾（土地利用競合）を解消する土地利用調整の仕組み（地代など）である「第2形態」である。第1形態において階層的な空間編成が行なわれ、都市・農村の原型が生ま

れる。これがマクロな都市システムの全体をつくるとすれば、第2形態が都市内部の編成をつくりだす。が、第2形態の市場的調整の基軸たる地代も投機的な経済のもとで調整機能を喪失する。著者はこうして、空間の社会への包摂の各局面、各段階でそれぞれ生み出される諸矛盾の帰結を追跡し、これらが現存する生産様式自体の否定と変革にいたるまで根本的に解決され得ないと説くのである。

以上、ごく大まかに本書の構成を見てきた。何よりもまず、空間的差異の経済的生成の論理を体系的に論じた初めての試みであることに本書の意義が認められよう。地域といふのはきわめて複雑で多様な現実であるが、そうであればこそ、これをいくつも諸原理に意識的に分析することが重要となる。本書はそのための導きの糸になるであろう。同時に本書は、「時間による空間の絶滅」や空間的需要密度と時間的需要頻度の関連など、時間と空間にまたがった社会的生産についての様々な指摘があり、この点でも従来の議論の水準を超えている。

他にも多くの興味深い論点が見いだされるが、ここでは2、3の点に限り簡単に見ておくことにしたい。第1に、著者は自らの体系が宮本憲一氏の「容器の経済学」を経済地理学の立場から企図するものと述べている。空間の社会への包摂の論理は、容器と中味の相互作用の論理である。が、宮本氏に見られる学際的指向との関わりで、はしがきにもあるような著者の統合的なフレームワークへのこだわりは今後論議をよぶところであろう。いわゆる「経済還元主義批判」に関わって、従来の容器の議論と著者の体系の間には、なおも微妙な緊張が横たわっているように見える。評者としては、「容器」の問題そのものはちょうど有界空間の規模の問題について著者があげた「面積需要」の諸条件がそうであるように学際的性格

が濃厚であることから、諸学のディシプリンの通用する範囲・限界についての自覚を重視しつつ、その上で柔軟な学際的研究が積極的に組織されるべきと思う。

第2に、この点と関わって、外部性の問題がある。従来、外部性の問題は市場の外であるがゆえに経済学の問題ではないと見做されがちであったが、本書では、外部性が経済学にとっても外部であるよう扱われる事情が、経済学における空間の捨象とパラレルであり、空間の理論的導入によって内在的に導出されることを示唆しているように思われる。この点を念頭におきつつ、都市集積は外部性の内部化の帰結であるという指摘（153ページ）に注目しておきたい。

第3に、地域問題の解決をめぐる論点である。「地域構造」や「住民主体」そして「内発的発展論」について、著者はかなり厳しい批判を加えている。階級理解の欠落、搾取や保守性・前近代性の擁護、等と言われる。かなり的を射た批判もあるが、例えば住民主

体の議論は、もともと現代的貧困とよばれる階級性の新しい現われに対して具体的に解決を模索する上でのステップとして考えられてきた。重要なのは、解決のステップがいつのまにか自己目的化する弊を戒めることではなかろうか。また、地域問題とよばれるものは、問題解決の手段が不備であり、さしあたり放置されていたものを、直接の問題の当事者である住民が解決に向けて働きかけ、その働きかけのための拠点的な集団（足立忠夫氏のいう「社会問題共同体」）を形成するといった地域社会的過程に関わってとらえられる側面がある。地域的な経済・社会の機構によって生じるから地域問題と呼ばれるという側面とは別に、地域的に独自な解決の模索が行なわれることによる側面もある。この意味では、住民主体の成熟は、問題が地域的に解決するものではなく、産業経済システムの全体の変革が必要との判断に至る場合も含み得る。住民主体論は、本書の言うような地域階級同盟の偏狭さを克服する上でも、地域社会的過程のな

かで鍛錬されなければならないという論点を含んでいると考える。

このほか、民族支配やマージナル集団の問題、共同主観的空间把握など広範な問題に論究され、とりわけこれらが特殊な経済的な行為の扱い手として現われる局面についての指摘があることは、経済学の幅を広げる上で重要と思われる。それにもかかわらず、他方で本書の体系では、なおもかなり抽象度が高い部分が大きな比重を占めている。具体的な地域問題に立ち向かう上で本書の様々な問題提起を受け止め発展させることは、われわれにとっても課題である。地域研究に関わるすべての方に一読をお薦めしたい。

（高島拓哉 所員 大分大学）

読者の声

久々にきいた 「ハマさん」の声

「浜林正夫先生聞く」は、大学時代の“ハマさん”を久しぶりに聞けてよかったです。もう少し“世界史の転換”的なテーマの話も聞いてほしかった。とにかく激励される話であった。

今後、第三世界とのかかわり、環境問題と企業体质、競争学歴社会問題、マルクス・レーニンの国家と経済学などをとりあげてほしい。

（三浦 真 高校教員）

よくわかった サービス残業の実態

森岡孝二論文は、サービス残業の実態がきわめてわかりやすかったです。不況下でサービス残業が拡大しているというのを最近耳にするが、こういうときに求められていた論文の一つである。

初学者に向けたレビュー的な論文を時に掲載してもらうとありがたい（各論文の位置づけがなかなかわかりにくいことがあるで、イントロなどを工夫してもらうといふということか……）。その点で、

71号の黒田論文はわかりやすかったです。

医療分野では、国際保健医療協同組合フォーラムが、全体としてはICA大会が開かれましたが、協同組合についても一度特集的に切り込んでもらえませんでしょうか。

（松田 亮三 大学院生）

編集後記

▼本号の書評でも取り上げている『日本型企業社会の構造』が昨年秋の発行以来、快調な売れ行きをみせている。労働旬報社では、初刷3000部、2刷、3刷各1000部を経て、新たに4刷の印刷に入るそうだ。本書の出版に関しては、そのもととなる研究大会での講演、シンポジウム、討論のテープ起こしや用語解説の作成などに編集局として少なからずかかわってきた。それだけに、その成果が社会的な関心と評価の対象となっていることは、個人的にもたいへんうれしい。4月以降、講義・ゼミなどのテキストに採用されれば、さらに部数を伸ばすことも可能である。全国の所員・所友・読者の大学教員で条件のある方については、ぜひとも本書をテキストや参考文献に採用していただきますよう、この場を借りてお願いいたします。

▼『日本型企業社会の構造』は、基礎研の編集であるが、企画の直

接の主体となったのは『通信』編集局であった。編集局としては、次の4点でその教訓を整理している。(1)基礎研として、研究大会、合宿や『通信』紙上において、労働時間問題や企業社会論に関する先駆的で一貫した課題設定を行ってきたこと、(2)議論を内部だけのものにとどめず、問題意識のうえで接点を有する多くの論者との積極的な討論・交流の場を設定し、それらの成果を『通信』紙上で再現してきたこと、(3)企業社会論への注目の高まりのなかで、企画立案から短期間のうちに時期を逸することなく発行にこぎつけたこと、(4)出版社と綿密に相談し、用語解説欄を設けるなど、多くの人にとってできるだけ読みやすい内容にする工夫を重ねたこと。これらの積極的な点については、今後の紙面の編成、新たな出版企画の立案の際にも大いにいかしてゆきたい。

▼今回、窮余の策として印税収入によって、『通信』印刷代金の赤字の一定部分の返済にあてざるをえなかった。しかし、これによって状況は若干改善されたとはいえ、依然として『通信』の財政が自転車操業であることに変わりはない。

“臨時収入”に頼るのではなく、あくまでも定期購読者の持続的な維持と拡大を通じて、財政を基盤のレベルで安定させてゆくことが必要である。社会科学系雑誌の全体的な低迷が言われて久しいが、この3月をもっていくつかの経済学の雑誌が同時に廃刊になるという。『通信』も、その柱である定期購読者の維持・拡大の努力を怠るならば、同様の事態に陥らないとは限らない。今年、基礎研は創立25周年を迎える、それに向けて、25周年記念の『通信』普及運動を取り組む。新たな前進を築き、財政状況の抜本的改善を実現したい。

(森岡真史)

経済科学通信 (季刊) 第72号 1993年3月20日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)
振替京都 8-1972 TELおよびFAX (075)255-2450

編集責任者 編集局

二宮 厚美
芦田 宣 江尻 彰 角田 修一
高橋 信一 西田 達昭 二宮 厚美
松野 周治 森岡 真史 石上 秀昭

印刷所

新日本プロセス株式会社
(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL(075)661-5688
領価 1部1,000円
定期購買費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)

今日の世界経済と日本 編集委員会●編

今日の世界経済と日本

全3巻

ポスト冷戦下の日米関係を軸に、世界経済の中の日本を多角的に解明する共同研究！

第1巻 関下 稔・森岡孝二●編集

¥4120

世界秩序とグローバルエコノミー

バスケ・アメリカーナの変容と日米グローバル・パートナーシップ、EC統合……
協調と競争、統合と対抗の中の80～90年代世界政治経済と日本を多角的に追究する！

第2巻 奥田宏司●編集

¥4120

ドル体制の危機とジャパンマネー

ドル体制の変容と後退、日本の金融大國化、途上国との累積債務問題と多国籍銀行の蓄積行動など、新展開をみせる国際金融・資本市場の実態を分析する。

第3巻 中村雅秀・林 堅太郎●編集

[続刊]

日本経済の国際化とアジア

経済学教育学会●編

経済学ガイドブック

予価￥2800 [A5判上製・2色刷]

学生はどうしたら問題意識をもたせられるか。それは導入教育の永遠の課題です。経済から経済学へ、そして現代の問題性へ。現代の経済分析と、経済・経済学の歴史を結びつけた意欲的な経済学ガイドブックです。

第1部●経済学との出会い

経済学の考え方、勉強の仕方、論文の書き方、情報活用法など懇切で便利な入門的内容。

第1章●現代と経済学 第2章●「政治・経済」から「経済学」へ 第3章●論文を書く
第4章●情報を使う 付論●大学院で学ぶ

第2部●現代経済の振動

世界と日本の経済に関する情報と知識を満載。用語解説はほとんど小辞典。

第1章●21世紀を迎える世界経済 第2章●アメリカ経済 第3章●EC経済 第4章●
旧ソ連・東欧経済 第5章●南北問題と途上国経済 第6章●アジアNIEs・ASEAN ほか

第3部●資本主義経済の歩みと経済学の流れ

経済の歴史と経済学の歴史をコンパクトにまとめ、経済学とは何かの理解を助ける。

第1章●アダム・スミス——分業の経済学 第2章●カール・マルクス——労働の経済学
第3章●J・M・ケインズ——需要の経済学

青木書店

東京都新宿区早稲田鶴巣町538 TEL03-3202-3999 FAX3204-1187 [価格税込]